

令和4年6月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会

(観光生活建設分科会)

会 議 録

長 崎 県 議 会

# 目 次

## ( 6月6日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過 .....	

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	2
2、出席者 .....	2
3、審査事件 .....	2
4、付託事件 .....	3
5、経過 .....	
分科会(土木部審査)	
土木部長予算及び報告議案説明 .....	4
監理課長補足説明 .....	5
決議に基づく提出資料の説明 .....	8
予算議案に対する質疑 .....	8
予算議案に対する討論 .....	29
委員会(土木部審査)	
土木部長総括説明 .....	30
港湾課長補足説明 .....	31
住宅課長補足説明 .....	31
道路建設課長補足説明 .....	32
住宅課企画監補足説明 .....	33
議案に対する質疑 .....	33
議案に対する討論 .....	36
決議に基づく提出資料の説明 .....	36
建設企画課長補足説明 .....	37
建築課長補足説明 .....	37
住宅課長補足説明 .....	38
陳情審査 .....	39
議案外所管事務に対する質問 .....	40
「国土強靱化のさらなる推進に向けた意見書」に係る委員間討議 .....	47

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	49
2、出席者 .....	49
3、経過 .....	
分科会(文化観光国際部審査)	
文化観光国際部長予算及び報告議案説明 .....	49
次長兼文化振興・世界遺産課長補足説明 .....	51
文化振興・世界遺産課企画監補足説明 .....	52
観光振興課長補足説明 .....	53
国際観光振興室長補足説明 .....	54

物産ブランド推進課長補足説明	5 5
国際課企画監補足説明	5 6
スポーツ振興課長補足説明	5 7
決議に基づく提出資料の説明	5 8
予算議案に対する質疑	6 2
予算議案に対する討論	8 2
委員会（文化観光国際部審査）	
文化観光国際部長所管事項説明	8 2
決議に基づく提出資料の説明	8 5
陳情審査	8 5
議案外所管事項に対する質問	8 5

### （第3日目）

1、開催日時・場所	1 0 1
2、出席者	1 0 1
3、経過	
分科会（交通局）	
交通局長予算にかかる報告議案説明	1 0 1
予算にかかる報告議案に対する質疑	1 0 2
予算にかかる報告議案に対する討論	1 0 3
委員会（交通局）	
交通局長所管事項説明	1 0 3
決議に基づく提出資料の説明	1 0 6
議案外所管事務に対する質問	1 0 6
分科会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長予算議案説明	1 1 9
男女参画・女性活躍推進室長補足説明	1 2 1
次長兼地域環境課長補足説明	1 2 1
決議に基づく提出資料の説明	1 2 2
予算議案に対する質疑	1 2 2
予算議案に対する討論	1 3 2
委員会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長所管事項説明	1 3 3
決議に基づく提出資料の説明	1 3 4
生活衛生課長補足説明	1 3 6
陳情審査	1 3 6
議案外所管事務に対する質問	1 4 0
審査結果報告書	1 4 7

### （配付資料）

- ・分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・分科会関係議案説明資料・追加1（文化観光国際部）
- ・委員会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・分科会関係議案説明資料（交通局）

- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 委員会関係議案説明資料・追加 1（交通局）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 分科会関係議案説明資料・追加 1（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）

# 委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月6日

自 午前11時22分  
至 午前11時26分  
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員	長	石本	政弘	君
副委員	長	千住	良治	君
委員		小林	克敏	君
"		瀬川	光之	君
"		徳永	達也	君
"		堀江	ひとみ	君
"		西川	克己	君
"		山口	初實	君
"		近藤	智昭	君
"		堤	典子	君
"		浦川	基継	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時22分 開会

【石本委員長】ただ今から、観光生活建設委員会を開会いたします。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、堀江委員、西川委員のご両人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和4年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。本日の委員会は、令和4年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後11時25分 再開

【石本委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもちまして本日の観光生活建設委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後11時26分 散会

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月20日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時41分  
於 委員会室 3

新幹線事業対策室長	佐藤 貞夫 君
都市政策課長	田坂 朋裕 君
道路建設課長	大我 正隆 君
道路維持課長	村川 康孝 君
港湾課長	川口 末寿 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河川課長(参事監)	松本 憲明 君
河川課企画監	小川 秀文 君
砂防課長	浅岡 哲彦 君
建築課長	宮川 忠幸 君
営繕課長	今崎 博明 君
住宅課長	森 泉 君
住宅課企画監	佐藤 荒樹 君
用地課長	木下 義祐 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	石本 政弘 君
副委員長(副会長)	千住 良治 君
委員	小林 克敏 君
"	瀬川 光之 君
"	徳永 達也 君
"	堀江ひとみ 君
"	西川 克己 君
"	山口 初實 君
"	近藤 智昭 君
"	堤 典子 君
"	浦川 基継 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第69号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）

（関係分）

第70号議案

令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正

予算（第1号）

第85号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）

（関係分）

報告第4号

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）

（関係分）

報告第11号

令和3年度長崎県用地特別会計補正予算（第2

号）

報告第14号

令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計補正

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	奥田 秀樹 君
土木部技監	川添 正寿 君
土木部次長	大安 哲也 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	坂田 昌平 君
監理課長	馬場 秀喜 君
建設企画課長	中村 泰博 君
建設企画課企画監	田崎 智 君



予算（第4号）

報告第17号

令和3年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）

報告第18号

令和3年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

午前10時 0分 開会

---

## 7、付託事件の件名

### ○観光生活建設委員会

#### （1）議案

第74号議案

長崎県県営空港条例の一部を改正する条例

第75号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

第78号議案

契約の締結について

第79号議案

訴えの提起について

#### （2）請願

なし

#### （3）陳情

- ・陳情書
- ・アニメ・ゲーム・漫画・女性を活用した地域振興・広告に対する「修正・取り下げ要求」について毅然とした対応・啓発を求める陳情
- ・要望書
- ・令和5年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・陳情書
- ・陳情書
- ・要望書

【石本委員長】 おはようございます。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました議案は、第74号議案「長崎県県営空港条例の一部を改正する条例」ほか3件であります。

そのほか陳情7件の送付を受けております。

なお、予算及び予算にかかる報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分ほか7件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより土木部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【奥田土木部長】 土木部の新任幹部職員をご紹介いたします。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

【石本委員長】 ありがとうございました。

---

## 8、審査の経過次のとおり

---

それでは、これより審査に入ります。

【石本分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

土木部長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【奥田土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会観光生活建設分科会説明資料」の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしていますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第70号議案「令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分、報告第11号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）」、報告第14号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）」であります。

はじめに、土木部所管の令和4年度補正予算関係についてご説明いたします。

第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ1ページと2ページに記載のとおりであります。

今回の補正予算は、当初予算が骨格予算となっていたため、公共事業に対する国の内示に伴う調整や、単独事業の追加について補正しようとするものであり、道路新設改良費41億6,532万5,000円の増、交通安全施設費、公共・単独合計で27億1,129万1,000円の増、港湾改修費、公共・単独合計で35億8,927万4,000円の増、河川改修費16億6,544万8,000円の増、急傾斜地崩壊

対策費8億8,305万円の増、公営住宅建設費7億4,176万5,000円の増などを計上しています。

このほか、主なものとしまして、令和4年度より新たに建設業における担い手確保加速化事業費654万5,000円、建築地図情報デジタル化事業費535万円、住まいの変「長崎よかにゃんHOUSE」整備推進事業費1億1,900万円、親子でスマイル住宅支援事業費3,000万円を計上しています。

このほか債務負担行為及び第70号議案「令和4年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」については、6ページに記載のとおりです。

次に、知事専決事項報告についてご説明いたします。

本件は、先の3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております。令和3年度予算の補正を令和4年3月31日付で専決処分させていただいたものです。

まず、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ記載のとおりであります。

補正予算の主な内容は、事業費の変更に伴う減等で、公営住宅建設費2億8,777万6,000円の減、河川等災害復旧費2億7,707万3,000円の減、港湾災害復旧費9,693万9,000円の減などを補正しています。

また、報告第11号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）」、報告第14号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）」については、それぞれ記載のとおりです。

このほか、繰越計算書報告についても記載の

とおりです。なお、繰越計算書報告については、補足説明資料を配付させていただいています。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

【石本分科会長】次に、監理課長より、補足説明を求めます。

【馬場監理課長】土木部関係の6月補正予算案の概要について、補足してご説明いたします。

お手元に配付しております、4枚ほどの課長補足説明資料をご覧ください。

先ほど部長からも説明がありましたとおり、令和4年度補正予算案は、当初予算が骨格予算となっていたため、公共事業の国からの内示に伴う補正及び単独事業の追加について補正しようとするものでございます。

土木部関係の令和4年度補正予算案について、6月補正予算として、表の のところでございます。一般会計282億3,210万1,000円、特別会計で16億5,090万円の合計298億8,300万1,000円を計上しております。

補正後の予算としましては、 のところでございます。一般会計812億8,782万7,000円、特別会計71億3,899万円を合わせて884億2,681万7,000円となっております。

令和3年度6月補正後の一般会計、特別会計の合計の予算である、上段の表の一番下のところでございます、1,118億265万1,000円と比較しますと、前年度比79.1%となっております。

今回、公共事業につきましては、前年度当初予算のおおむね50%を3月当初予算に骨格予算として計上し、6月補正予算では、国内示を踏まえて追加して予算計上を行っており、予算ベースでは、この中段の表の一番上に公共という欄がございます。普通建設事業の公共としまし

て、令和3年度6月補正後予算約657億円に対して、令和4年6月補正後では約475億円となり、対前年度比72.2%となっております。

これを内示ベースで見ますと、一番下の表にございます、土木部全体では対前年度比92.2%となっております。これについては、資料に記載をしておりますけれども、新幹線事業に係る負担金が、令和3年度約109億円であったものが、令和4年度は約32億円と、およそ77億円減額したことなどが主な要因でありまして、この新幹線事業を除いた場合、一番下でございます。令和3年度約406億円に対しまして、令和4年度は442億円と36億円の増、内示ベースでは対前年度比109%となっております。

その他、単独等事業、直轄事業負担金につきましては資料に記載のとおりとなっております。

続きまして、土木部関係の繰越計算書について補足してご説明いたします。2ページ目の「繰越額理由別調書」をご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。

表の左の欄の上から総務費、土木費、災害復旧費となっております。

次の3ページをご覧ください。

令和3年度の一般会計の合計は、 の欄に記載しております958件、521億2,089万6,000円、このうち1月の経済対策補正予算に係る繰越が2段目の のところでございます。371件、262億8,768万6,000円、通常分が 587件、258億3,321億円となっております。

一般会計の 、一番上のところでございますけれども、上の括弧書きは事故繰越分で29件、42億2,565万4,000円となっております、こちらは一般会計の外数となっております。

令和3年度の繰越額は、前年度、令和2年度分

と比較しますと、一般会計の合計では から  
を差し引いた額になりますけれども、中段の方  
にございます。件数としましては120件の減、  
金額は179億6,030万1,000円の減となります。

次に、特別会計の繰越額ですが、 港湾施設  
整備特別会計分が5件、2億9,241万3,000円で、  
一般会計と合計した土木部としましては、  
963件、524億1,330万9,000円となります。

次に、一般会計合計の の繰越を理由別に  
説明いたします。繰越額の右側に繰越理由を区  
分して整理しております。

まず、左からでございますけれども、地元調  
整に係る繰越額は311件、123億6,342万4,000  
円、これは具体的に関係機関や関係者との調整、  
資材搬入路の選定、地権者との境界確認、工事  
施工に伴い発生する騒音や振動などの地元調整  
等に日数を要したため繰越となるものでござい  
ます。

次に、用地補償交渉や家屋移転に日数を要し  
たものなど、用地補償に係る繰越額が22件、10  
億8,795万6,000円、工法の検討や当初想定して  
いなかった諸条件の変更に伴う設計変更の日数  
を要したものなど、設計工法等に係る繰越額は  
139件、60億2,633万6,000円となっております。

次が補正予算等に係る繰越額、これは本年1  
月の臨時会でご決議いただきました、主に経済  
対策補正予算に係る繰越分でございます。427  
件、284億302万2,000円。

資機材や人材の逼迫、入札の不落不調に係る  
繰越額が58件、18億790万4,000円。

その他、新幹線整備事業の負担金に係る繰越  
額が1件、24億3,225万4,000円となってい  
ます。

続きまして、4ページ目でございます。土木  
部における繰越縮減対策をご覧ください。

繰越縮減につきましては、先の3月定例会議  
会の本委員会のご指摘を踏まえまして、今回、  
現状及び対策を取りまとめたものでございます。  
資料に沿ってご説明申し上げます。

はじめに、1、繰越計上額の推移についてご  
説明いたします。こちらのグラフは、平成29年  
度から令和3年度の5か年間の最終予算額と繰  
越計上額を記載したものととなっております。

棒グラフをご覧ください。年度ごとに2つの  
棒グラフが立っており、左側が最終予算額、右  
側が繰越計上額を示しております。それぞれ当  
初予算分と経済対策分に分けて整理しておりま  
す。具体的には、29年度でご説明いたしますと、  
青の当初予算に対応した繰越計上額が赤色の金  
額となります。同様に、黄色の補正予算に対す  
る繰越計上額が緑部分となっております。

繰越計上額につきましては、平成29年度から、  
ここに記載しておりますとおり380億円、402  
億円、417億円、790億円、628億円と増加傾向  
にあります。

同様に、最終予算並びに赤色の折れ線グラフ  
で示しております15か月予算も増加傾向にあ  
ります。この15か月予算については、国が次年  
度を待たず、1月から3月も切れ目なく歳出需要  
に対応するため、次年度予算を前倒しした補正  
予算と次年度の当初予算を一体で編成する財政  
運営であり、県も同様の予算の動きとなってい  
ます。

赤色の折れ線グラフは、当該年度の当初予算  
と前年度の経済対策補正予算の合計額、平成30  
年度であれば、前年度の133億円Aと、当該年  
度分でございますB797億円、合計の930億円と  
なっております。端的に申し上げますと、当該  
年度に執行すべき予算のトータルでございます。

近年、繰越計上額増加の主な要因としまして

は、グラフの下に記載しております。令和元年に「担い手三法」が改正され、適正な工期設定や年度内工事の平準化などが規定され、これまで年度内に設定した工期について、適正な工期を確保するため、結果として年度をまたぐ工事が増え、繰越計上額が増加傾向にあります。

また、同じく令和元年度から比較的大きな規模の工事について、受注者が建設資材の調達や労働力確保のため、最長120日間の余裕期間を設定できるようになっており、複数年度の工期設定となることで、繰越計上額につながっております。

さらに、国土強靱化などの予算額の増加に伴い繰越額も増加する傾向になっております。

こうした背景がある中、3月の定例県議会本委員会のご指摘を踏まえて、繰越について可能な限り縮減するため、今回、改めて地方機関とも協議し、繰越縮減対策を取りまとめました。

5ページをご覧ください。こちらは、具体的に今年度、重点的に実施する土木部の繰越縮減対策でございます。

各項目については、これまでの取組を含めて、内容をさらに充実して実施していくこととし、土木部の本庁及び地方機関が課題取組を共有し、先ほど説明しました適正工期の設定や工事の平準化に対応しながら繰越を縮減していこうというものでございます。

対策としまして、（1）本年度予算にかかる対策と（2）来年度予算にかかる対策に分けております。

本年度対策としましては、予算の一層の効率的執行でございます。こちらは当初見込んでいた発注予定が、何らかの事情で年度内に執行が難しくなった場合、弾力的に他工区に流用することを、より徹底して行い、繰越額の縮減を

図るものでございます。

速やかな工事着手のための外部委託の拡大でございます。こちらは積算業務や工事監督業務等の外部委託を拡大することによって、迅速な工事の発注を図るものでございます。

きめ細やかな地元調整の実施でございます。こちらは地元説明会や地元調整の際に懸案となり得る事項について、早めにしっかりと把握し、関係者に丁寧に説明することをより徹底して行い、円滑な工事の執行を図るものでございます。

本庁職員の業務支援でございます。前のページでご説明しましたとおり、予算額の増加に伴い、時期的にマンパワーが不足する場合や地方機関での対応が難しい案件について、本庁職員が応援することによって迅速な工事の執行を図るものでございます。

続きまして、次年度予算にかかる対策としまして、上記でご説明しました4つの対策に加えて、債務負担行為のさらなる活用により繰越縮減を図ってまいります。これは当初予算編成時に、予定されている工事が適正工期や予定期間を設定することによって年度をまたぐ工事となる場合は、債務負担行為を設定しておりますけれども、これをよりの確に各年度の予算を充当することを徹底し、繰越額の縮減を図るものでございます。

以上の対策を今年度重点的に実施することにより、さらなる繰越額の縮減を図ってまいります。

また、土木部職員一丸となって目標をしっかりと定めて取り組んでいくため、囲み部分に記載しておりますけれども、本年度は15か月予算に対する繰越目標値を前年度の29%を下回ることを目指すこととしております。

以上、土木部における繰越縮減対策でござい

ます。

どうぞよろしく願いいたします。

【石本分科会長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【馬場監理課長】表紙に「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」と書いてある2枚ものの資料をご覧ください。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました資料についてご説明いたします。

当資料は、表紙に記載しておりますが、文化観光国際部、県民生活環境部、土木部における政策的新規事業の計上状況の一覧でございます。土木部については、資料1ページの表の一番下でございますけれども、建設業における担い手確保加速化事業費、住まいの変「長崎よかにゃんHOUSE」整備推進事業費、親子でスマイル住宅支援事業費、建築地図情報デジタル化事業費の4件となっております。事業概要、事業計上額等については記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】監理課長、今、説明を聞きました。

まず、令和4年度の当初において、本県の公共事業費として、国に対して総額どれくらいを要望しているのかというのが1点。その総額に対して、内示と内示率、これはどういう状態だったか確認をしたいと思います。

【馬場監理課長】今回、国に要望している金額は約665億円でありまして、これにつきましては資料の1ページ目の中段の表の一番上の公共のところでございますけれども、令和4年度の6月補正後の欄に記載しておりますとおり約475億円の内示があっておりまして、要望額に対する内示率というのは71%になっている状況でございます。

【小林委員】今、聞こえにくかったけれども、約665億円の要望に対し約475億円の内示を受けたと、これでいいんだな。それで、内示率が71%でありますと、こういうご答弁だったと思います。

そうすると、この71%、これは私も常識的に言って結構高いと思うけれども、この71%の内示率は昨年度と比べてどういう状況であるのか、この辺のところをお願いすると同時に、この475億円というのをどのように受け止めているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

【馬場監理課長】まず、昨年度の内示率でございますけれども、令和3年度当初内示率は68%でございます。

令和元年度から3年度までの3か年の平均の内示率は61%でございましたので、例年以上の内示になっている状況でございます。

また、この事業規模でございますけれども、これまで国の国費に対する本県の市町事業を除いた公共事業費というのは約1%ほど配分を受けておりまして、今回の国費が約5.2兆円でございますので、その0.9%ということで475億円でございます。ですので、例年並みの配分をいただいたという認識でございます。

【小林委員】要するに、例年並み以上の内示率ですね。大体今まで60%台できているわけだ。令和3年度は68%であったと。これが今回71%

になっているということ。それから、475億円というのは例年並み、国全体の公共事業費の中からの本県への割当て、こんなようなことを考えれば、きちっと例年並みに確保ができています、こういう答弁ではなかったかと思えます。その点については、皆さん方の頑張りを正しく評価をさせてもらいたいと思っております。

次に、いわゆる単独事業、令和4年度の県の単独事業については、当初が骨格予算でありましたので、当初おおよそ2分の1ぐらいではなからうかと。そういうことで補正予算を加えまして、これがどれくらいになったのか、前年度比はどういうふうになっているか、この単独事業についてお尋ねをしたいと思えます。

【馬場監理課長】これも資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思えますが、資料1ページの中段の表に単独等という形で書かせていただいております。今回、補正額で単独等については約57億円計上しております。

それで、補正後の予算としましては約120億円でございます、これは令和3年の6月補正後の数字が左側の方にございますけれども、126億円というのがございますので、結果的にこの表にありますとおり94.6%の比率になっているような状況でございます。

【小林委員】この単独事業の対前年比が、今お話があったように94.6%と。要するに減額になっているのではないかと、こういう感じがするわけけれども、これは必要額は確保できていると思っていいますか。内容はどうなっていますか。

【馬場監理課長】まず、予算措置のルールと申しますか、県単独事業につきましては、県全体の予算の要求の方針、シーリングでございますけれども、これが対前年度比90%になっており

ます。要は10%削減して要求して措置するという形になっておりまして、通常であればこれは90%になるところなんですけれども、単独の中で約半分を占めております国の緊急自然災害防止対策事業というのがございまして、これが交付税措置の非常に有利な起債でございまして、先ほどの1割カットではなくて、これはシーリング対象外になっておりまして、必要額を予算措置できるようになっております。このため、同事業については、令和3年、令和4年ともに、緊急自然災害防止対策事業、トータルでございますけれども、64億円ということで、単独事業の約半分を占めているところでございまして、非常に大きな予算措置をさせていただいているところでございます。

これを除くところのシーリング90%の対象の事業についても、計画的に予算措置をしておりますので、必要額はおおむね確保できているという認識でございます。

【小林委員】今、答弁の中で出てきた、いわゆる緊急自然災害防止対策事業、これは令和元年度からスタートしたんじゃないかと聞いておりますけれども、これは交付税措置が非常に高い有利な起債の活用ができるということになっているけれども、この事業の起債制度というのがどのような状態になっているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【馬場監理課長】この自然災害防止対策事業の起債の制度でございますけれども、国土強靱化に対応して令和元年度から創設されまして、令和7年度までの事業期間でございます。これは対象事業費の100%に起債が充当できまして、このうち交付税措置が70%ということで、7割がたは国の方から支援があるようなものでございます。対象の事業としましては、災害の発生

予防でありますとか、拡大防止を目的としたものでございまして、主に分野としましては道路、砂防、河川などにかかる事業でございます。

【小林委員】 それでよくわかりました。

次に、国の直轄事業がどうなっているのかということで、これは対前年比が100%切れて85.4%になっている。これはどういう状況になっているのか、続けてお尋ねをしたいと思いません。

【馬場監理課長】 まず、この直轄の金額でございますけれども、これはあくまでも県が負担する、国の直轄事業の県の負担金の予算額でございます。

直轄事業の負担金につきましては、令和3年度につきましては、あくまでもこれは見込額を予算計上させていただいておりまして、今回の令和4年度は、国の内示に基づいて予算計上しておりますので、なかなか比較は難しいところがあるのかなというところでございます。

これは資料には書いておりませんが、当初内示で全体事業費を対前年と今年を比較した場合に、県の負担額と国の負担する額を合わせた全体事業費につきましては、令和3年度が約239億円ございました。これについて、令和4年度が約253億円ということで、今年度は14億円の増、対前年度比106%と伸びているような状況でございます。

主な箇所としましては、国と県の事業費を合わせたものでございますけれども、例えば松浦佐々道路で約99億円、本明川ダムの付替道路工事等で約49億円ということで、主なものはそういったものになっております。

【小林委員】 監理課長は、初めてそこに座って答弁しているけれども、大体答弁は合っているんだろうな、答弁は。監理課長というのはなか

なか大変だよな、しっかりやってもらいたいこと。

今の話では、要するに県の負担金と国の負担金、合わせて令和3年度については239億円あったと。令和4年度については県と国と合わせて253億円だと。それが14億円の増になっていますよと。したがって、106%になっていると。増額されているんだと。大丈夫ですよというような説明ではなかったかと思しますので、そのように受け止めておきたいと思えます。

そうすると、土木部長、今、私は予算の流れということで公共事業費、それから県の単独事業、それから国の直轄、こういうところについての予算確保というのがどういう状況かということについてお尋ねをして、概ね予算の確保がなされているということからして、大変皆さん方の努力を評価させてもらいたいと、こう思っているわけでありませぬ。

それで、これからの流れだけでも、要するに令和7年度までに国土強靱化の加速化5か年計画という形になっていて、非常に何と申しますか、交付税率の高い起債、非常に本県にとってもありがたい仕組みが今できているわけですね。このチャンスをしっかりつかんで、長崎県の公共事業をしっかり確保してもらいたいと、こう思っているわけですね。県のそういう事業が多くなってまいりますと、要するに将来的に返済をしなければいけない公債費比率が高くなってくることは当然でありませぬ。しかし、今、将来の公債費比率を考えて、返済しなければならぬことは事実であるけれども、何をいっても今一番大事なことは、本県に経済的に活力を与えてもらう、その一番効果あらしめる公共事業、そういうことから考えてみますと、やっぱりこれは予算獲得のために全力を挙げて積極



的に取り組むべきではないかと、こういう考え方を持っているわけだけれども、土木部長に対してその点についてのお尋ねをしておきたいと思います。

【奥田土木部長】公共事業の目的ですけれども、ストック効果とフロー効果というものがあります。フロー効果というのは、建設工事を行うことによってお金が回っていく。まさにこれはすぐにその効果が発現するわけで、地域の活力ということなんですけれども、それにも増して大事なのがストック効果と言われているものです。例えば道路ができますと、それはそれから先ずっとその効果が発現するわけです。防災対策をやると、安全・安心というのがずっとそれから発現するわけです。

今、なぜやらなきゃいけないのか。我々の長崎県にはやるべきものがたくさんある中で、それをゆっくりやっていると、いつになっても効果が発現しない。本来やるべきことの効果が発現しない。それをなるべく早く前倒しでやって、そういう効果を早く、それから先長く発現させたいということで、今、国土強靱化を集中的に前倒しでどんどん仕事をやらせていただいています。

一方で、この国土強靱化の予算、今、5年目のうちの2年目なんですけれども、国で15兆円と言われているものの予算の執行というのが、実は国全体でいくと、もう既に2年目にして45%ぐらいが措置されていて、国土交通省関係で言うと、聞くところによると、ほぼ5割この2年で使っている。要は、あと2年でこの別枠の国土強靱化のお金もついでしてしまうというふうに言われています。そのこともあって、まだまだ我々、道半ばの中でいかに、今の国土強靱化の期間もそうなんです、それ以降においても

きちんと継続して安定的に予算を確保していくということが大事だと思っていますし、それはやっぱり当初とは別枠でしっかりと確保していくということが大事だと思っています。

ですので、今、一生懸命、目先の予算獲得もそうですけれども、その後に亘ってもしっかり予算が国全体として確保していただけるように、しっかり働きかけていかなきゃいけないというふうに思っているところです。

【小林委員】土木部長の答弁をずっと聞いておりますけれども、率直に言って、今日ほど大きく見えたことはないな。散髪に行ってきたかいたがいったような、小ぎれいにされとって、そんなような感じがするわけだ。大変今のお話を聞いて、この間も本会議でもお話をされておりましたけれども、大体国土強靱化の5か年加速化事業の総額が15兆円と。しかし、もう半分ぐらいは使ってしまったんじゃないかと。あと2年間ぐらいしかないぞと。これは令和7年度までだからな。

そういう点からいけば、期間はまだあるけれども、お金がこうやって次々にいろいろと全国の国土強靱化のために使われていると。これが要するに経済対策にもはね返ってきていると、こういうことでありますから、これから長崎県は、さっき言ったように、そうやって国から予算を付けていただくと、本県の持ち出しも当然あるわけです。そうすると、公債費比率が高くなるということはもう当然です。だから、その返済は大丈夫かと。中期財政計画なんか見ると、将来の長崎県の借金体制というか、自主財源がないがゆえに非常に厳しい状況にあって、そういう公共工事等の予算獲得についての問題点を指摘する人も一部にあります。

しかし、今、私が申し上げるように、もうコ

ロナで傷んだ今回の長崎県の経済の状況、そういう経済活力を与えるために、公共事業の果たすべき役割というものが非常に大きいと。そういうようなことで、今はとにかく予算確保に全力を挙げて、このチャンスは絶対に活かしていただかなければいけないと、そういうところを強く要請させてもらいたいと思っているので、今日ここにお座りの皆様方は、国への要望活動等々についても大変なご尽力をいただいているわけです。心から皆さん方の頑張りに敬意を表したいと思っております。今後とも、ぜひとも頑張ってくださいたいことをお願いしたいと思います。

そうすると、続けて議論をしておかなければいかんことは、せっかく予算を確保されているけれども、いわゆる繰越がどうしても大きくなりすぎていると。一定の繰越については、資料の中にもあるように「担い手三法」とかというような新しい法律ができて、幾らか繰越が生じやすい状況であるということは承知をしておりますし、また、間を置いたり、いろいろと品確法を中心として、よいものを造っていただかなければいけないということで、この繰越が全部悪いと言っているわけではないわけです。

ただ、この資料を見ても、かなりの状況で、平成29年度が380億円、30年度が402億円、それから令和元年度が417億円、令和2年度に至っては790億円、それから令和3年度が628億円と、こういう状況になってきているわけですね。これはもうどうしても、監理課長が説明をされておりましたけれども、こういう繰越の縮減対策というのは全力を挙げてやっただけでなければいけないと思います。なかなか口で言うことは簡単なんだけれども、この縮減対策で新たな取組というのが聞こえてくるような感じがしま

すけれども、その点についてお尋ねをしたいと思います。

【馬場監理課長】繰越縮減対策につきましては、先ほどの資料の5ページ目でございますけれども、今回、こういった対策を実施していくということで上げさせていただいております。この内容につきましては、実を申しますと、今まで実施してきたものを拡大であるとか、徹底していくということを考えているところでございまして、具体的に申し上げますと、予算の一層の効率的な執行とあるんですけれども、従来、繰越になりそうな予算で要件を満たすものについては他工区に回しておったんですけれども、改めてこの対策を踏まえて、その徹底をより図るということで、本庁、地方機関が随時やっていたものを、時期を決めて一齐に他工区への流用を積極的に行っていくたり、あるいはにございますけれども、速やかな工事着手のための外部委託の活用拡大については、今、例えば長崎県建設技術研究センターの方への積算業務を昨年から増やして、より一層の迅速な工事執行を図るとか、こういうものを具体的にしっかりとやらせていただくかと思っております。

こういった対策は、本庁と地方機関が取組を共有しまして、しっかりと目標を定めて繰越縮減を行ってまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】私は時間をオーバーしたようでありますから、とりあえず一巡して、またこの繰越対策については質問したいと思います。せっかくあなたも調子に乗ってきたような、歯切れがよくなってきたところで申しわけないが、また一巡回ってからお願いします。

以上で終わります。

【石本分科会長】ほかにございませんか。

【堀江委員】 69号議案で大きく2点、それから報告4号で大きく1点質問したいと思います。

まず、69号議案ですけれども、委員会横長資料の25ページ、それから主な事業の7ページにあります、今回肉付け予算の売りになっています住まいの変「長崎よかにゃんHOUSE」整備推進事業費について質問いたします。

これは予算総括質疑の中でも多くの皆さんが取り上げた内容なんです、取組の内容として、主な事業は7ページにもう既に書いてありますように、地元工務店グループで長崎型住宅を研究開発すると。もう一つは、県の空き公舎の改修ですね。それで令和4年度については、2棟、まずやってみようということの取組内容がありましたけれども、今現在、県の空き公舎を改修しようということでは、具体的にどの地域というのがもう既にあるんでしょうか。そういう答弁は可能ですか。もちろん予算が通ってからの話だと思うんですが、既に長崎県内のどこでやるという計画があるのか、答弁ができましたらお願いいたします。

【森住宅課長】 今のご質問ですけれども、具体的には、長崎では、空いている公営住宅、これは滑石4丁目にあり、佐世保で申し上げますと、地名表示は大野町で、池野公舎という2か所に、それぞれ県職員公舎の空いている分がありますので、その2か所を考えております。

【堀江委員】 もう一つの3,000万円、例の子育ての新たな予算は、県内どこに住んでも一定の手続きをとれば、自分たちがここで家を買いたいとか、改修したいということで選べますよね。でも、この1億1,900万円の事業は、もう既に長崎市と佐世保市内の県の空き住宅ということが一つ限定になりますよね。

その際に県庁職員というか、県の住宅として

の目的だった場所と、それから子育てということに関わっての場所というのは、また違ってくるかと思うんですね。子育て中だと、保育園や学校が近いとか、あるいはスーパーが近いとか、いわゆる選択基準というか、選ぶ基準が違ってくると思うんです。しかし、一方で空き公舎という限定がありますよね。その中の長崎市と、今言われた佐世保市に決めた根拠というのはどういうことなのかということも、委員会審議ですので詳しくお話ができますか。

【森住宅課長】 今ご質問の件ですけれども、もちろん県職員住宅は決まった場所にしかございませんが、今回、佐世保、長崎の都市部で行おうとしたのは、その部分で家賃が高いと。要するに住宅がないというよりも、賃貸住宅はあるんだけど、そこそこの広さなだけで家賃が高いと、子育て向けの住宅がないということからスタートしております。

住まいの変ではない、もう一つの親子でスマイルの方は、どちらかというと空き家というよりも持ち家の取得の方で、最初に申し上げた空き社宅の方は賃貸ということがございますので、持ち家の方は全県どこでも、それぞれのご要望に応じて取得していただくんですけれども、今回の都市部でだけ行おうとしている「よかにゃんHOUSE」の方は、賃貸で行うということもありまして、今回は、物件もそこにしかないというのもあるんですけれども、そもそも家賃が高いという発想があって、こちらはそれをまず最初にやってみようというふうに考えているところです。

【堀江委員】 そうしますと、1番の限定される、要するに県の公舎の空きがあるということでの限定はあるんだけど、そこを子育ての対象の人たちの住宅に改修しようとした場合に、い

いわゆる家賃が高いという部分をクリアしたら、いわゆる募集といいますか、多いのではないかと。要するに利用できるということが一つの判断だというふうに理解しましたけれども、一定長崎市内の滑石4丁目は少し理解しますが、佐世保市などのように交通の便とか、その辺についてはどうなんですか。

【森住宅課長】滑石も佐世保地区もそうなんですけれども、一定公共交通機関はございますし、それから佐世保の方で申し上げますと、駐車場が一定あると。子育て中の方というのは1台もしくは2台ぐらい車を持っていらっしゃるんで、そちらも含めて、住宅の広さもあるんですけども、そういう周辺環境も含めて、ここがふさわしいのではないかとということで選択させていただいております。

【堀江委員】ここの質問の最後に、これは今回、先行でまずやってみましょうと。その後、また利用状況なり、今回の先行実態を見た上で、県の空き公舎の状況をいろいろ判断しながら続けていくという理解でいいんでしょうか。

【森住宅課長】次年度以降ですけれども、今年度のノウハウとかを含めて、できれば民間の社宅、私ども県の職員公舎も空いてはいるんでしょうけれども、それを見つけるよりも民間の方の社宅、例えば具体的に言うとNTTとか三菱とかで空いている社宅を目にするところもありますので、そこを実際に地元和市町と一緒に、私どもは今回県ですから県がお金を出していますけれども、市町と一緒に補助をしてリニューアルといいますか、リノベーションして、子育て向けに改修して供給できないかと考えております。

【堀江委員】そうすると、今回は一つの題材として県の空き公舎を活用してということの提案

をするんですけども、今後、県の空き公舎をこういうふうにご利用するというように限定せずに、今言われたように様々な住まいをいかに活用するかという形での一つの提案をするというふうに理解をいたしました。

もう一つは、同じく69号議案の横長の21ページになりますね。21ページ、河川開発費の中の河川総合開発費で、これは浦上ダム、石木ダムの建設に要する経費が今回計上されているんですけども、10億円余りですが、この中の石木ダムの経費というのは、この時点で幾らというのは今答弁できますか。

【小川河川課企画監】石木ダムの6月補正の公共予算のお尋ねですけれども、6億6,697万2,000円を計上しております。

【堀江委員】理解いたしました。

もう一つ、報告第4号の横長資料の15ページ、これも住宅課になります。歳入なんですけど、これはもう最終的な予算の現状の確認で、最終的に住宅使用料769万9,000円の減額になっているんですけども、県営住宅の家賃等ということですから、県営住宅の家賃以外の収入がなかったということの意味するのかが。住宅使用料の769万円の減について、ひとつ説明をお願いしていいですか。

【佐藤住宅課企画監】ご質問のところは、県営住宅の家賃収入についての分に限定しております。

【堀江委員】県営住宅の家賃に限定しているのに、いわゆる報告第4号の横長資料15ページの説明に「県営住宅の家賃等」と書いてあるでしょう。いわゆる県営住宅の家賃という説明じゃなくて、「県営住宅の家賃等」と書いてあるから、県営住宅の家賃以外に何かあるのかという疑問を私は持って今質問しているんですけど

も、そうしたら家賃だけでいいじゃないの、説明は。どういう意味ですか。

【佐藤住宅課企画監】先ほどの説明を訂正させていただきます。家賃収入以外に駐車場の使用料や、あとは目的外使用の部分が入っておりまして、それを含めた合計額となっております。

【堀江委員】拘って申し訳ないんですけども、通常、県営住宅の家賃と言った時に、いわゆるそもそもの部屋代と駐車場があれば駐車場代も含めて家賃と言いませんか。それ以外に目的外というか、許可された使用料ということは、みんなひっくるめたら、今言われたとおり家賃に入りますよね。そうでもないんですか。その家賃の区別が、ちょっと私が見えないのかなと思って。

【佐藤住宅課企画監】家賃等については、目的外使用許可を受けた財産収入、例えば公舎内にある電柱の使用料とか、そういうものを含めたところが収入になっております。堀江委員が言われるように、県営住宅の家賃と申しますと、通常の家賃プラス駐車場を含めて家賃といいますが、今回の議案の分は、県営住宅の家賃と、加えて目的外使用許可を受けた電柱などの使用料が含まれているということでご理解いただければと思います。

【堀江委員】わかりました。要は、県営住宅の家賃等、「等」という意味は、いわゆる家賃収入以外の目的外収入の電柱の使用料とかが入っている。最初からそういう答弁をすれば、こんなに長くかからなかったのに、私の質問の仕方が悪かったと思うので反省いたしますが、よろしくをお願いします。

とりあえず終わります。

【石本分科会長】ほかにございませんか。

【堤委員】親子でスマイル住宅支援事業費

3,000万円についてお尋ねをします。

今回、子育て、多子世帯や職住近接、または育住近接のための中古住宅の取得や中古住宅の取得時のリフォームを支援するということになっていきますけれども、去年も同じような、少し違いますけれど、昨年度は長崎県子育て応援住宅支援事業、これも3,000万円だったと思うんですが、こちらの方は多子世帯、それから3世代同居または近居ということで、これに職住近接や育住近接というのが新たに加わったのかと思うんですが、昨年度、この3,000万円で大体何件ぐらいこれが利用されたのか、わかりましたらお願いします。

【森住宅課長】ご質問いただいた昨年度までの子育て応援住宅支援事業ですけれども、実績で75件の交付決定の実績がございました。

【堤委員】昨年は、補助額の上限が40万円だったと思います。今回、補助額の上限は20万円で、3,000万円の予算ですから、上限20万円いっぱい使ったとして大体150件ぐらいになるかと思うんですが、昨年よりも補助額が減っている。ただ、その対象が少し拡充されているところはあるかと思いますが、これでもなかなか、今回の事業を利用してみようというのは少ないんじゃないかと思うんです。なかなか使いづらい制度ではないかと思うんですが、これまで過去何年か、こういう支援事業があったと思うんですが、その辺の交付の件数というのはどうなっているんでしょうか。昨年75件ということですが、

【森住宅課長】今お尋ねの、昨年の実績は75件ですけれども、令和元年から同じ事業をやっております。令和元年が64件、令和2年が85件、先ほど申し上げた令和3年が75件でございます。

使いづらというご指摘ですけれども、昨年までは、先ほど委員がおっしゃったとおり多子世帯か3世代同居と、要するに同居する家族がいたり、そういう方しかだめだったんですけれども、今回、職住近接、育住近接ということで、例えば実家がなくても、今回取得しようとするところが保育園なり幼稚園に近くて、しかもこれまでは子どもさんが今まで2人以上いないといけないというのが多子世帯の方はあったんですけれども、今回は1人でいいということであったり、職住近接、育住近接の中に、例えば自宅でテレワークをするとか、そのために部屋を改造するとかいう方も職住近接の中に入れておられますので、コロナといいますか、そういうステイホームみたいな感じで生活様式が大分変わってきておられますので、そういったものに対応したことと、もう一つは先ほど申し上げた対象となる子どもの数を一人でもいいというふうにしたということで使いやすくなるのではないかと考えております。

【堤委員】多子世帯以外で子どもさんが一人でもオーケーと、そのところは私も説明をいただいた時に聞き漏らしておりました。一人でもオーケーということは少し広がるかなと思うんですが、子育て世代への支援ということですからそうなるかと思えます。子どもをもう一人ほしいけれども、家が手狭だから、もっと広い家をとというような、そういうニーズがある場合は本当にぜひ利用していただきたいと思うんですが、これは市町も同じようにこの支援に乗っかってされているんですか。全市町そうになっているんでしょうか。

【森住宅課長】今、お尋ねの件ですけれども、今年度から、昨年度までは20市町だったんです

けれども、今回から21市町が、県は20万円出すんですけれども、同じく市町も20万円出して、合わせて40万円と、前年どおりの補助額でいこうと思っております。

【堤委員】わかりました。21市町全てで、県と市町で補助をしていくということですね。ぜひ件数を上げていただくようになっていったらいいなと思います。本当はもっと、それ以外にも、持ち家取得以外のところでももうちょっと支援があればと思いますが、今後、また検討していただきたいという要望はありますが、ぜひ広げて利用しやすいように、よろしく願いたします。

以上です。

【石本分科会長】審査の途中ですが、ここで換気のため、しばらく休憩いたします。

再開は、11時15分からといたします。

-----  
午前11時 5分 休憩

-----  
午前11時14分 再開  
-----

【石本分科会長】それでは、分科会を再開いたします。

ほかにご意見はございませんか。

【浦川委員】建設業における担い手確保加速化事業ということで654万5,000円上げておりますけれども、一応内容はWEBやSNS等を活用したということと、経営者セミナー実施ということなんですけれども、これはWEB、SNSというのはどういった人たちを対象にするような形になっているんでしょうか。

【中村建設企画課長】担い手対策の対象者については、中学生、高校生、大学生、またその保護者の方々を対象に活動しようというふうに考えております。

【浦川委員】わかりました。WEBでデミーさ

んか何か、そういった形で盛り上がっていることは何度か聞いてことがあるんですけども、ただ、加速化といったら、今すぐにでも雇用の確保というか、そういったことが必要じゃないかと思うんです。県内向けというのは何となくそういった形でわかるんですけども、例えば福岡とか東京の方に多くの若い人材が流出している現状を考えれば、近隣のそういったところに対しての人材、UIJターンというのも含めて必要じゃないかと思うんですけども、こういった形をすることによってどれくらいの人材を想定して呼び込もうとしているのかお尋ねいたします。

【中村建設企画課長】これまでも工業高校の高校生とか、中学生向けには現場の見学会とか、いろんな取組を行ってきたんですけども、まだまだ建設業の担い手が逼迫しているということもございまして、大学については、福岡にある専門大学については企業と学校とのマッチングという形での対策もしてきておりました。ただ、今後、さらに県内の建設業の担い手を確保することが必要だということで、WEBも使ってやっていこうというところで今年度から3か年かけてやっていきたいと考えております。

全てに手を広げるのはなかなか厳しいところもございまして、長崎県の建設業に関係があるというキーワードで対象者を絞り込んで、そういう方々が例えばYouTubeであるとか、そういうものを見た時に、そういう方に宣伝広告みたいな格好で全員に対してですね、それから興味があればまたこちらのホームページに飛んでいただくような仕掛けをつくっていただきたいと考えておまして、とにかく、まずは長崎県の建設業、こういう魅力があるんですよというふうな情報発信をやらせていただきたいと考

えております。

今後、どれくらいの人数が見込めるかというところがございまして、なかなかそこは定量的に把握することは厳しいと考えておりますけれども、これらの取組を通じて増加していけばと考えているところでございます。

【浦川委員】わかりました。きっかけとしては本当に素晴らしい取組だと思いますし、私も何度か見ましたけれども、子どもたちも含めて、そういった土木とか建築に対する興味というのは多く広がっているんじゃないかと思っています。

ただ、今後というか、今まで3Kと言われていた産業が、「きつい、汚い、危険」というような部分で今までずっとと言われておりましたけど、やはり今、その業界にしても、いろんな産業もそうでしょうけれども、ITだったりドローンだったりロボット、そういったものが3Kに代わる仕事をするとか言われている時代になっておりますから、逆に言ったら、業界として3Kを払拭するような発信もどんどんやっていただいて、やはり土木行政に対する現場代理人の方々や特殊工だったり、いろんな人材が抜けていくような、他の県に取られているような状況がありますので、しっかり、もっとどんどん大々的に頑張っていただきたいと思います。

それと賃金を、現状でもそう、設計単価にしてもそうなんですけど、やはりそこがベースになってくるのかなと思いますので、賃金はどうやって上げていくのか、実際の支給で単価は決まっているというふうには聞いておりますけれども、そうすると、やっぱり最低賃金が低い長崎県のグループで考えると、周辺の高い賃金のところを取られるのかなと思いますので、どうやって止めていくのか、私も具体的なアイ

デアは持ちませんけれども、やはり賃金というのは大切だと思いますし、そこら辺も今後検討材料にさせていただきたいと思います。

もう一つお尋ねしたいんですけども、先ほど繰越の部分で理由をいろいろ述べられて、不調不落でも58件の18億790万円とお聞きしました。ただ、先ほど説明の中で他工区の調整をして、流用して要件を満たすもので利用して調整したいと言われたんですけども、それは当初から計画しないと、どっちにしろ途中でここができそうじゃないからこっちの工区をしようかというふうに、例えば1工区から4工区ある中でそうしても、同じように繰越するんじゃないかと思うんですけども、こういったところは当初から、どういうふうな想定の中で流用するような形に考えているんですか。

【川添土木部技監】国の公共事業の予算というのは、箇所付けというのがありまして、県が希望している額とちょっと違う場合があるんですよ。そこにずれが生じますので、やはり執行したくても金が少なくてできないところと、執行分よりも多くついたところとか、そういう凸凹があります。そういうのをきちんとヒアリングとか、事情を聞きながらやるのが大事かと思っています。一応そういった調整をして、何とか、流用という言葉を使っていますけれども、ここの振興局ではできないものをこちらの方にと。それを早い段階で、やはり早い段階でやるのが大事かと思っていますので、そういった地方機関の事情をしっかりと聞いて、個々に対して効果が上がるような取組をやりたいというふうに思っています。

【浦川委員】わかりました。わかりましたけど、例えば3振興局とかで、私たちもこちらがついたと喜んでいのに、いや、今度こっちに使い

ましたと言われれば、ちょっとショックが大きいのかなと思いますので、そこはしっかり調整させていただきたいと思いますけれども、期待して見ておきたいと思います。わかりました。ありがとうございます。

【石本分科会長】ほかにございませんか。

【西川委員】分科会の縦の説明資料、3ページの都市公園整備費の中の1億1,685万5,000円は、県立総合運動公園ほかの長寿命化ということですが、どのような整備をするのか。また、ほかの公園がどこにあるのかと、下の単独事業である県立都市公園の整備事業がどこどこをどのようにするのか、もっと詳しくお願いします。

それと、平戸にある県関係の公園などは、例えば和式トイレを洋式化してもらえないだろうかとか、欲を言えばウォシュレット付きにしてももらえないかというトイレの要望も多いんですけど、それなどは入っていないのか説明をお願いします。

【村川道路維持課長】ここに上げてあります予算ですけども、県立運動公園ほか県で管理しております公園は、このほかに4つございます。その分の長寿命化にかかる予算ということで今回計上をさせてもらっています。公共、単独合わせて同じ目的で使用するということですが、具体的な仕様ですけども、東屋であったり遊具等の修繕といったところを考えておりまして、今のところトイレについては、このほかになっております。

【西川委員】今の説明では理解しにくいんですけども、例えば何か所とか、公園施設数、またはトイレの数、場所は言わなくていいですから、何か所とか詳しい内容を。ひょっとして、これはまだ、どのような事業をするか決まって



ないんですか。ほぼ決まっているんでしょう。

【村川道路維持課長】令和4年度に実施しようとしている施設の数につきましては、15か所ほどございます。この中には、トイレ等は含まれておりませんが、この具体的には更新ということで考えているといったところでございます。

【西川委員】よくわからんですけれども、そのうち場所がわかると思います。

一つだけお礼を言っておきます。平戸市内の県道のそばの公園の柵は、石に似せたようなコンクリートの柵だったんですけど、ガードパイプ的なものをそれにつけたんです。丸太に似せたようなコンクリート製のものが大分壊れまして危なかったんですよ。それでトラロープを張っていただいたりしていたんですけど、どうしても危ないということで特別にお願いしたら、現場に田平土木とか来てもらったりしてお願いしたら、何か月後かには、それがちゃんと金属製のガードパイプとか柵ができました。素早い対応に感謝します。ありがとうございました。今後とも、その他の要求が出てくると思いますので、その時には安全性を考えて素早い措置をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

【石本分科会長】ほかにございませんか。

【小林委員】先ほどの質問の継続をいたしますが、繰越の縮減対策について、その取組ということで先ほどから答弁がございましたけれども、議案だから時間はあんまり関係なかったんたいな。20分とか言われて、それを真に受けるもんだから私もびっくりしたんですけど、後で横の方が「時間は制限がありませんから」というようなことでございましたので、議案だから一つしっかり質問いたしたいと思います。

先ほど、繰越について非常に増大していると。先ほど言ったように、せっかく予算を国に対して確保していただきながら執行ができないということは、経済対策の上からもこれは乗り越えなければならない考え方だと思うんですね。対策は絶対必要と。

しかし、この繰越の要因は一体何なのかというと、先ほども言ったように担い手三法というのが一つあるということ。それから、令和元年6月に担い手三法ができていたけれども、10月には工事着工前の最大120日間の猶予期間が認められていると、これもびっくりしたけれども。3番目には、国土強靱化の3か年緊急対策、それから今回の5か年の加速化対策と、次々に予算が確保されて、それが繰越になる大きな要因になっていると。このことについては、なるほどということで十分理解をいたしているところでございます。

ただ、縮減対策で、先ほどからも監理課長が新たな取組として、例えば一斉に繰越の金を他の工区へ使えるようにするという取組、それから設計とか、あるいは積算業務については大村のナーク（NERC）などを使って外部発注したらどうかと、こういうことも縮減対策としてあると。具体的に今2つという形になっているけれども、この一斉に他の工区に流用すると、このところがよく理解ができないんですけど、この内容についてどのようになっているか。ここは監理課長ですか、別の人が言うのかな。そういうところでその説明をしてもらいたいと思います。

【川添土木部技監】先ほど、浦川委員の答弁に含まれますけれども、どうしても国の方の予算の内示の額というのは、国の方は政策目標で付けていますので、実際の内示額は県が思ってい

ることとちょっとずれが生じております。

それで、その調整を早い段階で本庁の方で、出先の方では自分のところに付いた額を予算執行で一生懸命するんだけれども、そこでどうしても残ってしまうところがあるし、片や別のところでは不足しているようなところも生まれていますので、そういった調整はやりたいと。

ただ、これも前からやっていなかったのかと言われると、やっているところがあります。そういうことの時期を早めるとか、もう少し詳しく聞くとか、そういうことを丁寧にやって少しでも繰越を下げると、そういうことをやっていきたいと思っています。

【小林委員】今の説明が私の先ほどの質問に対する答弁ですか。予算流用と、ちょっとよくわからん。もう一回言ってみて。予算流用とかなんかは初めての試みかどうか。今までやってたのか。繰越の予算が残っていたものを他の工区に流用するということができるのかどうか。そんなことはこれまでもやってきたのかね。今回、新たなやり方として、そういうことがいわゆる縮減対策の一つになっているけれども、そこはどうか。

【川添土木部技監】流用というのを過去においてもやってたのかというご質問ですけれども、県としましては、それについてもやっておりました。ただ、やるスタートの時期とか、細かい、深い聞く内容、深化というか、そういうところについては、ちょっと手ぬるいというか、弱かったなという反省もありますので、今後はこれをしっかりやっていくということで、新たな縮減対策ではございませんが、ここについても効果があるので、そこについてはもっと踏み込んでしっかりやっていきたいということでございます。

【小林委員】これまでもやってきたんだよというような話だけど、例えば今回の新たな、一斉に他の工区に流用するという事は、1年間の中でばらばらやるようなことじゃなくして、やっぱり何月と何月に集中してというような形の中で、効果が上がるような形でやるんじゃないのか。そんなのを技監は説明できないのか。

【川添土木部技監】私は本庁の方なので、予算を他の振興局の事情をしっかりと聞いて回すということが出来る立場に今なっております。大体技監というのは、予算執行に関して、いろんな振興局のヒアリングをやって、そこでしっかり事情を聞いてやるということを行っておりますけれども、それが大体6月と秋ぐらいにやっておりました。そういったところの頻度を上げるとか、そういうのをきめ細かくやるという方法しかないのかなと思っています。そこについてはしっかりと今回の指摘を受け止めてやっていきたいと思っています。

【小林委員】そういうことで、ナークなんかに対する積算とか、あるいは設計とか、そういう外部発注を少しアップすると、こういうことで仕事に着工できるような環境整備を行うと、こういうこともですね。特に一番大事なことは、本庁と出先がしっかりと心を合わせていただいて、この繰越の縮減対策については、共に問題点を共有してもらおうということがとても重要であろうと、こう考えておりますので、今後ともその辺のところについては、もう繰越があるということについては、先ほども言ったような問題点があるわけだから、課題があるわけだから、これはどうしても繰越が生じるということについては理解をしているわけです。しかし、その率をもう少し加速化せんといかんと。あまりにも繰越がありすぎるということ、私は一貫して指

摘をしてきているわけですね。

そうすると、次に、例えば令和3年度の15か月予算に対する繰越率29%を下回ることを目指すと、こういう一つの基準を設けているようであるけれども、ここはどういう意味ですか。

【馬場監理課長】委員からご質問がございましたけれども、まず、令和3年度から国土強靱化が、前の年に経済対策補正予算として前倒しして措置がされております。そのため、例えば今年度、令和4年であれば、当初予算にどうしても時期的に繰り越さざるを得ない令和4年1月の補正予算が加わって業務を行っている状況でございます。

補正予算案の工事発注については、可能な限り我々はやっているような状況がございますけれども、工期がどうしても年度を跨いでしまうところがございます。ですので、この15か月予算というのは、前年度の1月から当該年度の3月までの15か月の予算を年度全体の仕事量として分母にしなが、まず定めさせていただいております。これが実態に合っておりますので。

その上で、先ほど来お話がっております国土強靱化5か年加速化対策の予算規模が非常に大きくなっているところがございます。ですので、ここ数年の平均値よりは、事業規模を見て、やはり前の年の繰越率を見ながら、しっかり目標を立てさせていただいて、それを下回るというのが我々としましては実態に合っているところもございますので、そこをしっかりとやらせていただこうかなと思っているところでございます。

【小林委員】それはやっぱり昨年、令和3年度の1月、2月、3月、この3か月の経済対策、これがほとんど繰越になっている状況ということが指摘をされていたわけだよね。それを令和4年

度の当初と一緒にして15か月予算と。こういうようなことで、それを29%下回らないような状況の基準をつくってひとつ取り組んでいこうと、こういう新たな基準ができたということについては一つの目安ではないかと、こういうように思いますので、この点はその基準をきちんと活かして、これから取り組んでいただくことを重ねてお願いをしておきたいと思います。

それから、今言っているように、令和4年1月、2月、3月、つまり令和3年度の1月、2月、3月、このところのほとんどが繰越になっていたけれども、その後においてどれくらいの発注率を準備していただいているのか、この辺のところについてお尋ねをしたいと思います。

【馬場監理課長】委員からご質問がございました令和4年度の1月補正にかかるものが、まず令和4年の1月補正予算が278億円ございました。これにつきましては、年度末、今年3月末の発注率につきましては64%になっております。今後、6月末まで、これについては、今、目標として85%の発注目標を立てながら、速やかな工事完成を目指しているところでございます。

【小林委員】6月末までに85%、大変皆さんには頑張っていたかなければいけないということとありますので、ぜひとも85%の発注率を必ず確保していただけるようお願いをしておきたいと思います。

次に、建設業における担い手確保加速化の事業費654万5,000円、これは先ほど他の委員からも質疑があるようでありましたが、今、大体この業界においてどれくらいの人材不足が生じているのか、この辺についてはおわかりですか。

【中村建設企画課長】まず、新規学卒の充足率ということなんですけれども、これにつきまして

ては、全産業で約4割近くしか充足していないという状況があるんですけども、建設業については21.8%ということで、約2割程度の充足しかあってないという状況がまず一つデータとしてございます。

【小林委員】 21.8%、約2割しか、工業高校の技術をお持ちの方の就職率というのか、これがそのくらいにしかいってないと。これは今始まったことなのか。ずっと一貫してこのくらいの割合で推移していきっているのか。いい時もあったのかどうか。最近になって、全産業において人材確保対策は、これは単なる建設業のみならず、福祉の関係等々においても広く人材が不足していることは指摘をされているわけですね。

したがって、先ほどからも言うように、何といても長崎県の経済活力のためには、この建設業の発注というものが、広い裾野に広がっていきます。だから、これは何としても頑張っていたかなければいかんわけけれども、何といても人材確保というのがないと仕事がやっていけないわけだ。だから、もう一回、4割充足の中の21.8%と、2割程度しか確保ができてないと、これがずっと常態化しているのか、その辺のところはわかりますか。

【中村建設企画課長】 最近5か年間のデータで述べさせていただきたいと思いますが、平成28年の3月卒、この時の充足率は26.3%という状況で、令和3年度末よりも高い状況ではございました。ただ、その後、減っていきまして、平成31年3月卒の時点での充足率は16.8%という格好でございまして、ここの充足率が一番低かったという状況でございます。

その後、令和2年3月卒は18.4%、令和3年3月卒につきましては、先ほど申しましたように21.8%ということでございまして、平成31年3

月卒を一番底として、今若干微増傾向にあるという状況にはなっております。

【小林委員】 パーセンテージで説明していただいて、全体的な流れが少しはわかるわけけれども、やはりこれから建設人材の確保をそれなりに取り組んでいただくという新たな事業を立ち上げていただいているわけですね。やはりそれだけの効果をあらしめなければならんと思うわけですね。そうしますと、パーセンテージはわかるけれども、大体長崎県で建設人材というのは全体でどれくらいあって、どれくらいが不足しているんだという数字で語ることができるかどうかということについてはいかがですか。難しいですか。（発言する者あり）時間というのは今日中か。資料があるわけだね。それじゃ、次の質問をしている間にお願いします。

質問を続けます。そうすると、どういう課題が横たわっているのか。例えば、これは本会議で土木部長が答弁していたが、よく聞いていなくて合っているかどうかわからんけれども、そういう建設業界等々においては、例えば週休2日制がまだないんだとか、労働時間とか、そういうところの取り巻く背景がなかなか厳しいというようなことが、土木部長はそんな答弁をしていなかったかな。そういうことで、週休2日制がこの業界には定着してないと。これは何とかな、法律に抵触しないのかどうかわからんけれども、こういうことがまかり通っているということで、やっぱり若い方々がそうやって離れていってしまうということは、もしそれがそうであるならば、ある程度、なんで苦戦しているかというようなところがわかるような状態になっていると思うが、どういう課題が横たわっていますか、なかなか人が集まらんということについては。

【中村建設企画課長】いろんな問題がございます。まず、県の方の取組をちょっと申しますと、公共事業につきましては、他産業に比べて週休2日の割合が低いというところがございますので、我々は週休2日の取組を順次進めておりまして、我々が発注する工事については約9割程度、災害復旧工事は除きますけれども、9割程度週休2日は今実行されているという状況でございます。

ただ、これは県発注の工事のみでございますので、当然この中には市町、あとは民間というところもございます。ですから、全ての発注者が週休2日という対応をとっていただければ、その問題は一定クリアするのではないかと、いうところはございますけれども、まずもって行政の方の取組としまして、県の方でそういう週休2日の取組を順次実行して、一定の成果が上がっているという状況でございます。

それと時間外労働ですけれども、建設業は実は令和6年4月1日、ここから時間外の上限規制が始まります。ですから、令和6年度以降はきちっと法律で年間時間、1日の就労時間の規制がかかるということでございます。

そういうところがございますので、そしたらまず現場の職場の働く環境の改善が必要だろうというところはございまして、これに関しましては省力化ということで、自動制御された建設機械を用いて山の切土とか盛土とかの工事をやって、極力人手がかからないようにするような取組であるとか、あとは測量においても、昔は人で全てやっていたんですけれども、今はドローンがございます。これでやるとかなりの省力化につながるというところがございます。そういうところで、その辺も使用しまして、きついとか汚いとか危険とか、そういうふうな昔から

の土木のイメージがあったんですけれども、それを少しでも払拭できるような形の取組を今後進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】よくわかるようになりました。

それから、賃金体制というか、本県の全産業の年間の所得の平均金額があると思うんだけど、今日の建設業界の賃金体系というか、全産業という立場で見た時に、その平均を超えているのか、賃金体制がそこまで、仕事の割にはまだ低いと、こういう状況になっているか、その辺はわかりますか。

【中村建設企画課長】データのものを、今、手元にそろえておりませんので、申し訳ございませんけれども、基本的には全産業に比べて、やはり建設業は低いという状況がございます。

【小林委員】とりあえず大体わかってきましたので、今後、こういう担い手の確保を加速化ということで、あえて「加速化」という対策名を付けていらっしゃるので、これから期待をしたいと思いますが、やっぱりこれは県の行政も頑張るだろうけれども、市町の行政も一緒になって頑張ってもらおうと同時に、何と言っても企業側のそういう地道な努力も、やはり環境整備、人が集まってくるような環境整備をやっていただかないと、行政だけではなかなか厳しい、難しい問題があると思うんです。せっかくこれだけの予算を突っ込んで、あまりそういう加速化ができなかったとなれば、行政は何をやっているのかと、こんなことを言われてもなかなか限界があるのだということ指摘して、これは企業の皆様方、業界の方々に危機感を持って相当な努力をしていただかなければいけないんじゃないかと、こういうことを申し上げて終わりたいと思います。

【石本分科会長】ほかにご質問はございません

か。

【西川委員】今の小林委員の担い手確保に関連してですけれども、反対に県の土木部としての、特に土木技術者の職員の確保、これは足りてないと思うんですけれど、どうなっていますか。

また、県下の各市町の土木技術者などが少ないという話も聞いておりますが、その辺把握しておいたら、それも含めて状況と対策などを説明していただければと思います。

【馬場監理課長】委員からお話がありました、まず県の技術職員の数でございます。今、足りているのかというお話がありましたけれども、特に国土強靱化等で非常に予算が大きくなって、我々本庁というより、出先の方で工事の執行を行っているところがございます。先ほど来、お話がございましたけれども、繰越対策の中で積算業務の外部委託であるとか、本庁職員も応援を行いながら、正直、今、何とか対応ができています。

ただ、地方機関の方から、やはり職員の増員要望がっております。そういう中で、今年度、幾らか増員をさせていただいております。土木部全体としては、2名ほど増員をさせていただいているところがあるんですけれども、昨今、全国的に技術職員の確保というのはなかなか難しい状況がございますので、我々も確保についてはかなり努力をしながらやらせていただいております。特に、採用試験については、例えば民間経験枠の設定であるとか、これは令和2年からやっているんですけれども、通常であれば一般の職員は29歳までなんですけれども、民間を経験された方については59歳まで年齢を引き上げたり、あと教養試験に代えて民間の方で採用試験をやっているような試験がございまして、これはSPIというものですけれど

も、特別枠で採用するのを前倒ししながら今やらせていただいております。なかなか地方機関の要望に応えることができないような状況ですけれども、そこはしっかり県の技術職員については確保に努力してまいりたいと思います。

【西川委員】県の職員、市町の土木技術職員を一生懸命確保しようとしているのはわかるんですけれども、そうしたら、また、平戸市の例で一人の工業高校出身者で県北の建設会社に勤めた方が、今2年目だと思っんですけど、平戸市に入っているんです。そしたら、結局その建設会社は職員不足になっているんじゃないかと思えます。そういうふうに関所と民間会社とが取り合うような結果にならないように。民間も道路沿いの現場などに「週休2日制を何とか」と書いてある看板をわざわざかけている現場もあります。職員を確保するためのPRだと思います。そういうことで、この担い手確保加速化事業を進める上で、また、県・市の役所の職員を確保する上で、どっちつかずにならないように技術者の養成と確保に頑張っていただければと思います。終わります。

【石本分科会長】ほかにございませんか。

【中村建設企画課長】先ほどの小林委員の件について答弁させていただきます。

まず、県内の業者数というお話があったかと思うんですけれども、全体で約4,000社程度、県の登録業者、参加資格を持っているところがございまして。このうち、土木一式は約1,460社ということで、3分の1弱程度は土木一式の業者というところでございます。

あと、県内建設業に就業されている方の人数ですけれども、これは令和2年の国勢調査ベースですけれども、令和2年度時点で5万1,000人という数字になっております。

ちなみに、平成2年以降のデータが今手元にあるんですけれども、平成7年の時点で約8万2,000人という状況の人数でございますので、これから言うと約3万1,000人減っているという状況でございます。

あともう一つ、先ほど申しました令和2年度、約5万1,000人という形で申しあげましたけれども、このうちの50歳以上が50%を占めるということで、かなり高齢者の割合が高くなっているという状況でございます。

【石本分科会長】土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時半から再開し、引き続き、土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時59分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【石本分科会長】 それでは、分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部の審査を行います。  
ご質問等ございませんか。

【小林委員】 午前中も議論があってありました住まいの変「長崎よかにゃんHOUSE」整備推進事業費1億1,900万円と。これは1,500万円と1億400万円に分かれるわけですか。ここをちょっと教えてください。

【森住宅課長】 委員ご質問の内容ですけれども、2つございまして、まず住まいの変の中に新築住宅の変というソフト事業がございまして、こちらは長崎の気候風土に即した低価格で高品質な住宅の推進というのをつくっていくという、主に仕様とか性能を決める事業でございます。

もう一つが、空き社宅の変なんですけれども、こちらが実際の県職員住宅もしくは県営住宅の

空いたものを使って、1億400万円使って子育て向けの住宅に改修するという事業の2本立てしております。

【小林委員】 大体県の所管する空き公舎が、長崎であろうが佐世保であろうが、県内にそれなりの空き公舎が実は出てきていると。しかも、それは築50年とか、結構長い歴史があるわけであって、正直言って上等な状況ではないわけだな。

今回、こういう県の所管する空き家を子育て世帯に提供しながら、長崎県の子育て対策にこれだけ力を入れているよと、今回の補正予算の中で見た時に、この新しい住まいの変「長崎よかにゃんHOUSE」とかいう、これが非常に目玉みたいな形で実は言われているわけですね、県の方から。

しかしながら、果たしてこの状態が、全体的にお話があるように長崎で16戸、佐世保で16戸、全体で32戸と、築50年を経過していると。こういう状況の中で、果たして32戸の中にそういう世代の方が入居されるであろうとか、また、この32戸ぐらい入居したからといって、子育て世代のどういうところに大きなメリットが生じるとか。これによって長崎県の人口流出が止まるとか、あるいは出生率が高まるとか、めぐり逢い、結婚につながる、あるいは妊娠につながる、いろんなことをこいねがっているわけでありましょうけれども、正直に言って、このいわゆる売りは一体何なのかと。果たして32戸がどういう形で入居されるかどうか、これも全くわからんわけだ。どこに売りがあると考えておられるか、ちょっとお尋ねします。

【森住宅課長】 今、ご質問の件ですけれども、まず、この事業の狙いとしましては、空き公舎ではございますけれども、もともと子育て世代

が理想とする数の子どもさんをもたない、例えばお一人いらっしゃるけれども、あと2人、もしくはもう一人ほしいなという時にもたない理由として挙げられている国の調査がございまして、それが一つは子育て費用の負担が大きいということ、お金の面と、もう一つは住宅が狭いという理由が挙げられています。

今回は、県の公舎もしくは県営住宅の空いているものを使いまして、この高いとか狭いということ解消したいというのが一つ。

それから、ご指摘のある32戸だけやっても、それからどうするのかという話なんですけれども、県内では、私どもの公舎、県営住宅に限らず、まだ出回っていない官民が持っている空きストック、特にファミリー向けと言われる、社宅と言われるものがまだ結構ありまして、その有効活用が重要だと考えておりますので、令和4年度の方は本県の公舎、もしくは公営住宅を改修して始めますけれども、それが安くて割と広い、必要な広さがある快適な住宅に変わることによって波及効果といいますか、民間の方でもそれをモデルとして、こういうやり方があるんだという取組をお知らせし、また、これだったら使ってみようということに波及することを願っている次第でございます。

【小林委員】例えば、今お話があるように高いとか、あるいは狭いという問題の解消につながっていくんじゃないかという住宅課長のご答弁ですね。高いところについての値段と、それから狭いところの解消と、こういうことを言うけれども、もう議論があったかどうかかわらんが、一部屋大体どのくらいの広さで、何Kぐらいあって、これから夫婦と子ども世帯が入った時に、本当に広いそういう住宅と言えるのかどうか、その辺の基準は大体どうなっ

ているか、考えておりますか。

【森住宅課長】今ご質問の件ですけれども、実際に今回使おうとする住宅は、間取りは3K、3つ部屋があって、あとキッチンがあるという部屋で、広さは具体的に言うと40平米しか今のところございません。ただ、隣同士を使えば、何らかの方法で、構造的な問題は別にしろ、2戸を1戸にするとかいう工夫もできるところがありまして、それだと80平米程度ということになります。

子どもさんが一人いて3人とか、もしくは2人いて4人というくらいの広さですと、大体4人世帯でも50平米程度あれば、もちろんものすごい豊かな感じではないんですけども、それくらいの広さがあれば十分、まずは市場には供給されてないですが、住宅としては十分じゃないかなと考えて目指しているところです。

【小林委員】今言うように、40平米ということは、単純に割れば12坪ぐらいじゃないですか。24畳じゃないですか。3Kと、こう言うけれども、3つの部屋があってキッチンが一つと。こういう状況の中で狭い、狭いと言われるのが、よほど広いみたいな形で何かアピールせんといかんのだろうけれども、ちょっと通常の間取りでいけば、今言う12坪、24畳、3K、そういうようなことで、何か違う3Kで、別の人材確保の3Kみたいなことで3Kも3Kだけれども、そういうような形で果たしてね。あなたが今言っているようなことは決して、3Kの3つの部屋とキッチンでは、夫婦と子ども一人とか2人とかになってくれば、決して広いとは言えないと思うんです。だから、そこを2戸を1戸にということなことを今おっしゃったと思うんですね。隣同士を1つにするとかということですね。そうなってくれば、また話は別だよ。ところが、32戸の



戸数は限りなく減っていくわけだし、家賃が幾らぐらいになるのか、こういうことにもなるし、また、そもそも設計を考えていかなければいけないし、理想と現実のそのギャップは、なかなかですよ、やっぱり。

そういう状況だから、正直に言って、ここのところが果たして入居がきちっと決まって、そして子育て世代の方々为本当に我先にという格好で入居がどんどん進捗すれば非常にありがたいと思うわけだけれども、なかなかこの程度のことでは、まだまだ県費もそれだけするために1億円を超えるような金額ですね、1億400万円。こういうものをその32戸のために使うということは、決して投資対効果を考えていけば、そんなに安い買い物じゃないような感じがするわけだ。だから、一応対策は対策だけれども、もうこれについては反対をすとか何とかじゃなくして、もっと効果的なやり方をするためには、やはり一括して借り上げてくださる不動産業とか、そういう方々の知恵をしっかりと出してもらうということで、ここの戸数の確保とか、全体金額は幾らということでは貸すわけだろうから、あとはこういう民間の感覚の方々に全面的にお任せをして、そして、そこは10年間借りらばいいかんわけだろう。だから、そういう10年間という一つの長期スパンになっているから、そういう借り上げたところに、一々なんだかんだとかいうように県の方から口出しをせずに、彼らが思いっきり新しい感覚の中でやっていただけるようなことができるのかできないのか。県でまた、あなたじゃないけれども、誰か知らんけれども、いろいろと借上げのところにしゃしゃり出て、ああだこうだ言うような、細かいことを規制するようでは、なかなかうまくいかないのではなからうかなという感じがするけれども、

この点についてはどう思っていますか。

【森住宅課長】今ご指摘いただいたような、県がたびたび口出しして、全然子育てと似合わないような感じにならないように、募集要綱でしっかり募集内容は決めますけれども、それ以降は民間事業者の自主的な管理運営にお任せしようと考えているところでございます。

【小林委員】そこは住宅課長、ちょっと濁されたような感覚の、明確に伝わってこなかったけれども、これは大体土木部でやるのかね。それとも部長、あなたが答えきるのかな。これは今言ったような、もうちょっと民間の発想によって、今言う32戸、長崎で16戸、佐世保で16戸、トータル32戸と。しかもわかったように3Kだと。40平米の12坪だと。それは2戸を1戸でも構わないんじゃないかとかいうような柔軟な発想をしてくれていると。こういう柔軟な発想が、やっぱり民間の一括借上げの業者の方々に、好きなようにやって最高の活かし方をやってくださいと、こういうことをきちんと県で言うべきであると。

それから、もう一つついでに、駐車場のことなんかがどうなっているのか。聞けば、ここは県営住宅だもんだから、駐車場は結構余裕があるような広さだと、そういうことを耳にはさんだんだけれども、部長にお答えいただく前に住宅課長、この駐車場については大体どういう考え方でいらっしゃるんですか。有料ですか、無料ですか。それとどれくらいの広さがあるんですか。

【森住宅課長】ご質問の駐車場についてですけども、特に滑石の方については、実は既に1棟建物を解体した跡地というか、更地になっているところが広うございまして、ここについては1戸に2台以上は取れるような状況になって

います。ただ、こちらについては、当然県の土地をお使いになるということなので、料金は県としてもいただきますし、それから民間事業者、一括借上げの民間事業者さんも有料で貸されるとは思いますが。

それから、佐世保の方については、一度現場を見に行きましたけれども、こちらも1戸に1台程度は駐車場がありまして、特に長崎にまた戻りますと、長崎では駐車場の確保というのは家以上に非常に問題になっておりますので、そういったことでこの住宅の呼び水になるのではないかと、私どもは考えております。

【小林委員】それは今言うように、例えば滑石の場合とかなんかね、駐車場の代金は1台幾らなのか。大村あたりでは4,000円、5,000円、屋根付きで6,000円とか、こんなような状態だけでも、例えば滑石の場合は大体どれくらいの金額で、それは駐車場が広いということで、この金額が安ければこれが売りになるかもしれんけれども、大体幾らぐらいを予想しているんですか。

【森住宅課長】具体的な金額、業者さんが幾らで貸すかというのはわかりませんが、市場で私どもが調べた範囲では、1台当たり1万3,000円ぐらい、大村の3倍ぐらいしますけれども、それぐらいがああ辺の相場だと考えておまして、そのまま貸すと全然メリットがないものですから、そこら辺も含めて提案の内容で決めさせていただこうかなと思っております。

【小林委員】住宅課長、そうすると、入居条件というのが、どういう人までが入れるのか。子育て世代というだけじゃなくして、どういう人たちをターゲットとしているか、この辺のところははっきりしているんですか。

【森住宅課長】まず、子育て世代、これは子育て

てといたしますと、子どもさんが18歳未満、高校生ぐらいまでの方、あとは県外からの移住者、それから新婚世代、加えて言うと新規就業者といたしますか、県内の企業に就職される方、そういう若い方をターゲットにしております。

【小林委員】大体がさ、今、県営住宅の入居条件の中に夫婦2人、足して80歳以下というような括りもあるよね。夫婦で80歳以下というようなことであれば、単純にいけば夫婦で40歳、40歳、これが80歳までのぎりぎり。じゃ、その下までがというような格好で、こういう人たちも対象になるのかな。

【森住宅課長】新婚さんのことをお尋ねいただいていると思いますけれども、そこはもう県営住宅と同じで、同じ年齢といたしますか、合計の数がそうであれば、もうそれは新婚さんで入っていただこうと思っております。

【小林委員】最後に部長、私がさっき言いましたように、今回のこの計画は、いわゆる県営住宅の空き家をこういう子育て世代の対策の一環としてこれをやろうということで、何か今回の補正予算の一つの目玉になっているかように聞こえてきます。しかし、今私がお話をするように、32戸が多くの方々から好まれて、高いところが安い、狭いところが広いと、その上に駐車場がしっかり確保できると、こういう形で入居される方がびしっと入って、非常に何か予定どおりのお互いの気持ちが一つになればいいわけけれども、なかなかそういう広さとか、高さとか、いろいろ聞いてみると、なかなかそうはいかないんじゃないかと。これはさっきも言うように、これを一括借り上げていただくところが10年間、こういう決まりがありますので、思いっきり民間の皆様方の発想を豊かにしていただいて、独自のそういうチャレンジで、戦略

でやっていただければ大変ありがたいなと、こう感じるわけだけれども、その点、県の方での縛りとか、あまりそれを入れないようにしてもらいたいと思っているんだけど、そこはいかがでございますか。

【奥田土木部長】まず、今回のこの事業の狙いですけれども、子育て世帯のニーズが片やあって、片一方で空きストックがある。このいわゆる需要と供給のギャップがあるわけですけれども、眠っている空きストックをいかに有効活用するか。そのいかに有効活用するかというところで官側の知恵を振り絞っても、なかなかうまくいかないところを民間にいかにブレークスルーしてもらおうかというのが大事であって、その知恵の出し方を我々はいかに評価するか。例えばプロポーザルという形でいろんな提案がある中で、この人たちの提案であれば入居率も多分上がるだろうし、もともと我々のリフォームをするに当たっての工事の上限というのはあるんですけども、その中でいかに工夫していただくか。あるいは、いかに料金設定をするか、募集をするか、その辺いろいろ知恵を働かすところはたくさんあるかと思えます。なるべく足かせにならないように、口を出さないように努めてまいりたいと思えます。

【石本分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」の関係部分につきましては、以下の理由で反対をいたします。

石木ダム事業予算の6億7,000万円が含まれ

ています。川棚川における過去の洪水被害は、河川改修により対応することができます。また、人口減少が進む中、佐世保市に新たな水源は必要ではなく、石木ダムは不要です。

事業を進めることは、水没予定地に現に生活している13世帯約60人を強制的に収用することにつながり、事業には反対をいたしております。その立場から第69号議案は反対とさせていただきます。

【石本分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】それでは、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第69号議案のうち関係部分についての採決を行います。

第69号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【石本分科会長】起立多数。

よって、第69号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、その他の議案について採決をいたします。

第70号議案、報告第4号のうち関係部分、報告第11号及び報告第14号は、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定をされました。

【石本委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【奥田土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料」土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしていますのは、第74号議案「長崎県県営空港条例の一部を改正する条例」、第75号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第78号議案「契約の締結について」、第79号議案「訴えの提起について」であり、その内容は記載のとおりです。

なお、補足説明資料を配付させていただいております。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

令和3年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定3件、県が納付期限内に納付を完了できなかったことにより、相手方に損害を与えたもの1件について、それぞれ専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりです。

（契約の締結の一部変更について）

令和2年11月定例会で可決されました高田南宅地整備事業の請負代金額の変更について専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりです。

（公共用地の取得状況について）

令和4年2月1日から令和4年4月30日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況については、島原市における一般国道251号道路改良工事のほか3件です。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

（西九州新幹線の整備状況について）

西九州新幹線（長崎・武雄温泉間）については、令和4年9月23日の開業に向け、着実に準備を進めています。

令和4年3月には、新幹線駅の3駅や大村車両基地の建築工事が竣工し、3月19日と20日には、大村車両基地で完成記念式典と見学会が行われ、新幹線車両「かもめ」の内部も公開され、約3,700人の参加者が来場されています。

4月下旬からは、鉄道・運輸機構とJR九州による監査・検査が進められており、5月10日からは、実際に新幹線車両を走らせる走行試験が実施され、新幹線「かもめ」が本線初走行となる5月10日には、各駅において地元自治体による歓迎セレモニーが実施されています。

監査・検査が終わりますと、引き続きJR九州による訓練走行が開始されることとなります。

開業日が近まり、関心の高まりも見られますが、今後とも、工事はもとより、県民の気運醸成に向けたイベントの開催などにもしっかりと取り組んでまいります。

（幹線道路の整備）

県では、産業の振興や交流人口の拡大による地域活性化と強靱な県土づくりに向けて、西九州自動車道など高規格道路の整備を重点的に進めています。

こうした中、県が整備を進めてまいりました島原道路の長野～栗面工区2.7キロメートルについては、去る5月21日に無事開通したところであり、島原半島地域へのアクセス向上や諫早市内の渋滞緩和など、様々な効果が現れるものと期待しています。

また、西彼杵道路の時津工区3.4キロメートルについては、今年度中の完成を目指しているほか、長崎南環状線の新戸町から江川町工区については、今年度から全長約2キロメートルのト

ンネル工事に着手する予定としています。

引き続き、産業振興や地域の活性に寄与する高規格道路をはじめとする道路ネットワークの整備を推進してまいります。

（石木ダムの推進）

石木ダムについて、知事は、去る4月20日に現地を訪問し、川原地区の皆様のお話をお聞きしながら、現地を歩いて見て回るところであり、引き続き、川原にお住いの皆様のお話を聞く機会をいただきながら、事業へのご理解をいただけるよう努力してまいります。

また、現在、現場では、ダム本体の掘削工事と付替道路工事を進めているところであり、一部の工事箇所においては、事業に反対されている方々による座り込みなどの妨害行為が続いておりますが、引き続き、現場の安全を確保しながら、工事の進捗に努めてまいります。

近年、全国各地で甚大な自然災害が頻発するなか、川棚川の洪水被害を軽減し、佐世保市の安定した水道水源を確保するためには、石木ダムの建設が必要不可欠であることから、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

そのほか、土木部関係の主な所管事項について今回ご説明いたしますのは、長崎県耐震改修促進計画の改訂について、長崎県住生活基本計画の改訂について、川口アパート建替事業について、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりです。

なお、長崎県耐震改修促進計画の改訂について、長崎県住生活基本計画の改訂について、川口アパート建替事業については、補足説明資料を配付させていただいており、内容は記載のとおりです。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【川口港湾課長】私からは、第74号議案「長崎県県営空港条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

お配りしております課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

今回の条例の一部改正につきましては、長崎空港を拠点として、県内離島航空路線を運航するオリエンタルエアブリッジ株式会社から、新たな機体の導入に伴う実機訓練時間の確保及び金曜、日曜が増便となる曜日運航を含めた定時性確保の観点から、十分な運航時間を確保するため、対馬空港の最終便の出発時刻を19時55分から20時20分に繰り下げたいとして、運用終了時間を現在の20時30分から21時に延長してほしいとの要望があったことに対応したものであります。

改正内容につきましてご説明いたします。

第2条の運用時間等において、対馬空港の運用時間「7時30分から20時30分まで」を「7時30分から21時まで」に改正しております。

条例改正により、実機訓練時間及び定時性が確保され、離島航空路利用者の利便性の向上が図られるものと考えております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

【石本委員長】次に、住宅課長より、補足説明を求めます。

【森住宅課長】続きまして、第75号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条

例」についてご説明いたします。

課長補足資料2ページをご覧ください。

本条例は、建築に係る事務の手数料を規定したものでございます。

改正理由は、2にありますとおり、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正・公布に伴い、新たに審査対象となる建築行為を伴わない既存住宅の認定が追加されるため、手数料の追加を行うものでございます。

長期優良住宅とは、造っては壊すスクラップ&ビルド型の社会から、いいものを造ってきちんと手入れをし、長く大切に使うというストック活用型の社会への転換を目的として、基準を満たす優良な住宅を県等が認定する制度でございいます。認定に適合するかどうかは、事前に民間機関で審査することもできるようになっております。

次に、今回の手数料改正の内容でございいます。中段に記載いたしておりますとおり、これまで新築や改修など、いわゆる建築行為を伴う場合にのみ長期優良住宅としての認定が可能でしたが、今回の法改正によりまして、建築行為が伴わない既存住宅においても認定が可能となりましたため、手数料を新たに設定するものです。

次に、補足説明資料の3番に今回追加する手数料の具体例を記載しております。例えば、手数料条例の65(2)イというところの民間機関で事前審査がある場合の戸建て住宅については、手数料2万3,000円を設定しております。この手数料につきましては、国が想定する審査時間をもとに、人件費等が加算された額から算出し、既存住宅の増改築に係る手数料と同額としております。

施行につきましては、法律の改正の施行に合わせて、令和4年10月1日を予定してござい

ます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

【石本委員長】次に、道路建設課長より、補足説明を求めます。

【大我道路建設課長】補足説明資料3ページをご覧ください。

第78号議案「契約の締結について」ご説明いたします。

工事名は、一般県道渡良浦初瀬線道路改良工事（（仮称）坪触トンネル）、工事場所は、吉岐市郷ノ浦町坪触でございいます。

一般県道渡良浦初瀬線は、郷ノ浦町中心部と吉岐市南部の初瀬漁港を結ぶ生活道路として重要な役割を担っております。当該区間は、幅員が狭く、カーブが連続することから、通行車両の走行性と安全性を向上させることを目的としてバイパス工事を行うものです。

工事延長123メートル、幅員は車道2車線の5.5メートル、路肩を含めた全幅で8.5メートルであります。トンネル工123メートルを施工いたします。

契約相手は、なかはら・吉松組特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社なかはら 代表取締役 中原晋輔であります。

契約金額は、消費税を含め8億3,055万3,900円、工期は460日でございいます。

4ページに位置図、平面図、標準断面図を示しております。

5ページをご覧ください。入札結果でございいます。総合評価落札方式による入札を行い、応札のあった4者の参加資格、技術提案などの審査を行い、なかはら・吉松組特定建設工事共同企業体を落札者と決定し、仮契約を行いました。今回、契約の締結について上程させていただ

ております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【石本委員長】次に、住宅課企画監より補足説明を求めます。

【佐藤住宅課企画監】第79号議案「訴えの提起について」補足説明いたします。

お手元にお配りしております課長補足説明資料の7ページをご覧ください。

今回、県営住宅の明渡請求及び家賃相当損害金等の支払いを求めて訴えの提起をしようとするものであります。

この方は、もともとの名義人である父親と二人で入居しておられましたが、平成30年4月に父親がお亡くなりになられた際、県営住宅の承継入居の条件に合わない状態となりました。

その後、家賃相当損害金の支払いが一部滞るようになったため、住居の明け渡し及び家賃相当損害金の支払いを求め、再三にわたり催告、面談を行いましたが、改善されない状況が続きました。そのため、催告及び契約解除の通知書及び県営住宅明渡請求書を送付し、明渡期限としていた令和4年5月9日以降に面談を実施いたしました。現在も入居を続けており、家賃相当損害金のお支払いもない状況が続いております。

正規入居者に対する滞納家賃についての訴えの提起は、地方自治法第180条第1項に定める専決事項として対応しているところですが、本件は県営住宅の不正入居者に対し、建物の明け渡しと家賃相当損害金等の支払いを求めるものでありますので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をいただいた上で訴えの提起を行おうとするものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【石本委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】議案の質疑に入る前に、土木部の筆頭課であります監理課長に議案の認識について、1点お尋ねをしたいと思います。

今回、後で質問いたしますが、75号議案、これは建築関係手数料条例の一部を改正する条例、つまり、この条例を見るとこの手数料は幾らかというのが出ますよね。今回、タブレットになって、いわゆる2号議案、条例議案はタブレットに入っているんですが、この2号議案でも今回の手数料の額が幾らかというのは出ません。もともと、深く読めば出るんですけども、議案としては出てないですよ。いわゆる改正前、改正後の数字が出てない。

そして、今度は委員会資料になります。説明資料、委員会資料の中にもこの数字は出ていません。手数料が幾らかというのは出てない。

そして、土木部は、課長補足説明というのがすごくたくさんあります。この課長補足説明の中で、先ほど説明がありましたが、やっと数字が出てくる。通常、議案という時には、2号議案、それから委員会の横長資料、ここまでが議案ですよ。だから、今の時点、会派に渡るのも横長資料、ここまでしか渡らない。

私は、この委員会に所属できているので課長補足説明資料を読むことができます。そこで初めて今回の手数料が幾らかなのかというのを理解することはできます。もともと条例まで引っ張って見ればいいんですけども、議案として出すには出されていないというのがあります。

そこでお尋ねしたいんですが、来月から委員会資料はタブレット化になります。そうします

と、普通、委員会資料というと、この横長資料になる。しかし、土木部の委員会資料は、私はすごくぞんざいな扱いだと思います。今回だって、ピンで一か所とじているだけですよね、今までだったら横に2つとじたりするのに。しかも、書いている内容というのは、本当に何行しか書いてない。本来であれば、課長補足説明資料をこっちに書くべきではないかと私自身は思うんですよ。

課長補足説明資料まで、今度、委員会資料として載せるのであればいいんですけども、委員会に所属している議員とそうでない議員に情報提供を差別してはいけない。議会の内容を明らかにするためには、私はこの課長説明資料、あるいは土木部が課長補足説明資料まで委員会資料として認めるのであれば、この課長補足説明資料も今度はタブレットに載せてほしいと思うんです。

そういう意味で、例えば2号議案に今回の手数料の数値が出ていないというのは、どういうふうに考えて今後の対応があるのかというのが1点。

そして、課長補足説明資料と委員会の横長資料の認識の違い、認識というか、これはもう出すから出しているだけの話で、土木部としてはこっちが大事だというふうに私は受け取るんですけども。通常であれば、委員会資料というのはここまでなんだから、これを充実するべきではないかというふうな私としての意見がありますけれども、この委員会資料の考え方と課長補足説明資料の考え方、この2点について教えてください。

【馬場監理課長】まずもって、議案でございますけれども、これは全庁的な様式でございますので、非常に説明不足があった部分については

おわび申し上げたいと思います。

ただ、今後、議案で非常にわかりにくい部分については、例えば横長であるとか、横長はあくまでも議案の補足をする説明資料でございますので、横長あるいは補足説明資料で委員の皆さんにわかりやすいような形でご審議いただくよう配慮してまいりたいと思っております。

委員の方から議案についてそのような意見があったことについては、総務文書課にはお伝えはしたいと思っております。

【堀江委員】手数料条例の一部を改正する条例は、必ず数字が出ますよね、改正前と改正後と。変わらなければ数字が出ないということ、そういうルールがあるというのはもちろん承知しておりますが、そうであっても、議案として出された時に、この手数料が幾らなのかというのが議案を見てわかる、そういうあり方にさせていただきたいということはこの機会に要望しておきたいと思えますし、委員会資料、横長資料と課長補足説明のあり方についても、特に来議会からというか、9月議会から委員会資料がタブレット化になるということについては、全ての議員に同じ情報を提供するような対応をしていただきたいということ、ごめんなさいね、筆頭課ということなので、最初に私の意見として、ここは確認しておきたいと思いましたので言わせていただきたいと思います。

そこで、75号議案について質問いたします。これは金額としては、課長補足説明資料が詳しいから課長補足説明資料の2ページになるんですけど、これまで、手数料については建築行為を伴わない既存住宅についても認定が可能ということで、これはこれとして法の改正に伴う条例改正で、目的とするところは一定納得する部分があると思えますが、その建築行為を伴わ



ない既存住宅について認定が可能となることでのメリットといたしますか、そこら辺についてがどうなのかというのをもう少しわかりやすく説明してもらえますか。

【森住宅課長】今、堀江委員からご指摘いただいている内容ですけれども、基本的にこの長期優良住宅の制度は平成21年から始まっておりますが、それ以前から品確法というんですけれども、住宅の品質を示す法律というものは10年ぐらい前に先立って始まっております。

今回のメリットといたしますのは、自分の家をずっと今後も自宅として住み続ける方にはあまりメリットはないんですけれども、これを機に売ろうとか、買おうとかいう方が、実は品質がある程度一定担保されたものであれば高く売ることができたり、逆にいいものだったらお金を出しても買おうかなという方が出るかなということがメリットの一つかと思っております。

認定取得のメリットにつきまして、国に問い合わせをしたところ、まだ検討中とのお答えではあったんですけれども、新たに既存住宅をそのまま買う方にも税制控除なり、住宅取得のためのローンの利率を少し下げるということも現在検討されているということですので、10月が施行ですけれども、今の段階ではまだはっきりしてないというお答えをいただいております。

【堀江委員】新築の時には、こういう優良住宅であるという認定手続をすることによって、いわゆる様々な所得税なり不動産取得税なりという税の控除があったりして、いわば新築の家を建てる時には現役労働というか、働いておられる方だと思うんですけれども、そういう人たちが今度はいわゆる退職されるような状況の中で、今回はそういう人たちもいずれは自分の家を売ろうかなという考えがあった時に、優良住宅と

いう認定をもらっていると、今課長が言われたように、いわゆるメリットがあるというか、そうなった時に、じゃ手数料で言うとこれは8万6,000円になるのかしら。これを出すということになるわけだから、そうすると、年金生活の中でその手数料を出すということの判断をする際、ひとつどうなのかなというのが私の中にありまして今の質問をしたところですよ。

実際に、将来、自宅を売却しようかという人にとってはこの認定を受けるのはいいんだよという説明と同時に、今まだ検討中だけれども、国土交通省において同じような税の控除をするというふうな、今は検討中であるけれども、そういう方向もあるということで確認をさせていただきました。

もう一つの質疑としては、これは課長補足説明資料が詳しいので、課長補足説明資料の7ページ、第79号議案「訴えの提起について」、これは説明があったとおりで、一定のルールに基づいてといたしますか、手続きをとられてこういう対応をしますよということなんですけれども、私がここで確認したいのは、長崎県の住宅課としてどういう対応をしたかということですよ。

家賃が払えない状態を把握して、じゃ、どういう対応をするのか。そここが公営住宅の役割を持つ住宅課としての役割があるのではないかと私は考えています。「払えんとやったら払え」と、いわば長崎弁で言うとね、そういう対応だけをするのか。それとも、払えないという状況を把握した上で、どういう方法があるかということも一緒に考えるというそういう対応をしてほしいと思っているんですけれども、この79号議案についてはどういう対応があったのか。個人が特定されるので、簡潔でいいので説明をお願いしたいと思います。

【佐藤住宅課企画監】堀江委員からご質問のあった件でございます。

この方につきましては、住宅課の方から2年余りにわたって退去の指導をしてきたところだったんですが、なかなか退去について積極的になれなかったので、事情をお聞きすると、実際引っ越しに当たった費用とか、当然引っ越しに当たって県営住宅を出る時の畳替えとか、ふすま替えとか、そういう費用もでございます。やっぱりそういう費用の捻出ができないということで、なかなか退去に向けて前向きな動きができなかったというお話もあったので、今年5月に、これは明渡期限が過ぎた後に、長崎市の社会福祉協議会に同行訪問いたしました。現在、コロナウイルスで収入が減少した方についての無利子無担保の貸与の制度がございまして、今、そちらの貸与の申請をなさっております。

もう一つ、県営住宅を出られた後の転居先についても、市の社会福祉協議会を通じて、もう少し安い、今現在、家賃が不正入居ということで5万円を超える家賃になっており、もう少し安い家賃で入居できるように事業者を斡旋していただくように、今手続きを踏んでおります。その資金を借りられて、手続きを踏まれて順調に退去していただければと思っているんですけども、2年間にわたる滞納と明渡命令にも従わなかったところもございまして、今のところ裁判に向けて手続きを進めさせていただきたいと考えております。

【堀江委員】今の答弁、確認ですけれども、長崎市の社協に県の住宅課の職員が同行したということですか。

【佐藤住宅課企画監】一緒に同行させていただいて相談をしております。

【堀江委員】私は、今のその対応ですか、私は

非常に評価したいというふうに思っています。

確かにルールに基づいて訴えの提起というのはされていると理解をいたしておりますけれども、それだけではなくて、やはりどう解決していくかというのを行政のプロとして一緒に考えていただくという対応というのは、職員のぎりぎりの中で、大変な中でそういう対応をされたということは、私は非常に評価させていただきたいと思いますので、ぜひ今後も県民に寄り添った、そういう対応をお願いしたいということをおえをお願いをしたいと思います。

終わります。

【石本委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第74号議案、第75号議案、第78号議案及び第79号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【馬場監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関

する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。厚くなっておりまして、700ページほどございます。

提出しております内容は、補助金の内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告、県参与の委嘱についてになっております。

なお、今回の報告対象期間は、令和4年3月から令和4年5月まで実施したものでございます。

はじめに、1ページをお開きください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載しております。1ページ目が直接補助分、2ページ、3ページ目が間接補助分となっております。

次に、資料4ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事関連の委託、建設工事、その他の3つに区分し、契約状況一覧表、入札結果一覧表を添付しております。4ページから606ページまでが令和3年度分で令和4年3月に契約したものの、607ページから701ページが令和4年度分で令和4年4月から5月に契約したものになっております。

次に、資料702ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

次に、731ページから737ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

最後に、738ページから740ページまで、県参与の委嘱について記載をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

【石本委員長】 それでは、「政府施策に関する

提案・要望の実施結果について」説明を求めます。

【中村建設企画課長】 令和5年度政府施策に関する提案・要望についてご説明いたします。

配付しております「令和5年度政府施策に関する提案・要望について」の資料をご覧ください。

土木部関係におきましては、5月10日に当委員会でご審議いただきました強靱な県土づくりについて、西九州自動車道の整備促進についてなど7つの重点項目及び6つの一般項目について、6月10日に国土交通省の斉藤大臣ほか78名に対し要望書の配付を行いました。

今後につきましては、7月下旬に知事と議長に上京いただいでの要望活動も予定しております。

現時点においては、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明ではございますけれども、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【石本委員長】 次に、建築課長より補足説明を求めます。

【宮川建築課長】 長崎県耐震改修促進計画の改訂（案）について補足説明いたします。

課長補足説明資料の8ページをご覧ください。

なお、タイトルが「改訂について」となっていますが、正確には「改訂（案）について」でございます。

「長崎県耐震改修促進計画」は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるために策定した計画であり、このたび、令和3年12月に国の「建築物の耐震診断及び耐震

改修の促進を図るための基本的な方針」が改正されたことを受けまして、資料の中ほどの3、改訂内容のとおり、大きくは次の3点についての改訂を考えてございます。

1点は、耐震化率の目標の充実でございます。長崎県における住宅及び多数の者が利用する建築物、表の1段目と2段目になりますが、これらにつきまして、これまでの取組と成果を踏まえ、令和7年度末の目標を設定いたします。

まず、住宅についてでございますが、令和2年度末の現況耐震化率86%を令和7年度末の目標として95%、そして、多数の者が利用する建築物について、令和2年度末の現況の耐震化率94%を令和7年度末目標として97%といたします。

また、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率も目標設定することとし、令和7年度末までに90%とすることを目標といたします。

なお、多数の者が利用する建築物とは、耐震改修促進法において耐震化の努力義務が課せられる建築物でありまして、1,000平米以上の小学校、中学校、ホテル等が該当いたします。

令和3年12月の国の基本方針では、他省庁での個別用途の目標の公表が進んでいることを踏まえまして、この多数の者が利用する建築物の目標値が削除されてございますが、長崎県としましては、引き続き、目標値を定めていくこととしてございます。

また、耐震診断義務付け対象建築物とは、耐震診断の実施及び診断結果の公表が義務付けられる建築物であり、3000平米以上の小学校、中学校や5000平米以上のホテル等のほか、本計画で指定します市町の防災拠点建築物等が該当いたします。

2点目は、防災拠点になる建築物の耐震診

断義務付け対象建築物の追加指定でございます。

耐震診断義務付け対象建築物につきましては、県が指定を行うことで耐震化に対する国の補助率が高くなることから、市町の意向を踏まえつつ、防災拠点となる建築物を耐震診断義務付け対象建築物として追加指定を行います。

3点目は、計画期間の延長でございます。

計画期間の終期を令和3年3月から令和8年3月までに延長いたします。

次の9ページ及び10ページにおいて、令和3年12月改正の国の基本方針に概要と、今回の長崎県耐震改修促進計画の改訂案の全体の構成をお示ししてございます。

以上が「長崎県耐震改修促進計画」の改訂(案)の内容となります。

今後、本委員会でのご意見を踏まえ、パブリックコメントにより、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中のできるだけ早い時期に改訂を行い、引き続き、建築物の耐震化の促進に取り組んでまいります。

以上で補足説明を終わります。

【石本委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【森住宅課長】それでは、引き続きまして「長崎県住生活基本計画」の改訂についてご説明いたします。課長補足説明資料の11ページをご覧ください。

「住生活基本計画」は、「住生活基本法」に基づき策定する計画で、国及び都道府県が策定することとされておりまして、おおむね5年ごとに見直しを行っております。前は、平成18年以降の改訂で、今回は3回目となります。

改訂に際しまして、学識経験者等から成る「長崎県住宅政策懇談会」を延べ3回開催し、また、県民からのご意見をいただくパブリックコメン

トを実施して、内容に反映させていただきました。

2番の全国計画の概要と改訂の考え方をご覧ください。

令和3年3月に改訂されました全国計画におきましては、脱炭素社会実現等を目標に掲げており、県計画におきましても、図に示しておりますとおり、現在の計画の理念であります「住みたい、住める、住み続けられる長崎県」と、それから先ほどの3つの視点は引き続き引き継ぎつつも、全国計画と同様に「脱炭素社会の実現」、「DXの活用推進」、それから「新たな日常」への対応を織り込んでおります。

続きまして、12ページの3、4つの重点施策についてをご覧ください。

先ほどの基本目標や個々の政策を踏まえ、今回の改訂におきましては、本県の抱える課題解決に特に寄与すると考えられる施策を4つの「重点施策」として位置づけて、横断的に基本目標の達成を目指すこととしております。

重点施策の1ですが、県内工務店と連携して、低コスト、高品質な住宅の普及を目指す「地域型住宅」推進プロジェクト、同じく2は、民間企業が所有する空き社宅等を活用する「空きストックの活用」推進プロジェクト、それから3つ目は、ニュータウンなど住宅団地の地域課題解決を目指す住宅団地再生プロジェクト、そして最後に4つ目は、市町が認定した空き家活用団体と連携する移住促進・交流人口拡大プロジェクトの4つでございます。

先ほどの4つの重点施策のうち、重点施策1の「地域型住宅」の推進と、それから2の「空きストック活用」プロジェクトにつきましては、午前中からご審議いただいております、住まいの変「長崎よかにゃんHOUSE」整備推進事業

費として6月補正に計上させていただいております。

それから、次の13ページの方もお開きいただければと思います。

これは川口アパート建替事業のご説明でございます。

上の箱の中に書いていることですが、県営住宅の川口アパートにおきまして、隣接する長崎市管理の川口公園の敷地を利用し、一体的に建替えを行うものでございます。

建替の手法としましては、公と民が連携するPFI事業として実施することとしておりまして、PFI事業として実施するための実施方針の公表を、今後、令和4年8月に行う予定であることをご報告させていただきます。

次に、事業の概要についてご説明させていただきます。

資料の中段1、敷地・建物の現況についてですが、国道206に面する部分に建物、その西側が市の公園となっております。

これを2番の建替事業の概要にありますとおり、公園の北側に新たに川口アパートを建設し、その余剰地を民間施設用地としまして、赤く囲った部分を一体的にPFI事業範囲としていたします。また、新川口アパートの供用開始は、令和7年度後半を予定しております。

14ページをご覧ください。当面のスケジュールでございますが、令和4年8月に実施方針の公表を行った後に、令和4年10月に民間事業者の募集公告を行い、令和5年7月の事業契約の締結を目指しております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

【石本委員長】次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表

のとおり、陳情の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は17、19、21、24、25となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ご質問がないようですので、陳情につきましても、承っておくことといたします。

ここで、審査の途中ですが、換気のためにしばらく休憩いたします。

再開は、2時50分にしたいと思います。

-----  
午後 2時37分 休憩

-----  
午後 2時49分 再開  
-----

【石本委員長】委員会を再開いたします。

それでは、次に、議案外の所管事務一般に関する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【堀江委員】今、説明がありました738ページ、県の参与の委嘱について質問したいと思います。

この方は、今、どういう役職にあられて、現在おいくつですか。

【田坂都市政策課長】738ページの県の参与についてのお尋ねでございます。

現在、委嘱者の欄に書いておりますが、東京大学名誉教授ということで、今、年齢が90歳でございます。

【堀江委員】東京大学名誉教授ということで、選考理由の中に縷々歴任という形でのそれぞれ会長職があるんですが、現在はどこの会長職でもないということですか。

【田坂都市政策課長】そこに書いています選考

理由の会長のところは、今まで歴任をされてきたというところでございます。

今、長崎県では「環長崎港地域のアーバンデザインシステム」というものをつくっておりますが、その座長はお願いをしているところでございます。

【堀江委員】年齢が90歳、8月で91歳になりますよね、私の認識が間違いなければね。だから、高齢だからどうかということではないんです。やっぱり年齢を重ねることによって知識、さらにはいろんな経験がおありですから、長崎県のまちづくりについての様々なご助言をいただくというのは、それは十分大丈夫だと思います。

私がこれを見て疑問に思ったのは、月23万円ですよね。そして、旅費はまた別に出しますよね。だから、逆に言えば、この方は東京ですか。東京におられるだけで23万円、県民の税金をお渡しするという形になって、それはこの方の経歴からすると、知識をいわばお貸しいただくということで妥当だという考えもある一方で、月23万円県民が手にするという事は、いわゆる普通のパートでは手にすることはできません。その中で、長崎にも来ない中で知恵を借りるというだけで23万円支払うというのはどうなのでしょう。県民が納得するということについては、どうなのかなという疑問を持ちました。

その年齢があられるということで当然リスクとする面はしつつも、長崎県の知事は、言われるように全国で最も若い知事とされています。

これからの長崎県をどうデザインするかという時に、未知数である若い世代の方にこういうことをお願いするというのもあってもいいのではないかと思うんですが、そこら辺はどのよ

うに考えられてこの方というふうにしたのかということ、私はやはり過去の栄光に拘るということではいけないというふうに思っておりますので、そういうことも含めて、選考理由はここに4行書いてありますけれども、歴任したということだけではなくて、じゃ、長崎県内にそういう若い方はいなかったのかとか、そういう意味での、どうなんでしょう、検討事項なりはどうだったということもこの機会に教えてほしいと思います。

【田坂都市政策課長】県では、美しい都市景観を創造し後世に引き継ぐ財産とするために、平成12年に「環長崎港地域アーバンデザインシステム」を構築しております。

そのデザインシステムの会議の委員の中には、学識経験者等、各分野の全国的にもご高名な方々がいらっしゃいます。その方々の意見を座長として取りまとめたりするということの役割を果たしていただくために、やはりアドバイザーより格上の、対外的な信用度の高い位置づけが必要ということで、これまでずっと参与をお願いしてきたというところでございます。

確かにご高齢でございます。実は今年度でございますけれども、やはり今まで20年以上積み重ねた実績と成果というものがございまして、その辺を評価も含めて、今までの実績ということで一定取りまとめをしたいと思っております。

先ほど委員のご指摘もありますが、やはり専門家の高齢化といった課題もありますので、ここ2~3年、実はそういう議論もこの会議の中で出ているところでございますので、若手委員の育成などにつきましても、今年度考えていきたいと思っておりますし、このデザインシステム自体につきましても、この取りまとめと併せて、今の

ままでいいかなど、委員のご意見等を伺いながら検討していきたいと思っております。

【石本委員長】ほかにご意見はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【浦川委員】一つお尋ねしたいんですけれども、県道の街路樹とか補修・修繕、河川の除草というような形で県民の要望がいろんな形でできているかと思うんですけれども、それは毎年取り組んでおられると思います。

その中で、先ほどもいろんなご意見の中に人材の部分での充足率とか、また振興局の職員が何とか回しているという、増員の要望から2名増員されたというふうには聞いておりますけれども、こういった単純な毎年発生する部分に関して、包括して数年契約とか債務負担行為とかで取り組んでいけば、単純な部分では管理とか軽減できるんじゃないかと思うんですけれども、そういった実務とか現場の確認とか、軽減につながると思いますけれども、そういった形で植木とか、土木一式でも構わないと思いますけれども、包括して複数年契約とかする考えはないんでしょうか。

【村川道路維持課長】委員ご指摘の包括的民間委託でございますが、現在、上五島と壱岐の方で実施をしております。ご指摘のとおり、我々の発注業務自体が楽になるということもございまして、一定した労働力の確保といったところで効果があるものというふうには認識をして

おります。

その両離島におきまして実施しているわけですが、実施に当たっては建設業の今後の在り方であるとか、維持管理の在り方といったところを各業界と意見交換をしながら行ったといった経緯もございます。実施するに当たりましては、そういったところの業界の意見を十分確認する必要があるものと考えております。

【浦川委員】わかりました。何年単位にするかは別としても、そうやって契約すれば、逆に言ったら、造園業や建設業の雇用の安定にもつながると思いますし、初めてしていく業者もおりかと思えますけれども、きっかけづくりにもなると思いますから、できたらそういった業者がいた方が、また災害が起きた時に、その路線の管理にしても、その時こそ職員の方々が行って確認するよりは、地域に根差した業者がされるということが、逆に地域住民の安心につながるんじゃないかと思えます。ぜひそういったことをして皆さんの業務量を減らしていく方法も考えていかないと、今後、人材不足も含めて対応できないんじゃないかというふうに感じましたので、できれば今後そういったものも検討していただきたいと思えます。

また、年包括とかにすれば、例えば100万円かかるのを5年間で500万円、毎年出せば500万円前後のお金になると思えますけれども、年包括になると、例えば2割減になったりとか、1割減になったりとか、入札でもある程度そういった予算の部分も減額になるんじゃないかなというふうに自分では想定していますけれども、そんな感じで取り組んでいただきたいと思えます。

もう一つ、先ほど説明があった高田南についてお尋ねしたいんですけれども、契約締結の一部変更で、工法を変更したことで現場発生土の

破碎工程の取りやめによりということなんですけれども、地山掘削とかがどうなったのか。金額が減るのかなと思ったら金額は増えていたところを見て、どういう工法になったのか、ちょっと気になったものですからお尋ねしたいと思います。

【森住宅課長】お尋ねの件ですけれども増額の原因は、騒音・振動を抑制する工法への変更ということで、こちらはもともと発破をする予定のところ、地域の住民の理解がなかなか得られそうにないということがあって、実際は機械で細かく砕いていくと、少しずつ砕いていくという工法に変更したことで増額になっております。そのことをお尋ねかと思えますので、以上です。

【浦川委員】ダイナマイトとかでこうしていくんじゃないかと、重機で崩していくという方法に切り替えたということですね。わかりました。

もう一つ別の件ですけれども、今後、江川トンネルの掘削が始まるとご説明の中でお伺いしましたけれども、残土の捨て場までの距離とか、県がどこに捨てるという距離の問題ですね、遠かったら1台当たり立米のコストもそうでしょうけど、高額になっていくと思うんですね。県の方としても、設計等の段階の時に見つける作業というのはするんでしょうか。

【大我道路建設課長】長崎南環状線の江川トンネルの残土のことについてのお問い合わせかと思えます。

江川トンネルの掘削残土の処理については、現在、長崎市が持っています為石の浄水場、現在廃止になっているところへの搬出協議を行っているところです。その部分で一部処理というのに足りない部分については、今のところ残土処分場ということを考えておりますけれども、



引き続き、有効な利用ということを詮索していきたいと考えているところです。

【浦川委員】今現在、違うところに持って行っているという感じで聞いていたものですから、近くだったらコスト的にもいいのかなと思いますので、了解しました。

もう一つお尋ねしたいんですけども、神の島の工業団地ですけれども、前年度に区分変更がなされているように思えるんですけども、現在、それで募集は停止しているというふうに聞いています。全体的に工業団地等を整備する時の土地の販売の部分の価格は、例えばその開発、残土を埋めたり擁壁を造ったりというのも含めて、海を埋め立てた時も含めてでしょうけれども、価格というのはどのようにして決定していくのかお尋ねします。

【川口港湾課長】元企業会計ということで、今基金という形で昨年度からやっておりますが、企業会計時代に、平成16年度に販売の方法を見直しております、基本的には近隣の時価で売るということになっております。それで、売る順番がきたというか、その時期になりますと、近隣の鑑定評価をしまして、それで決定しているところでございます。

【浦川委員】わかりました。鑑定評価をされるということですね。

ただ、これまで、募集については価格を出さずずっと動いていないような状況にあったと思うんですけども、その中で今回、道路を造るというふうに聞いております。5月、6月中にどうにかめどがつくというふうにも聞いておりますけれども、これまで売れなかったところに、そこに道路をつけるような形で、さらにコストをかけているわけですけれども、当然募集する中で、その金額でいろんな話があったのに、

その道路をつける理由がよくわからなかったんですけれども、道路については、今後、どういふふうに計画があってそういうふうにされたんでしょうか。

【川口港湾課長】昨年度から施工しておりますC区画とB区画と呼ばれている間に道路を造っておりますが、これも一番最初に想定した時から計画はされておったことではございますが、やはりあまりにも広大に売るところで、接道の問題とかがありまして、やはり道路を入れることで敷地に接道ができるということで、また購入希望も増えるということを考えております。

それで、今回、5,000平米から1万5,000平米とか、そのようなパターンで区割りをしまして、そこでまたそれぞれの評価をして売るということ想定しております。区割りすることで、販売の促進につながるものと思っております。

【浦川委員】わかりました。

できたら、県内のそういった港湾の埋立地の価格、企業誘致の工業団地の部分がありましたら、一覧表を資料としていただきたいと思しますので、よろしくお願いします。

以上です。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【堀江委員】課長補足説明資料の13ページ、川口アパート建替事業について質問いたします。

この川口アパートを今回PFIとするという理由なんですが、13ページにも効果としては耐震性のない県営住宅がなくなるとか、バリアフリー化された住宅の供給ということなんですが、県営住宅を耐震性のある住宅にすることとか、バリアフリー化するというのは長崎県がすべきことだというふうに思っているんですけども、PFIとする理由をもう少し説明していただけま

すか。

【森住宅課長】委員ご質問についてお答えします。

先ほどの効果、もう既に読まれたところ以外に、もともと令和元年までは、ここは耐震改修で内部改修、外部改修も含めてやろうと思っていたんですけども、それではなかなか効果が発現しないということで、建替えという方針に切り替えて、それからPFIもしくは従来型の発注で施工するという方法の両方を検討するということになりました。

県の中では、ご存じかもしれないんですけども、平成29年3月に優先的検討規定という規定がございまして、公共事業の中で10億円を超えるものは、まずPPP/PFI、要するに官民連携の方法をまず考えてみなさいと。そこで駄目な場合は駄目な理由を公表しなさいということがあります。

今回、また時期が遡って申し訳ないですけども、昨年度、令和3年中に導入可能性調査、いわゆるPPP/PFIでできるかどうかの調査をいたしまして、その結果、いわゆるPPP/PFI、今回で言うとPFIの方が優位性がある。いわゆるコストの方が少しお安いということがございまして、主にその理由がありましてPFIの方でやりたいというふうになりました。

【堀江委員】PFIの導入は、私の認識が間違いないければ、平成11年にPFI法が成立してから同年9月の施行ですので、大体20年、23年ぐらいになるというふうに思っています。

今、課長が説明されましたようにPFIは、民間の資金、それからノウハウを活用することで、国や自治体が直接実施するよりも、効率的・効果的に公共サービスを提供できる優れた制度ということでずっと導入がされてきましたけれど

も、しかし、これまで全国の例で、いろんな公共にかかる病院であったり、公営住宅もそうですけれども、様々な部分で、いわゆる効率的・効果的というふうな公共サービスが提供できるとは言えないという実例がいろいろ出てきたですよ。むしろ、だから逆に、全国の自治体の中ではPFIを導入しないということを宣言する自治体というの生まれしてきたというのが、この20年の動きだというふうに思っているんですが、そんな中でも長崎県としては、今回、優位性があるという判断で導入されるということでしょうか。いわゆる昨年どうするかということでのそれぞれの評価があったということで、私がおめんなさい、そこまでちょっと分析を見ていないので申し訳ないんですけども、逆に私が指摘するようなPFIが効率的・効果的な公共サービスが必ずしもできるとは言えないというふうな全国の、ある意味悪い事例も踏まえた上での今回のPFIは優位性があるという判断ということなのか、もう一つ教えてください。

【森住宅課長】今お尋ねの件ですけども、PFIが優位性があるかということと、もう一つは、これは途中で解約とかキャンセルになることはないのかという話が2つ混ざってしまいましたので、その事業途中で解約にならないのかということについてお答えしたいと思うんですけども、PFIでやる場合も、独立採算といいますが、公共の施設を使ってお金を、要するに使用料なり入場料収入なりでやる独立採算制のパターンと、今回、私どもがやろうとしているのは県がサービスを購入する型、民間事業者がやるんですけども、サービス購入型の方は県の方でずっと一定額をお支払いするパターンの2つ、いろいろまだほかにパターンがあるかもしれないですけども、そういうパターンがあると認

識しております。主にキャンセルというか、途中で頓挫しそうなものというのが、前半で言いました独立採算の方が収入が思うように入らないとかいうことがあり得ると。担保がないということもあるんでしょうけれども。そういうことがほとんどで、私どもが今回考えている川口アパートにつきましては、サービス購入型、毎年、額は決まっていますという、それを差上げますということがありますので、そこはちょっと違うのかなと思って、そのサービスといえますか、企業の持続可能性についてはちょっと優位性といえますか、私どもの方では問題ないのかなと思っております。

PFI自体が優位性があるかどうかについては、先ほど申し上げたとおり、昨年の導入可能性調査で、数%でしたけれども、そちらの方がコストが安いということが出ましたので、そこはそこで判断させていただいております。

【堀江委員】ここは現場の、それこそ議論する場所ではないというふうに思っていますので、そのPFIについての判断を改めてお聞きしたいと思って質疑をしたところです。

導入可能性調査ですか、それについては後日でいいので見せていただく、どこを見ればいいのかというのを教えていただければというふうに思います。

委員長、終わります。

【石本委員長】ほかにありませんか。

【瀬川委員】1件教えていただきたいと思うんですが、新規要求公共事業という資料の中で、茂里町から時津間の縦貫線のこと載っております。令和18年に完成予定と、850億円をかけてやるという話なんです、これを含めて、一体、国直轄の西九州自動車道がある、島原道路がある、そして西彼杵道路もある、森山道路も

ある、あるいは長崎市の道路も計画がされて工事が進んでいる。これからいくと、令和18年、14年後ぐらいに完成するわけですがけれども、大体15年後、長崎県の道路の道路政策上の自動車専用道路、あるいは高規格含めてどういった状況になっているのか。あるいは、どう予算がきちんと確保されたという仮定でいくと、どういったところを目指したいと考えておられるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

【大我道路建設課長】長崎県の道路網の整備、長期にわたってどのような構想を描いているのかというお尋ねかと思えます。

長崎県では、地域振興を図るために高規格道路を重点的に進めるということとしておりまして、生活に密着した道路は計画的に進めるという方針でございます。

その中でも、今のご質問では高規格道路に関するウェイトが大きいかなと思っております。西九州自動車道につきましては、現在60キロの整備を進めているところでありまして、県内では19キロを進めております。10年、20年後というスパンで詳しくお答えすることは、今の私の手元の資料でできませんけれども、ここの完成というものと、西彼杵道路につきましては全線46キロメートルのうち、現在事業中が10キロメートル、残りが22キロメートルほどありますけれども、これについての事業の推進が図られているのではないかと考えています。

また、長崎南北幹線道路につきましては、現在、先ほど委員のお話にもありましたように茂里町～時津間についての事業を進めているところでありまして、今後15年をかけて完成を目指しているところです。

また、島原道路につきましても、現在、県で施工している場所につきましては、島原半島全

線事業化されているところがございます、今後、10年、20年後には全線完成しているのではないかと考えているところであります。

現在のところはこのような答弁です。

【石本委員長】ほかにご意見はございませんか。

【千住副委員長】1点お聞きします。

一般質問で諫早バスターミナルの件を質問させていただいたんですが、そこに接続している歩道橋があるんですが、以前、その近くにはショッピングセンターが建ってまして、そのショッピングセンターの2階部分にも結合していたんですけれども、今その部分がカットされて、今後、バスターミナルにつながっている歩道橋がどうなっていくのかというのをお聞きします。

【村川道路維持課長】ご質問の諫早駅前の横断歩道橋の件でございますが、旧諫早バスターミナルに接続している横断歩道橋でございます、昭和44年に設置をしているという状況でございます。

老朽化の程度としましては、令和元年度に行った点検では、一部の部材が腐食をしているという状況でございますけれども、予防保全措置をとっていくことで、今後、十分に耐えるような老朽化の状況ではございます。

一方で、この横断歩道橋にはエレベーターが付いておりません。そういった点で、バリアフリーの観点からはあまり望ましい状況ではないというところでございます。

また、先ほど委員ご指摘のとおり、接続する施設なんかも変化をしているということで、歩行者の利用状況といったところも変化をしているところでございます。

このようなことで、今後、歩道橋の撤去を行い、横断歩道として平面化できないかというこ

とについて、今後、交通管理者、あるいは諫早市、地元などと協議をしていきたいと考えてございます。

【石本委員長】ほかにございませんか。

委員長を交代します。

【千住副委員長】石本委員長、どうぞ。

【石本委員長】1点だけ確認とお願いでございますが、公共事業を含めて各振興局管内でそれぞれ事業の発注が行われているということですが、事業の発注に当たっては、これまで、一部ではあるかもわかりませんが、なかなかクラスごととか、Aクラス、Bクラスというふうに分けられておりますけれども、その発注の状況が偏っているというご意見もいただいております。これについては、できるだけ工事がなされる地元の業者を、ぜひ使えるような配慮をお願いしたいと考えておりますが、こちら辺の考え方と状況についてお尋ねします。

【中村建設企画課長】Bクラス以下への発注の考え方についてというご質問かと思っておりますけれども、近年、国土強靱化予算でかなり予算規模が大きくなってきております。クラス別の発注金額の割合を見ますと、当然Aクラスの発注金額が全体的に多い傾向にあるというところでございます。

そうした中、災害等々も発生はしておりますけれども、一部不調不落とか、不調不落はないにしても、技術者もしくは下請けがないという形で、一部不調不落であったり、入札参加者が少なかったりとか、そういう状況が見られる案件がございます。

ただ、我々が地域の担い手として思っているのは、Aクラスだけじゃなくて、Bクラス以下の業者も地元に残っていただいて、きちっと地域を下支えして、地域を守っていただくという

ふうな非常に重要な役割を今後も担っていただきたいと思っております。

基本的にBクラス以下は、地元業者を優先、地元本社を基本的に先取りといいますか、優先してやっているという状況でございますので、今後もそういう発注をするように地方機関も指導してまいりたいと思えますし、我々も極力、難しい工事はAクラスに任せよう形になるかと思うんですけれども、地元のBクラス以下でできるような工事については、極力そちらに配慮しながら、今後も発注を続けてまいりたいというふうに思っております。

【石本委員長】ありがとうございます。今、お話がありましたとおり、このコロナ禍でなかなか中小企業として、地元というか、地方の建設業界もかなり厳しい状況でありますし、先ほど来、担い手不足が影響しているという話がありますけれども、そこら辺をバランスよく発注することによって担い手不足解消とか、地域の業者のレベルアップにもつながっていくし、バランスのある発注によって、地域全体の技術度がアップしたり活性化につながると。そういった発注の仕方をぜひ、可能な部分では、ぜひとも各振興局管内でもお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【千住副委員長】委員長を交代します。

【石本委員長】ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、次に、「国土強靱化のさらなる進展に向けた意見書（案）」提出の提案を受けておりますので、事務局より文書の配付をお願いいたします。

それでは、提出いただきました浦川委員から、意見書（案）提出についての提案、趣旨説明等

をお願いいたします。

【浦川委員】「国土強靱化のさらなる推進に向けた意見書（案）」ですけれども、案文についてはお手元の意見書案をご覧いただいて、趣旨等はそちらの方で省略させていただき、国土強靱化のさらなる推進に向けての要望項目を読み上げさせていただきます。

1、5か年加速化対策期間中の各年度予算を十分に確保するとともに、完了後においても、引き続き国土強靱化に必要な予算、財源を別枠で確保すること。

2、点検、調査、設計など、多額の地方単独費を要する業務については、補助及び交付金事業や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実強化を図ること。

3、補正予算については、円滑に事業執行するための弾力的な運用を講ずること。

4、計画的な事業執行に有効な当初予算を措置すること。

5、自然災害の脅威等に即応するための地方整備局等の体制の充実強化を図ること。

以上、決議する。

委員の皆様にご審議賜りますようよろしく申し上げます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

【堀江委員】これは、私、今初めていただいたんですね。会派の論議をしていませんので、10分間の休憩を求めます。

通常は、事前にいただいて協議してほしいという打診があるんですけれども、もう全くなくて、委員会で出されても、一人会派でも会派の論議が必要なので、ちょっと10分休憩してもらっていいですか。

【石本委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 3時29分 休憩  
-----

午後 3時38分 再開  
-----

【石本委員長】 委員会を再開します。

ただいま、浦川委員から説明がありました「国土強靱化のさらなる推進に向けた意見書(案)」について、ご質問はございませんか。

【堀江委員】 確認ですけれども、これは全国知事会でも出された要望ということの理解でいいんでしょうか。

【浦川委員】 一応そのようには聞いております。よろしくをお願いします。

【石本委員長】 ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、意見書(案)の提出について採決を行います。

本提案のとおり、意見書(案)を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 異議なしと認めます。

よって、「国土強靱化のさらなる推進に向けた意見書(案)」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、最後に土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時39分 休憩  
-----

午後 3時40分 再開  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、6月21日は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 3時41分 散会  
-----

## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月21日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時43分  
於 委員会室 3

物産ブランド推進課長 長野 敦志 君  
国際課長 江口 信 君  
国際課企画監（平和  
推進・国際協力担当） 坂口 育裕 君  
スポーツ振興課長 五貫 裕 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 石本 政弘 君  
副委員長(副会長) 千住 良治 君  
委 員 小林 克敏 君  
" 瀬川 光之 君  
" 徳永 達也 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 西川 克己 君  
" 山口 初實 君  
" 近藤 智昭 君  
" 堤 典子 君  
" 浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 前川 謙介 君  
文化観光国際部次長兼  
文化振興・世界遺産課長 土井口章博 君  
文化観光国際部参事監  
(国際戦略担当) 佐々野一義 君  
文化振興・世界遺産課企画監  
(地域文化・国民文化祭担当) 山浦 義次 君  
文化振興・世界遺産課企画監  
(世界遺産担当) 栗原 恵 君  
観光振興課長 永峯 裕一 君  
国際観光振興室長 立石 寿裕 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【石本委員長】 おはようございます。  
ただいまから、委員会及び分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【前川文化観光国際部長】 それでは、本日出席しております文化観光国際部の新任幹部職員を紹介させていただきます。

【新任幹部職員紹介】

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【石本委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【石本分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【前川文化観光国際部長】 それでは、配付されていただいております分科会関係議案説明資料、今回は追加1も配付させていただきますので、併せて説明をさせていただきます。

では、資料の1ページをお開きください。



文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分であります。

初めに、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、当初予算が骨格予算となっていたため、重要な政策的予算及び施設改修費等の追加について補正しようとするものであります。

歳入予算は合計1億2,428万円の増、歳出予算は合計8億5,245万1,000円の増であります。

2ページをお願いいたします。

この結果、令和4年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は173億4,775万3,000円となります。

歳出予算の主なものについては、記載のとおりであります。後ほど関係課長から補足説明をさせていただきます。

ここでまた追加1の1ページをお開きください。

次に、第85号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、国において決定された「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等に適切に対処するため必要な予算を追加しようとするものであります。歳出予算は合計4億5,264万円の増であります。この結果、令

和4年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、第69号議案のうち関係部分と合算いたしまして178億39万3,000円となります。

歳出予算について、ご説明いたします。

原油価格・物価高騰の影響を受けている宿泊事業者の経営改善を図るため、省エネや省力化に寄与する設備投資等の支援に要する経費として、宿泊施設の緊急環境整備支援事業費4億5,264万円を計上しております。

ここでまたもとの資料の4ページにお戻りください。

次に、報告議案について、ご説明いたします。

報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

これは、先の3月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。令和3年度予算の補正を、令和4年3月31日付で専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

文化観光国際部所管の補正予算額は、歳入予算では合計1億900万円の減、歳出予算では合計9億7,777万1,000円の減となっております。

歳入予算の主な内容については、記載のとおりであります。

歳出予算の主な内容についても、記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。

次に、令和3年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、文化観光国際部関係部分について、ご説明いたします。

繰越額の内訳は、農林水産物販売促進対策費156万2,000円、観光指導調整費1,017万5,000円、観光客誘致対策事業費11億2,419万6,000円、国

境離島振興事業費6億4,291万9,000円であり  
ます。

繰越しの主な理由は、国の交付金を活用する  
事業について、新型コロナウイルス感染症の影  
響により事業期間を確保できなかったことなど  
によるものであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説  
明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上  
げます。

【石本分科会長】次に、次長兼文化振興・世界  
遺産課長より補足説明を求めます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】おは  
ようございます。

それでは、令和4年度6月補正予算につつま  
して、補足して説明させていただきたいと存じま  
す。

「予算決算委員会 観光生活建設分科会 補足  
説明資料」の1ページをお開きください。

これは文化観光国際部の令和4年度6月補正  
予算総括表でございます。

今議会に計上いたしております6月補正予算  
額といたしましては、各課室ごとの補正額は、  
記載のとおりでございます。部全体としては、  
歳入は1億2,428万円の増、歳出は8億5,245万  
1,000円の増でございます。

また、お配りしている別冊の6月補正（追加）  
の補足説明資料の1ページをお開きください。

観光振興課で歳出4億5,264万円を計上いた  
しており、これを含めた6月補正後の文化観光  
国際部の歳出予算総額は178億39万3,000円  
でございます。

続きまして、文化振興・世界遺産課の6月補  
正予算、事業説明4件のうち2件について、私か  
らご説明をさせていただきたいと存じます。6

月補正予算補足説明資料に戻りまして、その2  
ページをお開きください。

これは文化施設改修等整備費でございまして、  
1億9,399万8,000円の補正予算を計上させて  
いただいております。施設改修に関する基本的な  
考えにつきましては、壊れてから改修を行う事  
後保全型維持管理ではなく、壊れる前に改修を  
行う予防保全型維持管理を前提に、建物や設  
備・機器の長寿命化を図ることとしております。

主なものといたしましては、長崎県美術館で  
は、展示作品のスポット照明をLEDに更新す  
る経費や、館内全ての照明の制御を行う制御盤  
の更新等の経費を、長崎歴史文化博物館では、  
経年劣化による損傷が激しい長崎奉行所にある  
西白洲の木製の塀の取替工事や、長崎奉行所復  
元部分の木部のあく抜きや汚れ落とし、しみ抜  
き及び補修に係る経費を、アルカスSASEBO  
では、空調や熱源などの設備を集中管理する  
ための中央監視装置の機器類の更新や、消防法  
において設置を義務づけられている非常時の放  
送設備などの更新等の経費でございます。

3館とも定期的な点検やメンテナンスを実施  
し、更新周期や劣化部分を適正に把握した上で  
中期計画を策定しておりますので、突発的な故  
障等を除き、その計画に従いながら予算要求を  
行い、計画的に改修を進めてまいりたいと考  
えておるところでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

世界遺産を未来につなぐプロジェクト事業費  
として376万2,000円の補正予算を計上させ  
ていただいております。

「にぎわいのある長崎県」を目指しまして、  
離島・半島に点在する潜伏キリシタン関連遺産  
の構成資産が連携して取組を推進するとともに、  
次世代へ継承するための事業でございます。来

年度、令和5年度には世界遺産登録5周年を迎えることになり、また、令和7年度には本県で初めてとなる国民文化祭が開催される予定となっております。

令和3年に創設した全長468キロに及ぶ「世界遺産巡礼の道」などを活用し、12構成資産が連携して、県、市町、住民が一体となった取組を検討し、実施することによって課題である集落の活性化に結びつけようとするものでございます。

具体的には、情報交流会を開催し、本年度中にアイデアを集約し、イベントを実施、令和5年度の世界遺産登録5周年では本格的な事業を実施し、令和6年度には、さらにブラッシュアップした事業に結びつけるというもので、行政の押しつけではなく、みんなで考え、みんなで盛り上げていこうというものでございます。

また、小中高生向けの世界遺産学習や世界遺産の保護に関わる関係者向けのスキルアップを図る研修等を通じた人材育成なども実施する予定でございます。

私の方からは以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、文化振興・世界遺産課企画監より補足説明を求めます。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】それでは、私の方から文化振興・世界遺産課の残り2件について、説明をさせていただきます。

資料の4ページをお開きください。

令和7年度に開催予定の国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の開催準備のための経費としまして、国民文化祭推進事業費1億943万1,000円の補正予算を計上させていただいております。

具体的には、基本構想策定に向けた有識者会

議の開催経費や、今年度中に設立予定の県実行委員会に係る経費、広報費など、国民文化祭の開催に向けた準備経費を予算化するものでございます。

また、開催に係る必要経費を開催年に一度に支出するのではなく、県負担額の平準化を図るため、毎年度1億円ずつを基金に積み立てることとしております。

続きまして、資料の5ページをお開きください。

みんなで創る！ながさき国際文化芸術プロジェクト事業費としまして3,271万4,000円を計上させていただいております。伝統文化、音楽、ダンスなど、各市町が主体的に行う文化芸術イベントへの支援を行うとともに、若者の地域への参画を促進する取組などを支援し、若者定着の促進や関係人口の創出・拡大を目的とした事業でございます。

具体的には、ながさき国際文化芸術祭の開催につきましては、地域住民が主体的に取り組む地域文化資源の磨き上げや、文化芸術による国際交流、伝統文化の継承などに積極的に取り組む地域を支援するため、新たな補助制度を創設するとともに、その取組を総合芸術祭として一体的に情報発信するものでございます。

また、若者が企画立案から運営まで主体的に関わるイベント等を実施し、若者参画型の文化芸術による地域づくりを推進するための経費、本県ゆかりのクリエイターを招聘し、県内外からの参加者が文化芸術を通して地域住民と交流することにより、継続的に地域に関わる関係人口を創出するための経費などを計上させていただいております。

当課の所管事業についての説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い

いたします。

【石本分科会長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【永峯観光振興課長】続きまして、6ページでございます。観光振興課関係の事業について、ご説明申し上げます。

戦略的情報発信推進事業費ということで、予算額については1,731万7,000円でございます。

この事業につきましては、いわゆる観光情報の情報発信、プロモーションの事業費ということでございまして、事業内容のところに記載しております。昨今、情報の入手先がウェブが中心ということもございますので、そういった部分への情報発信を重点的に取り組むことといたしております。

具体的にはウェブマガジンということで、これは旅行雑誌がインターネット上に載っているといったものでございます。こういったウェブマガジンを通しましたターゲティング広告、そしてまた、SNSのプロモーショングループということで、これは例えばカメラといった特定の趣味、趣向でつながっておられるグループとタイアップして、その中で情報発信をしていくというようなものでございます。そして、「ナガサキタビブ」と書いておりますが、これは昨年の9月から観光連盟の中で8名の記者、主に県民の方々でございますけれども、一般公募のライターの方々がおられます。こういった方々にブログ記事を配信していただくというようなことで情報発信を行っていくということでございます。

2番でございますが、これは西九州新幹線の開業に合わせて関西圏でPRイベント等を開くというようなことを想定いたしてございまして、そこに要する経費を計上いたしているところで

ございます。

続きまして、7ページでございますが、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費ということで、この事業につきましては、各市町あるいは観光協会、そしてまた、地域のまちづくり会社、こういった皆さんが取り込まれる観光まちづくりへの支援の事業でございます。

この観光まちづくりに対しては、これまでも支援を行ってきたところでございますけれども、今回、新規ということで少し衣替えをいたしております。事業内容のところに記載いたしておりますように、移住とか定住といったところに、よりつながっていくような視点を持って、地域全体をエリアとして捉えて進めていく、そういった事業について支援をしていくということで、少し視点を切り替えた形で進めていこうと考えております。

次に、2番の地域の魅力発信ということでございますが、魅力ある観光まちづくり、地域づくり、そういった取組について、この中で情報発信をしていくと。そこも県民の皆様が一体となって情報発信をしていく、そういった取組を考えているところでございます。

次に、8ページでございますが、これは国境離島交付金の関係で、しま旅滞在促進事業費というものでございます。この事業につきましては、事業内容の上の方に「 」で書いております。本年1月の臨時議会で、令和4年3月分から10月分までは国の経済対策に呼応した形で予算を計上させていただいております。この時に予算を計上したものについては、令和4年度に繰越しをして現在執行しているところでございます。今回の補正予算につきましては、事業期間について、その後の令和4年11月から令和5年2月までの4か月分について計上させていただ

こうとするものでございます。

事業内容については、1番のしま旅旅行商品の販売促進ということで、これは主に旅行会社さんが造成される旅行商品、この島民割引の運賃割引が適用された旅行商品に対する支援というもの。

それから、企画乗船券と申しますのは、個人が、それぞれ船のターミナルで購入される、島民割引との差額相当分の体験クーポンがセットになった乗船券に対する支援ということ。

それから、3番目の「行っ得！長崎のしまクーポン券」につきましては、1番、2番の旅行される方々に対しまして、1泊当たり5,000円のクーポン券を配付するというものでございまして、これらの総額が3億1,200万円ほどとなっております。

続きまして、追加補正予算につきましてもご説明申し上げます。

別の資料になってまいりまして、表紙に「令和4年度6月補正（追加）予算」と記載いたしております資料をご覧くださいと思います。

2ページに具体的な事業内容を記載いたしております。先ほど、部長説明の中でも申し上げたとおりでございますが、宿泊事業者の方々は、コロナ禍という中で非常に厳しい状況にあるところに、さらに今般の原油価格あるいは物価高騰、こういったところで経営状況が非常に厳しいというようなこともございますので、そういった事業者の方々の経営改善を図るための省エネあるいは省力化、こういったことにつながる設備投資を支援するというものでございます。

事業内容のところに書いておりますように、補助対象としては、大まかに2つ、ボイラーあるいはエアコン等の省エネ設備の導入等に要する経費、それともう一つ、自動チェックインシ

ステムでありますとか、客室のエネルギーコントロールシステムでありますとか、そういった省エネ、省力化につながるシステムの導入の経費に対して支援を考えております。

(2)に補助率、上限額を記載いたしております。補助率は3分の2、上限額につきましては、客室数の規模に応じて少し違いを設けたいと考えております。

申請いただく際には、省エネ効果等を示した計画書をご提出いただくということで考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、国際観光振興室より補足説明を求めます。

【立石国際観光振興室長】それでは、国際観光振興室関係の2件について、ご説明いたします。

お手元の資料の9ページをご覧ください。

インバウンド向け戦略的プロモーション強化事業といたしまして5,696万3,000円を計上しております。

この事業につきましては、6月10日から再開しておりますインバウンド受入れのさらなる拡大を見据えまして、本県の観光地としての認知度向上に向けてメディアなどと連携したプロモーションを行うとともに、コロナ後の環境変化などを踏まえた富裕層、中間層向けの観光コンテンツの情報発信を強化していき、早期の需要回復を図ろうとするものでございます。

まず1つ目といたしまして、中国や韓国、台湾、香港の重点4市場を中心とする東アジアに加えまして、東南アジア、欧米豪と言われるヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアにおいて、各国の異なる市場特性や旅行ニーズを踏まえまして、現地のメディア、旅行会社などとの

タイアップによるプロモーションを実施するとともに、ウェブやSNSなどを活用して個人の興味、関心に直接訴求するデジタルプロモーションを行うものでございます。

2つ目といたしまして、富裕層やテーマ意識を持った中間層というものをターゲットにいたしまして、アウトドアやアドベンチャーツーリズム、スポーツツーリズムなどのテーマに沿ったメディア、インフルエンサーの招聘や情報発信を行ってまいります。

3つ目といたしまして、昨年度に創設されました「世界遺産巡礼の道」を活用いたしまして、旅行会社や教会の神父さんなどを招聘してモニターツアーを実施することにより、韓国市場を中心とする巡礼ツアーの商品造成やメディア等による情報発信につなげていくものでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

ディスカバーNAGASAKI・周遊促進事業費といたしまして1,347万3,000円を計上しております。

この事業は、旅の価値観の変化や個人旅行化の進展を見据えまして、市町や関係事業者と連携して、富裕層、中間層に訴求する滞在型観光コンテンツの磨き上げに必要な専門家の招聘やモニターツアーなどに対する支援を行うものでございます。

また、県内に点在する観光コンテンツを個人旅行者がスムーズに周遊することができるように、空港や駅からの公共交通機関を活用した着地型旅行商品の造成や、長崎空港国際線を利用したインバウンドを対象とするレンタカーの割引キャンペーンなど県内周遊の促進に取り組むものでございます。

以上、国際観光振興室の説明を終了いたしま

す。よろしく願いいたします。

【石本分科会長】次に、物産ブランド推進課長より補足説明を求めます。

【長野物産ブランド推進課長】それでは、引き続きまして物産ブランド推進課関係の事業について、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、引き続き資料の11ページをご覧ください。

まず、県産品魅力発信事業費、長崎の「食」の魅力発信事業費でございます。

この事業につきましては、県内での食の魅力づくりや都市圏の料飲店での長崎フェアの実施、さらに、デジタルマーケティングを取り入れた情報発信に要する経費といたしまして3,019万8,000円を計上しております。

コロナ禍におきます販売状況の変化でございますとか、県内では大規模プロジェクトが進展しておりまして、県内を訪れる多くの方にも満足いただけるよう、県内においても食の魅力づくり、こういったことに取り組んできたところでございます。

昨年度から、この主な事業内容の2番の県内料理人の方々と連携しました魅力ある県産食材の利用促進でございますとか、3番にございます県酒造組合や県漁連、蒲鉾水産加工業組合などと連携しました県産酒と地魚の双方の良さを顕在化させるセットメニュー化の支援といったものに取り組んできたところであります。

また、4番の都市圏のホテル料飲店のフェアにつきましても、これまでも継続して実施しておりまして、これら2番から4番の食の魅力を発信していく取組については、引き続き今年度も実施していきたいというものでございます。

今回はこれに加えて、1番のデジタルマーケティングを取り入れた情報発信ということ

で、これまでメニュー紹介やフェアといった実施にとどまらず、その取組の背景にあります開発の過程でございますとか、生産者の思いを伝えていきたいということで、消費者の興味あるいは関心に対応しながら、県産品の魅力を効果的に印象づけていこうと考えているところでございます。

具体的な2番から4番の取組状況をライター等の取材による情報コンテンツの作成でございますとか動画の広告など、こういったデジタルコンテンツを活用しながら定期的に情報を発信いたしまして、その発信効果を検証、改善を繰り返しながら、より効果的なPRをしていきたいと考えているところでございます。

引き続き、12ページをお開き願います。

12ページの事業につきましては、貿易振興事業費、長崎県産品海外PR推進事業費でございます。海外での県産品の輸出を図るための現地百貨店、飲食店でのプロモーション等に要する経費といたしまして573万4,000円を計上しております。

主な事業内容でございますけれども、これまでも国際戦略等における重点地域に加えまして、定期航空路線の開設等を踏まえ、ターゲット国でのプロモーションを実施してきたところでございます。

今回の事業内容といたしましては、1番の百貨店でのプロモーションについては、定期航空路線の新規就航や再開等を目指す台湾や香港、2番の飲食店では日本食料理店が増加しております中国での実施に加えまして、3番では福建省友好県省締結40周年記念事業の機会と併せまして、現地の食品卸業者、飲食店、小売事業者向けの県産品の展示商談会の開催を予定しているところでございます。

なお、上記事業につきましては、これに加えて令和4年度補正予算において、ECサイトを活用した県産品プロモーションの事業も計上して、現在、取組を進めているところでございます。

以上、簡単でございますが、物産ブランド推進課の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、国際課企画監より補足説明を求めます。

【坂口国際課企画監】それでは、私の方から多文化共生推進事業費について、ご説明をさせていただきます。

資料の13ページをご覧ください。

予算額が544万9,000円でございます。人口減少が進展する中で、地域産業の維持・拡大に向けて外国人材の活用は重要な取組でありまして、このため、地域の多文化共生を推進して外国人に選ばれる地域づくりを進める必要があると考えております。

そこで、本事業では、地域の多文化共生の推進拠点として、地域主体、市町主体の日本語教室の設置の促進を図ろうとするものであります。

今回設置を目指す日本語教室は、地域住民が学習支援ボランティアとして参画することで、外国人住民の方にとっては、単なる日本語学習の場ではなく、日本人住民との交流を通じて日本の文化やルールを学ぶ場であり、一方で日本住民にとっても海外の文化や考え方を学ぶ貴重な機会になるものと考えております。

当面の目標としまして、今後3年間で県内に新たに5つの教室を設置したいと考えており、初年度となる今年度は大きく2つの取組を進めたいと考えております。

1つ目は、資料中ほどに記載しております1番

の地域日本語教育の推進体制の構築であります。ここでは関係者の協議の場として総合調整会議という会議体を設置するほか、国際交流協会に日本語教育の専門職員であるコーディネーターを配置したいと考えております。これは日本語教室を運営するノウハウがないという市町の声に対応するものであり、他県においても同様の専門職員を配置しております。

2つ目の取組が2番の日本語教室の設置に向けた地域の環境整備の推進であります。市町や国際交流協会の職員等を対象として、多文化共生の効果的な施策や日本語教育の重要性などを理解いただくセミナーを実施するほか、日本語教室を支えるボランティアの養成講座を開催し、今回、100名程度のボランティアの育成を図りたいと考えております。

なお、今後3年間の事業展開としましては、今年度、人材育成等の取組によりまして日本語教室設置に向けた環境整備を進めた上で、次年度は外国人住民と日本人住民がやさしい日本語で会話を楽しむ形でのモデル教室の設置に着手したいと考えております。そして、3年目の最終年度は、日本語を話すだけではなく、読み書きも学べる日本語教育へとレベルアップしながら、運営自体も地域、市町主体へ移管していくことを考えております。

本事業は、市町や関係機関、地域住民の皆様のご理解とご協力が欠かせないことから、引き続き関係者の皆様と意見交換を重ねながら事業を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】次に、スポーツ振興課長に補足説明を求めます。

【五貫スポーツ振興課長】 それでは、資料の

14ページをお開きください。

私の方からスポーツ振興課関係の事業としまして、スポーツ振興費、新規事業のプロスポーツでふるさと元気アップ事業について、ご説明をさせていただきます。

予算額は230万8,000円を計上させていただいております。

事業概要、目的等につきましては、プロスポーツを通じてふるさとへの郷土愛を育むとともに、プロスポーツが地域に与える様々な効果を最大化するために、県、市町が一体となって機運醸成に取り組み、地域のにぎわいづくりを促進するものでございます。

主な事業内容の1つ目といたしましては、パブリックビューイングの実施に係ります予算としまして115万円を計上させていただいております。普段、スタジアムに来ることができない離島などの遠方地域でV・ファーレン長崎の試合のパブリックビューイングを実施いたしまして、その地域の方々にプロスポーツの魅力を感じていただき、チームへの興味、関心を持っていただくことで、実際にホームゲームへの誘客を図っていこうというものでございます。開催地といたしましては、本土地区を3か所、離島地区を2か所、想定しております。

次に2つ目といたしまして、アウェー客へのおもてなしツアーへの予算といたしまして115万8,000円を計上いたしております。県内市町と連携いたしまして、V・ファーレン長崎の試合に来場された県外からのアウェー客を対象といたしました県内周遊バスツアーを実施いたしまして、試合の観戦だけではなく、県内各市町の歴史文化、食などの地域資源を知っていただくことでリピーターの来訪につなげていくということと、さらには、ツアーに参加された方々か



らSNSなどにより情報を拡散していただくことで本県の魅力を発信していこうというものでございます。

以上、スポーツ振興費について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について、説明を求めます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本分科会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料について、ご説明を申し上げます。

今回、ご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況であります。お手元にお配りしております資料の1ページをお開きください。

まず文化振興・世界遺産課で3件ございます。国民文化祭推進事業費、みんなで創る！ながさき国際文化芸術プロジェクト事業費、世界遺産を未来につなぐプロジェクト事業費でございます。観光振興課で1件、「みんなで磨く！観光まちづくり」推進事業費。そして、国際観光振興室でディスカバーNAGASAKI・周遊促進事業費。物産ブランド推進課で長崎の「食」の魅力発信事業費。スポーツ振興課でプロスポーツでふるさとを元気アップ事業費、以上7件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を

行います。

質疑はありませんか。

【近藤委員】おはようございます。ちょっと教えてください。

世界遺産のことです。上五島なんかいろいろお世話になっているんですけども、補足資料の3ページに、「地元のキーマン」という言葉があるんですね。この地元のキーマンは誰を指しているのか、教えていただけますか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】12構成資産がございますが、ここでは県とか市とか、それと町の職員はもとよりでございますが、地元でご活躍の、世界遺産に非常に関わっていただいている方を想定いたしております。具体的に誰ということは今申し上げられませんが、今後、そういった地元で活躍していただいている熱意ある方にご参加いただいて、この事業に結びつけていくといった考え方でございます。

【近藤委員】ありがとうございます。例えば地元ガイドさんがいるんですね。この前、ちょっと行ってきたんですよ。それで世界遺産のガイドさんとか、すばらしいガイドをしていただいて、知事も喜んでいました。ガイドさん達の組織というのは、県が管理しているんですか、町が管理しているんですか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】基本的には各自治体をお願いしている次第でございます。

【近藤委員】すみません、ちょっとわからないので教えてください。ガイドさんは半日ですと、いろんな形でやっていただいたんですけども、その時の日当とかなんとか、ガイドさんに発生しているんでしょうか、それともボランティアでしょうか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】 その時々で状況は異なると思いますけれども、基本的には報償は発生するものと認識しております。時にはボランティアでしていただく場合もございます。

【近藤委員】 例えば、この人には払って、この人には払わないとか、そういうケースが出てくるのか。ボランティアに対する予算は全面的に町だけにやらせているのか、それともそれに対する県の補助があるのか、そこら辺のことを、県と町との連携は、ここに連携といっぱい出ているんだけど、予算的な連携が見えないので今聞いているんですけど。

【石本分科会長】 休憩します。

-----  
午前10時40分 休憩

-----  
午前10時40分 再開  
-----

【石本分科会長】 分科会を再開します。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】 基本的にガイドの皆様につきましては、各自治体もしくは独自の組織で運営していただいておりますので、県からの助成等については、基本的にはないものと認識いたしております。

【近藤委員】 ここに書いている予算が、正直言って、えっ、こんなのっていう感じなんですよ。上五島、平戸、下五島、ずっと流れがある中で、例えば上五島のガイドさんが下五島に行って、下五島のそういうことを勉強する会とか、移動の時の予算をしっかりと取っていかないと、そのところだけの説明はすごいですよ。でも、その連携が、外海からどういうふうに変わっていったのかとか、そういう勉強会をしっかりとやっていただいた中に、これは市町が考えることではあるんですけども、市町をまたぐ中で世界遺産というのはなっているから、やっぱり上五島

のことだったら外海のことわからんばいかんし、平戸のことわからんばいかんし、南島原からの流れとか、天草までの、そういうことをしっかり連携していただいた中に、今なんでここに上五島の世界遺産としてこういう部落があるんだとか、そういうことをもう少し勉強するチャンスといいますが、それをもっと市町としっかりした連携の中で、どうせやっていたら、そこら辺の予算を取っていただきたいなと思ってはいたんですけど、これではちょっと無理やろうと思うので、それと残りは町が出しているのかなと思いました。「連携」という言葉があるんですけども、市町と県との連携というのは、今、どういう形でやっているのか教えていただけますか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】 委員ご指摘のとおり、このガイドの役割というのは、その地区、その地区だけにとどまらない。まさに12構成資産をつなぐ、全体のストーリーが世界遺産の価値でございますので、上五島の皆さんも、下五島、外海、ひいては熊本の崎津の情報もしっかりとお伝えできなければならないし、いろんな形で連携というのは必要になってこようかと思えます。

今回、予算の中で情報交流会の開催、これはまさにそういった皆様にお集まりいただきまして、この連携がどういったものが必要なのか、それに基づいてどういった事業をなすべきなのかというのも、今回しっかり構築していく、そういった会議であります。委員ご指摘の内容につきましては、しかと受け止めまして、この会議の中でも、こういったご意見があったということも踏まえて検討をさせていただきたいと、そのように考えている次第でございます。

【近藤委員】 本当よろしく申し上げます。これ

は離島にとっては宝ですよ、五島とかですね。そういう宝をしっかりと材料にして観光客を呼ぶというのが、今、離島が全部望んでいる、一番の起爆剤ですので、よろしく願います。

もう一つ、五島と壱岐と対馬には日本遺産があるんですよ。この中に日本遺産のことが全然出てこないんですよ。上五島だったら三王山というところに最澄ゆかりの品物とか、本山から年に一回、上五島へ来て、そこに最澄の銅像を建てて、そこに本山の人たちが来てお参りとか地域とやっているような日本遺産の、そういう行事もやっているんですけども、県としては、日本遺産というのは、どういう形で考えているのか教えていただけますか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】日本遺産につきましては、本県では今4つございますが、そのうち委員ご指摘の国境の島、壱岐、対馬、五島、これは平成27年に認定されまして、昨年、更新対象の18資産、全て更新になりましたけど、そのうち4つしかない重点支援地域の一つに指定されまして、今、その活動を行っているところでございます。

私どもの考えといたしましては、日本遺産と世界遺産を別々にPRするというのではなく、今回、私どもが世界遺産と文化振興が合併いたしましたけれども、その趣旨の中には、世界遺産も活用しながら、しっかり日本遺産と組み合わせながらやっていこう、日本遺産をPRするためには世界遺産の力を借りていこうと、そういった考え方に基づいております。

今回の事業につきましては、基本的には世界遺産をしっかりと、5周年で活性化し、そして令和7年の国民文化祭につなげていくというのが基本ベースでございますが、当然、その中に地元でございます貴重な日本遺産も織り混ぜると

いうのも当然出てくることでございますので、それはしっかり認識した上で、この事業に取り組んでいきたいと考えている次第でございます。

【近藤委員】私も世界遺産について一生懸命勉強させてもらいました。天草からずっと回っているいろんな形で、外海から勉強させてもらった中で、そういうふうな形のすごい歴史があるのもわかっているんですよ。

もう一つ、この日本遺産は、もっとすごい歴史があるんですよ。結局、日本の、その頃、長崎が昔は窓口になっていたんですけども、やっぱり遣唐使に関しては、この長崎が窓口になっていたんですよ。その中でいろんなことがある中で、例えば下五島の大宝寺ですかね、いろんなそういうふうなゆかりがあるので、歴史的にそういうことに興味がある人は、すごくそういうものに興味があるんだろうと思います。

だから、世界遺産も本当にすばらしいです。でも、この日本遺産も世界遺産と同等のレベルの興味を持てる一つの材料じゃないかと私は思っていますので、今言われたんですけども、ぜひここもしっかり光を当てた中で、熊本には日本遺産はないんでしょう、多分、ここは長崎あたりだろうと思うんですよ。だから、そこら辺の長崎県独自の宝ですから、これ。だから、そういうのもしっかり絡めていただいて、しっかりやっていただければと思います。

これは要望で終わります。ありがとうございました。

【石本分科会長】ほかにご意見ありませんか。

【堀江委員】補足説明資料の13ページ、544万円の国際交流・協力費の中の多文化共生推進事業費についてお尋ねいたします。

質問に入る前にですが、これは委員会の横長

資料になりますが、9ページ、国際交流協力費が、今回、補正の額としては544万円、補正前の額が9,775万円になるわけですけれども、この多文化共生推進事業費というのは、これは予算の増ということで、補正前の額が幾らですか。

【坂口国際課企画監】多文化共生推進事業費の当初予算の額については、1,113万6,000円でございます。

【堀江委員】補正予算案の概要を見ないとわからないんですよ。国際課に聞くことじゃないと思うんですけど、文化観光国際部は、委員会の横長資料というのは余り大事にしないんですかね。委員会の資料としては、議案があって、1号議案があるでしょう、分厚いその説明書があるでしょう。その後に議案として説明したのが委員会資料になるんですけども、実際は、もう課長補足説明資料が主ですよ。横長委員会の資料よりも、これを見てくださいます。でも、この悪いところというか、わからないところは、この補正はわかります。しかし、この事業として当初予算が幾らか。今、私が質問したように、多文化共生推進事業は、今回の6月補正で544万円です。しかし、これは補正ですから、当初と合わせて実は1,658万円になるんですよというのを見るのは委員会の横長資料でないと数字として見えてこないんですよ。

そういう意味では、分科会の審議の中の補正予算、補足説明資料というのは、文化観光国際部としては、委員会資料よりもこっちが主という認識ですかね。質問に入る前に、ちょっとその認識を確認したいと思います。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】私どもの部といたしましては、当然、横長資料も大切な資料だと認識しておりますし、補足説明資料も当然でございますが、申し訳ございません。

認識といたしましては、全て大事な資料だと認識いたしているところでございます。

【堀江委員】くどくこの質問をするのは、9月定例会からタブレットになりますね。そうしますと、横長資料までが委員会資料、課長説明資料がどういうふうになるかということになるんですよ。議案としては横長資料が委員会資料になるので。

つまり、この委員会に所属をしないと、課長補足説明資料というのは見れないの、今の段階だと。そういう意味では、全ての議員に同じ情報を発信するためには、委員会の横長資料にとどまらず、タブレットになれば、文化観光国際部は補足説明資料を大事にするのであれば、そこまでも委員会資料としてタブレットにしてほしいし、少なくとも全ての議員に同じ情報を発信してほしい。

そういう意味で、補足説明資料となったら、これは配られないんですよ、この委員会に所属をしてない限り、そういう実態にあるので。本来であれば、この横長資料の事業概要があるでしょう。本来だったらここに書くべきです。でも、内容としては、文化観光国際部の中身が広いから、わざわざA4に書いて課長補足説明資料をしているというのは一定理解するものの、委員会の横長資料は、これは平等でないですね。私はそれを、委員会資料をタブレットにするに当たっての私の意見としてあるので、個人の見解ですけども、それはぜひとどめておいてほしいというふうに思います。

そこで、国際課にお尋ねいたしますけど、多文化共生推進事業ですけども、544万円、当初と合わせると1,600万円です。具体的に何をするのかということで説明が今ありまして、日本語教室をつくるということで地域の皆さんと日

本人と海外の方との交流を図りましょうということなんです、やっぱり一番難しいのが、どういうふうに推進していくかというか、中心になってやっていただくかというのがすごく大事だと思うんですけども、設置目標が令和3年で6教室、それが令和6年までに11教室ということなんです、今現在、どれぐらいのところに、どういうふうにあるのかという現状をまず教えていただけますか。

【坂口国際課企画監】県内の日本語教室が現在6か所ございます。

その現状でございますけれども、まず、その運営主体としまして、市町が運営に関わっているところが3教室、民間が独自に行っているところが3教室ございます。

具体的に市町が運営に関わっているところについてご説明をしますと、一つが長崎市が直営でブリックホールで行われている日本語教室がございます。それから、大村市が大村市国際交流プラザに委託して実施しているものがございます。そして、五島市が五島日本語学校に委託している実施しているものがございます。それから、民間団体が独自に行っているところについては、日本語ネットワークIN長崎という長崎市内で運営されている団体がございます。それから、佐世保で佐世保国際交流ボランティア協会という団体が2つの教室を運営されております。以上の6つでございます。

五島市の日本語教室は、日本語教師がいて生徒さんが20名ぐらい、スクール形式ですが、ほかの5つの教室については、マンツーマン形式で地域住民がボランティアとして参画をして、会話を中心とした日本語教室を行っております。

あと受講者ですが、これは教室によってまちまちでございます、少ないところは数名のと

ころもあります。今、1つ、民間の団体がコロナの影響で休止されておりますので5教室が動いておりまして、その全体で100名程度の方が学習されている状況でございます。

【堀江委員】すると、13ページに説明があるように、令和3年度は、設置目標が6教室で、目標どおりできましたということですよ。あと、今後3年間で11教室まで増やしていくということでは、今後、あと増やす箇所なり、そういうめどというのは、もう既にある、令和6年度までに11教室にしたいと、これはそういうことなんでしょうか。

【坂口国際課企画監】これは現時点で、どこに設置するというのが決まったものがあるわけではございません。まずは、この事業を昨年、企画立案している段階におきまして、九州の先進県であります佐賀県であるとか、あるいは福岡県の北九州市あたりと意見交換を行いました。その中で、この日本語教室というのが、立ち上げること自体もなかなか難しい、地域住民の理解も必要ですし、運営する場所、コストの問題もあって難しいんですけども、それ以上に、それを維持していくのが難しいという話がありました。その時に経験則でいえば、1年に1か所やればいいんじゃないかというようなお話だったのですが、実は、長崎県の今の日本語教室の数が6か所というのは、九州で最下位でございます。一つ上のところが10教室ありまして、この3年間で1つずつ増やしても9か所にしかない。最下位のままなので、何とかそこを超えたいという思いがありまして、1年間に2教室できないかということで、昨年1年間、市町とずっと意見交換を重ねてきたところでございます。

これから市町の皆さんにも、もっと前向きに

捉えていただいて、県と一緒に進めていただけるように、今回の予算の中でも市町の皆さんの意識を高めていただくようなセミナーも開催しながら、また、市町の皆さんが課題として抱えているのは、ボランティアがいるのかとか、運営するノウハウを自分たちは持っていないとか、そういうところの課題を解決するために、今回、国際交流協会に専門職員を設置し、また、ボランティアの養成も県の方が主体的にやる中で市町の意識を変えていきたいというふうに思っております。

【堀江委員】国際課として、外国人に選ばれる長崎県づくりを進めるという一つのキーワードといたしますか、それとして日本語教室をつくりたいということで、しかも、他県との教室の数を、ある意味、いい意味の競争にという形で捉えて、長崎県としても教師の数については、九州で一番少ない県ということではなくて、増やしたいという決意で進められているということは理解いたしました。

なんで私がここにこだわるかといいますと、私は長崎市内の北部に住んでいるんですが、中国の方が多くて、小学校にも日本語教室というのがかつてあって、そこは小学生なので、子どもたちの様々な言葉の壁を乗り越えるために先生たちがご苦労しておられる。そうしますと、保護者に対しても先生たちはご苦労されているという経緯がありました。

しかし、言われるとおり、日本語教室がずっとあるかという、長崎市教育委員会も、その地域に応じて、だから、今はその小学校にはもうないんですけれども、今度は別の小学校に、必要なところに日本語教室をつくるという形で、例えば、小学生を対象として海外から来られた方たちに対しての日本語教室というの

も、そういうふうにならなくなってきているので、今言われたように、地域で日本語を学ぶことで、日本語だけでなく、日本の文化と海外の文化を一緒にお互いが学びましょうとか、共有しましょうということでは非常に努力が要るといいますか、仕組みをつくれればいいのかということだけではないので、そういう意味では担当する国際課も非常に粘り強く取り組まないといけない事業なのかなという思いがありまして、どんなふうにするのかということをして私としてはこの機会に質疑をしたくて質問させていただいたところです。

いずれにしても、ぜひこの目標が達成できますように、さらにご努力していただきたいと思っております。

ありがとうございました。

【小林委員】今、堀江委員からお話がありました多文化共生推進事業について、今お話がありましたので中身がよくわかったわけです。大村市において、ここ1か月ぐらい前からネパールから120名の学生の方がお見えになりまして、街のアーケードの中で大村市が所有するところの教室で実は日本語学校が始まっております。このこと自体は非常にありがたいことであって、アジアの交流を大村市が推進していくということも、県とともに取り組んでいくということも、大変ありがたいと思っております。

ところが、120名の方々がお見えになりまして、正直言って、ネパール語を話せる人は誰もいないわけです。それで聞いてみればネパールの方は月収が平均して4万円ぐらい、大体100万円以上ぐらいのお金を工面して、借金したりして、それなりの、これからの展望、人生を考えてお見えになっているわけですよ。120名の方々が、いわゆるあてがわれたアパート、これ

も諫早の鎮西学院大学が中心になっておるわけだけれども、今言うように言葉が通じないと。たまさか私のところにネパールの方がおられて、うちで働いていらっしゃるわけです。日本語が非常に堪能で、彼がその役割で通訳をやって、学生の皆様方のいろいろな要望とか、あるいは苦情とか、そういうところの窓口には実はなっておるわけです。学院大学の通訳とか、あるいは大村市に通訳が一人たりともいないというのが現実です。

そこで、何を言いたいかという、今、あなたが選ばれる長崎県になりたいと、また、なるべしと、これはもう絶対に必要だと思うんです。これから外国人の皆様方が留学とか、あるいは働きながら日本語を学ぶとか、アジアの国は日本というものを意識しておりますから、そういう面で将来的な人材確保的な、日本で働きたいと。そういうところでもう長崎には来たくない、こう言われたくないわけで、本当に選ばれる長崎県をつくらなければいかんという、そのあなた方の考え方は非常に大事な視点だと私は思っているわけです。

ところが、現実はどうかという、そのアパートに行ってみると、まずトイレがめちゃくちゃ汚い、それから洗濯機が故障している、暑くなるのにエアコンも故障している。そういうような現実の苦情を学生の方々から、実は私はボランティアで、その学生の方々に私の施設に来ていただいて一緒に会食をしたりなんかして、ささやかなおもてなしを私がさせていただき、そして、皆さん方、みんなアルバイトしてやっていきたいわけです。

ところが、今言うように、言葉がなかなか通じないし、言葉が通じないということは、働きたい、あるいは働き手を求めている企業もある

わけだけれども、その仲介の労を取る人が誰もいないと。

こんなようなことの中で、せっかく120名来て、次にまたこの学生たちが、本国で、あそこの大村だけは駄目だとか、あの長崎県だけは駄目だとか、そんなようなことを連絡を取るといようなことになっては絶対にならないと思うんです。

今言うように、やっぱり人権とか人間として扱うという当たり前のこと、そういうようなことについてやっぱり時給なんかも長崎県は821円が最低だから、ここをやっぱりきちっとキープしながら、学生の皆さん方の要望に応じて、働きながらしっかり学ぶことができる、市民の皆様方も優しい、また、受入体制をきちんとできていると。そんなような状況にならなければならぬ時に、今言うような、エアコンも壊れている、洗濯したいけれども、洗濯機も壊れている、修繕ができてないとか、もうさっき言ったように、そんなびっくりするみたいな環境の中に置かれている。1つの部屋に、4畳半、4畳半あって、4畳半ごとに2人ずつおるんだよ。4畳半の中に2人ずつおるわけだ、現実は。一回見てみたらいいぞ、そういうところもきちんと。

まず、いろいろ整備をする前に、どのような受入体制になっているかと。そういうのを学院大学に言ったり、大村市に言ったり、私の方からやっているけれども、正直に言って反応が悪い。

そういう点から考えてみても、選ばれるといようなことを言うならば、もうちょっときちんとやっていただかなければいかんだけれども、全体的に数が少ないわけだけれども、一回その辺の点検、そういうところについて県としてやるべしと思うけれども、その見解を求めた

い。

【坂口国際課企画監】ありがとうございます。今、委員おっしゃられたように、各大学における留学生の受入れについては、県と関係する市町と大学、それから産業界も入った留学生支援センターという枠組みがございまして、その中で課題を検討する場がございます。

実は、あまりこれまで留学生の居住環境について議題になったことがございませんので、実態をしっかり把握をした上で、そういった場で議論をしていきたいと考えております。

【小林委員】企画監だろう、そんな答弁でどうするか、今みたいな答弁で。外国人から選ばれる長崎県になりたいと、こう言っているわけだろう。長崎県に来ていただく方々の生活環境の整備とか、ここで気持ちよくやっぱり過ごしていただくというところを考えた時に、いろいろ働く環境、住まいの環境、そういうようなものがどうなっているかということについては、とても大事なところだよ。

そういうところについて、通訳もいない、言葉も通じないという現実を一体どう考えているか。そこら辺はどうか。

【坂口国際課企画監】それぞれの大学において、そういう実態があるということ、申し訳ございませんが、今知ったわけでございまして、県としてこれまで外国人相談窓口の設置、運営をしたりしながら、できる限りの対応を図ってきたつもりでありましたけれども、委員ご指摘のとおり、まだまだいろいろな課題があるということの認識ができておりませんでしたので、繰り返しになりますけど、まずは実態把握からしっかりやりたいと思っております。

【小林委員】土井口次長、あなたが一番よく経過を知っていると思うんだよ。県庁にいた人が

大学院の責任者としてやっているわけだから、もうちょっと人間的に、やっぱりきちんと外国の方々をお招きして、120名も生活、勉強をされているわけだよ。もうちょっと血の通うようなことをやってもらわないと、そんなようなことできちんとできてない。後から私のところに来いよ、具体的なことを教えてやる。それで、「小林さん、ありがとうございます」ぐらい一言言わんばいかん、おまえさんたちは。まあ、そういうことはどうでもいいんだ。そういうことで次の質問に移りたいと思います。

今日の議案でございますインバウンド向け戦略的プロモーション強化事業費の5,600万円について、お尋ねしたいと思います。

まず、ご案内のとおり、2年ぶりにようやく観光を目的とした入国が再開したわけでありませぬ。こういう状況の中で、今、インバウンドに対する取組は1日当たり入国の総数を1万人から2万人ぐらいに上積みして、そして空港に着いたらコロナ関係の水際作戦として検査をするとか、あるいは待機してもらおうとか、そういうようなことを免除しながら、そして受入れようと、こういうふうな状態になっているわけでございますね。

そこで、現在の入国の、インバウンドの受入れについて全体的な状況がどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

【立石国際観光振興室長】現在のインバウンドの受入れにつきましては、国におきまして、訪日観光再開に向けた実証事業を5月に行った上で、観光事業者向けのガイドラインを定めまして、その上で6月10日から、まず添乗員つきのパッケージツアーということで現在再開しているところでございます。

県内の宿泊施設などに聞き取りを行ったとこ



る、旅行会社からの問い合わせとか宿泊施設の予約などにつきましては、少しずつ今入ってきている状況だとお聞きしておりますが、具体的なツアーが県内で実施されるというのは、もう少し先になって、これから徐々に増えてくるのではないかという見込みでございます。

そこで、県といたしまして、旅行会社とか県内の宿泊、観光事業者などと連携して、国際定期路線が再開している福岡空港などから入国するパッケージツアーの商品造成に向けて、現在、取り組んでいる状況でございます。

【小林委員】いよいよ取組が始まったなという感じがするわけですが、要するに、今言ったように観光客、観光目的のインバウンドを迎え入れるというのは、1日1万人であったのが、今、2万人ぐらいになっていると。そういうことで6月1日からずっと緩和され、それだけの受入れ体制が徐々に進んでいるわけですよ。

ただし、その2万人というのが、ただ観光客だけかと思うと、中にはいろいろあるわけですね。例えば、ビジネスマンであったり、あるいは技能実習生の方々とか、あるいは留学生とか、あるいは帰国する日本人とか、そういうような人たちもたくさん入っているわけです。

これから長崎県もいよいよインバウンドに対する取組をしっかりとやっていただかなければいけないという時に、この2万人ぐらいの規模では、なかなか追いついていけないのではなからうかなという感じがしますけれども、この2万人の規模については、どのようなお考え方をお持ちですか。

【立石国際観光振興室長】おっしゃられましたように、入国制限がただいま2万人となっておりますが、コロナ禍前、例えば2019年12月頃ですと、1日に約14万人が入国していたことにな

っております。それが現在2万人の制限ということで、まだ7分の1という状況でございます。

先日、6月17日に観光庁が発表いたしておりますが、6月10日から観光客を受け入れて以降、6月で300人超の入国申請が今あっています。7月以降は約1,000人の入国申請があっているということで、合わせましてもまだ1,300名程度の入国申請であるということで、1日当たりの人数にしますと、現在ではまだごくわずかでございます。

国も、7月以降、徐々に増えていくのではないかという見方を示しておりますので、インバウンドの回復に向けましては、今後、水際対策や入国制限のさらなる緩和が必要になってくると考えております。

【小林委員】インバウンドを、需要回復ということを考えていけば、直行便の回復をとっても大事に考えていかなければいけないと思っています。とても重要です。今、国際航空路線については、知ってのとおり、成田とか羽田とか、あるいは関西、中部、福岡、この5つの空港を国際線として展開しておるわけです。しかしながら、人数制限とか、そういう条件付ですから、運航もなかなか大変だと思います。かつてのような状況に比べれば数は相当少ないと思うわけです。

そこで、今言う5つの空港だけが今主体的にやってもらっているけれども、いよいよこれから地方空港にも力を入れていただき、いわゆる需要を回復していただかなければいけないと思うわけです。

我々が今聞いておりますことは、例えば、沖縄の那覇、それから北海道の新千歳が6月に、いよいよ改めて再開するんじゃないかと。また、来月には広島だとか仙台だとか、あるいは高松

だとか、そういうようなところが地方空港としてインバウンドを迎える、そういう開港が今改めて取り沙汰されているわけです。

そうすると、我が長崎県の大村空港、長崎空港の国際線は、これからどういう見通しなのか。今言ったように6月とか7月とか、いろいろ地方空港が再開しておりますけれども、長崎の出番はまだほど遠いのかどうか、その辺についての感触はいかがでございますか。

【立石国際観光振興室長】長崎空港の再開の見通しにつきましては、現在、再開している空港、そして、これから検討するという発表がなされている空港を見ますと、乗降客数が多い空港から順にというのと、あと全国で地域のバランスも考えられているのではないかと推測しております。

国の航空局などにも問い合わせをしております、いろいろ情報を収集しておりますが、具体的な長崎空港の路線再開の見通しは立っておりませんが、運休しております上海線、香港線の運航再開とか、チャーター便など実績がございます台湾線の新規就航に向けまして、現地の航空会社や旅行会社と協議を継続しているところでございまして、今後も航空会社と連携したプロモーションなどにも取り組んで早期再開に向けて注力してまいりたいと考えております。

【小林委員】今、長崎空港の国際線と、これが上海だ、香港だ、ソウル便はなくなってしまっている、こんな状況の中で推移しているわけですね。これを一日も早く再開してもらいたいと。長崎県も国際線については、新規に台湾線の新ルートを求めて具体的にいろいろやってくださいましたが、このコロナの状況の中でできてないわけですね。

ただ、そういう状況の中で、まだまだ時間が

かかりそうな感じがするわけけれども、長崎空港の国際線については、これからIRなどがどうなっていくのか。もし首尾よく区域認定をされれば、今、たった年間7万人で九州で最下位だよね、佐賀に負けとるわけだよ。そういうような状況の乗降客の数だよ。

それで、IRとかなんかがやってくると、今、大体7万人が45万人の国際線のお客さんが来るんじゃないかと、こういうような見通しが立っているわけだよ。

そういう状況から考えてみても、これから我々が取り組んでいかなければならんことは何かということ、やはり誘客の地域間の競争が始まっていると思うわけです。我々もそういう点から考えてみても、今回、あなた方で準備されたインバウンド向けの戦略的なプロモーションの強化事業費約5,700万円というのは、これから地域間競争の中で群を抜いて長崎のアピールをしていただかなければいけないと。もう長崎県については、どこにも負けることがないわけであって、食でも、あるいは生活環境等においても、何といたっても西洋に初めて窓を開いた長崎県だというイメージ、それから歴史的にいても非常に尊い歴史もあると。こういう状況から、もっともっと長崎県のアピールを、こういうプロモーションを使ってやっていただかなければいけないと、こう考えております。

これからこれだけの、5,700万円ぐらいの予算を使って、最も力を入れてプロモーションをやって誘客戦争を勝ち抜くというようなところについて、これからの取組に一番重点を置こうとされている点についてお尋ねをしたいと思います。

【立石国際観光振興室長】インバウンド向けのプロモーションにつきましては、今後の個人旅

行の解禁を見据えまして、ウェブやSNSなどを活用したデジタルプロモーションや、富裕層、中間層向けの観光コンテンツの情報発信ということを図ってまいりたいと考えております。

特に、その中で他地域に負けないように長崎県をアピールしていくために、富裕層向けの観光コンテンツといたしましてアドベンチャーリズムというものがございます。これに注力してまいりたいと考えております。

このアドベンチャーリズムと申しますのは、アクティビティーを通じて地域の自然とか文化を深く体験、体感できる旅行のことをいまして、主に欧米をターゲットといたしまして、満足度向上に加えて観光消費額の増加にも寄与するものと考えております。

世界全体の市場規模といたしましては72兆円と言われておりまして、日本でも市場規模が約1兆円、旅行単価が50～60万円とも言われております。観光消費に非常に寄与するツアーとなっております。

このアドベンチャーリズムに関しましては、世界的な商談会やイベントでございますアドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットが来年、北海道で開催されることが決まっております。これは昨年、北海道で開催予定でしたが、コロナの関係でオンラインの開催になっておりましたのが、来年またリアル開催ということで北海道で開催されることになっておりますので、本県の魅力を世界に発信する絶好の機会と捉えまして、国のJNTOとか九州観光機構と連携しながら、アドベンチャーリズムの商品開発や情報発信に向けて注力して、観光地として選ばれる長崎県となるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】ぜひ今おっしゃったような形で

願いしておきたいと思います。

【石本分科会長】審査の途中でありますけれども、ここで換気のためしばらく休憩をして、11時35分から再開したいと思います。

-----  
午前11時24分 休憩

-----  
午前11時33分 再開  
-----

【石本分科会長】分科会を再開します。

【堤委員】国民文化祭推進事業費についてお聞きします。

1億943万1,000円の予算で、準備経費に943万1,000円を文化基金から支出して、そして1億円は開催年度まで文化基金に積み立てると、そういう議案と思います。この準備経費の中に有識者会議とか実行委員会というのが書かれているわけですが、今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】今後のスケジュールといたしましては、ただいま、有識者会議のご意見を賜りながら基本構想を策定しているところでございます。この秋頃に向けて県の実行委員会を立ち上げまして、基本構想や今後のスケジュールをご審議いただくこととしております。

【堤委員】有識者会議の議論を踏まえて県の実行委員会を開催する。そこでいろんなことが決まっていくということで、秋頃に立ち上げられるから、その後のことは実行委員会がなければまだ何も決められないというか、決まっていない、そういう理解でよろしいですか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】具体的なプログラムにつきましては、県の実行委員会の中だけではなくて、その中に専門分野の先生方に参加していただく企画会議というものを立ち上げまして、同時並行と申しますか、随時、企

画会議を開いてご意見をいただきながら、本番で何をやっていくかというプログラムを決めていく形になると考えております。

【堤委員】企画会議でそれぞれの専門分野の方に議論していただいて、いろいろな形が決まっていくということですね。

あと、県内の市町も様々この国民文化祭に関わっていかれると思うんですが、その辺はどうなるんでしょうか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】県と同時に各市町にも実行委員会を立ち上げていただきまして、市町でも県主催のプログラム以外で、例えば地域独自のプログラムや、いわゆる全国大会、東京にある文化団体の方と地域の方々と、どこで音楽イベントをやるとか、そういったことの意向を調査しまして、マッチングをしながら、どこの市町で、どのプログラムをやっていくということを決めていくんですけれども、それは市町が主体的に取り組んでいただくこととなりますので、市町の方でもそういった実行委員会を立ち上げていただいてご議論をしていただく予定にしております。

【堤委員】秋の県の実行委員会が、まず全体の会議ができた以降に、そういう枝葉のところとか、市町とか専門分野の取組が進んでいくということですね。

それと、このことに関わって説明書の隣のページに国民文化祭の開催に向けて地域文化資源の磨き上げを行うということで、みんなで創る！ながさき国際文化芸術プロジェクト事業費を計上してあります。その中に、ながさき国際文化芸術祭（仮称）の開催とありますけれども、これはいつ頃、どういう形で行われるのか、説明をお願いします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】この事業

につきましては、これまでも県として文化芸術による地域ブランディング事業の中で長崎しまの国際芸術祭などに取り組んでまいりましたが、国民文化祭に向けて、今後、地域のいろんな文化資源を掘り起こしたり磨き上げていく作業をするに当たりまして、そういった事業を各市町に手を挙げていただいて、これまでもそうだったんですけれども、各市町がやる事業を一体的にホームページ等で打ち出していくことを考えております。具体的には、この補正予算が成立した後に各市町に募集の作業を行いまして、8月以降ぐらいに具体的な事業が始まって、事業としましては、3月までかけてそういったものを、ホームページを活用して情報発信をしていきたいというふうに考えております。

【堤委員】今から市町に手を挙げてもらって、手が挙げたところでいろんな取組をしていただいて、今年度いっぱいかけて、それぞれの地域でされるいろいろな芸術祭というか、いろんなイベントとか演奏会とかあると思うんですけれども、そういうものを総合的にながさき国際文化芸術祭ということでもまとめる、そういう理解でよろしいですか。わかりました。

今、地域のいろいろな芸術に関わっている皆さん、演奏家とか、やっぱりコロナ禍で発表の機会がなかったり、様々なイベントがなくなったりして、本当にそういうものを発表できない、あるいはすごく苦しめられているという状況があると思うんですね。この国民文化祭につなげていくということで、地域の文化をさらに活発な活動ができるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、前に戻りますと、国民文化祭に関わっては、ロゴマークの募集などもここに書いてありますけれども、広く募って、その中から決

定していくということになると思いますけれども、SDGsとか、あんまり関係ないかもしれないけれども、ジェンダーの視点とか、そういうのを踏まえたいろいろな取組にさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。そのことについて何かありますか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】基本構想の素案を作成する有識者会議の中でSDGsに関するご意見等もいただいております。基本構想の中では、今後の国民文化祭の進め方の基本的な考え方を掲載することになっております。そういった要素も取り入れながら進めていきたいと考えております。

【石本分科会長】ほかに。

【堀江委員】議案第4号について質問します。

これは最終的な実績に基づく増減だと理解いたしますが、委員会資料、横長資料の24ページ、観光客誘致対策事業費で2億9,282万円の減となっております。事業概要で見ますと、観光需要回復促進事業費の2億3,487万円が主な内容だと思っておりますが、この事業の内容と、それから減の理由の説明をお願いします。

【永峯観光振興課長】この観光需要回復促進事業費でございますが、これは県内旅行キャンペーンに要する経費でございます。

経過から少しご説明させていただきます。

昨年度、令和3年度の当初予算の段階では、国の方でどういった内容の観光キャンペーンがなされるかというのが、まだ見えてないという状況がございました。したがって、その時点で私ども、県単独の予算という形で、コロナ対策の臨時交付金を財源といたしまして、5億円のキャンペーン予算を計上いたしておりました。その後、4月、年度が明けまして、観光庁の予算ということで40億円弱の、現在展開して

おります“心呼吸”の旅に活用できる財源が各都道府県に配分がなされたということでございます。昨年度から今年度にかけて実施いたしておりますこの観光キャンペーンについては、観光庁の予算をずっと活用して実施しております。

昨年度当初に計上した5億円については、したがって、なかなか活用する場面がなかったわけでございますが、昨年の秋に国が年明けからの取扱いについて発表する場面がございまして、その中で期間を延長するんですけれども、令和4年3月の春休みの期間については、この観光庁の予算は適用できないというような、要は、お客さんが既に動く時期なのでですね。そういうような発表がございましたことから、先ほど申し上げたこの5億円の予算は、春休み期間に充当しようというようなことで私どもとしては考えていたということがございます。

そういったことで、その予算についてはずっと減額補正をせずにとっていたところですが、3月になりまして、この春休み期間についても、先ほどの観光庁の予算が活用できるということが国の方から示されたところでございます。春休み期間の予算として具体的には3億円ほど予定いたしておりましたが、その分が観光庁予算で対応できるということになって単独予算が不要になり、そのタイミングが今回の専決予算となったというようなことでございます。

【堀江委員】よく理解いたしました。県単として確保していた予算を観光庁の補助金を活用して対応したということ。通常であれば補正予算を組むんだけれども、今回は最後まで対応するために、ある意味とっておいて、今回、帳尻を合わせて専決処分したということで理解いたしました。

ちなみに、この観光需要回復促進事業は、

令和4年度の場合は、いわゆるG o T oトラベルだと思っんですが、実際、新年度は、これは観光庁の予算でしたかね、どれぐらいの予算を確保しているという理解でいいのか、教えてください。

【永峯観光振興課長】今年度活用できる予算額でございますけれども、まず、今現在展開しております“心呼吸”の旅につきましては、主に昨年度から継続して実施いたしております、昨年度からの繰越予算も活用しているところでございます。その繰越予算の額が約11億円ということで1つまずございます。

併せまして、当初予算に計上させていただいている予算でございますが、これも財源は観光庁の予算でありまして、もともとの想定が、今やっておりますブロック割の次に国が実施する全国版のG o T oキャンペーンがあり、その後各県が実施するG o T oキャンペーンがあるというのがもともとの想定でございました。今申しあげました各県が行うG o T oキャンペーンの予算といたしまして126億円ほどの予算を当初予算で計上いたしております。

したがって、先ほど申しあげた11億円の繰越予算と126億円の今年度の当初予算、これが今年度使える予算という形になります。

【浦川委員】1つお尋ねしたいんですけども、先ほど堤委員からも質問がありました、みんなで創る！ながさき国際文化芸術プロジェクト事業費についてですけども、3,271万4,000円の補正予算が組まれておりますけれども、これまでとちょっと違って国民文化祭の開催に向けてということで、また新たに目指すところが変わったように思えるんですけども、これまで私もいろんな形で国際芸術祭については提案させていただきましてけれども、それを受けて、こ

れまでとどのような点が変わったのか、ご質問させていただきます。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】県としましては、これまでも文化芸術による地域ブランディング事業の中で、長崎島の国際芸術祭など文化芸術による離島の活性化であるとか、文化・芸術人材の育成などに取り組んでまいりましたが、今回は新規事業としまして、この事業を計上させていただいております。

長崎島の国際芸術祭につきましては、平成30年度に全国の先進事例、例えば、瀬戸内国際芸術祭などの成功事例を参考に、本県離島のブランド化による認知度向上であったり、交流人口の拡大などを目指しまして、県が地域を牽引する形で事業を立ち上げました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症などの影響によりまして、なかなか思うような形で事業展開を図ることができませんでした。

そこで、今回、地域主体の持続的な文化芸術活動をより一層推進していくために、地域文化資源の磨き上げや伝統文化の継承、文化芸術による国際交流などに積極的に取り組む地域を支援する市町等への補助制度を創設することによりまして、まずは県主体の事業から地域主体への事業へと転換を図りたいと考えているところでございます。

【浦川委員】わかりました。瀬戸内芸術祭の場合は、周辺の市町というか、離島も含めた形で一体的にテーマを設定して多くの観光客が来れるということで、2019年にされた瀬戸内芸術祭においては、180億円の経済効果があったというふうに報告書も出ていたようです。先ほども言ったように国民文化祭に向けて取り組んでいくということで、令和7年ということであれば、1年1年しっかりと積み上げていって、市だ

けじゃなく、そういった離島も含めた形で大きくやってほしいというふうに思いますので、1年1年積み上げていかれるかどうか、ご答弁をお願いします。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】今回、創設する補助制度では、地域が主体的に取り組む地域文化資源の掘り起こしでありますとか、磨き上げに関する芸術文化活動であることを支援の要件としておりますけれども、特に文化芸術による国際交流でありますとか、若者の参画でありますとか、そういったことを優先的に採択したいというふうに考えております。

例えば国際交流で申し上げますと、海外からアーティストを招聘しまして作品の創作を通して地域住民の方と交流をしていただく国際交流の取組などを想定しておりますが、長崎検番とか神楽とかを海外観光客、インバウンドの方々を紹介、提供するような取組であるとか、そういったものを想定しております。

このような取組を県内各地に広げていきまして、総合芸術祭として一体的に打ち出すことで国際色豊かな芸術祭として定着させることを目指したいというふうに考えております。

【西川委員】24ページの観光情報発信事業費の95万9,000円のマイナスですけど、これは撮影誘致支援ということなんですけど、全くの余ったものか、それともコロナとかの影響で仕事ができなかった分が、説明いただきたいと思えます。

【永峯観光振興課長】この事業につきましては、長崎県フィルムコミッション事業費ということで、ロケ等の撮影の支援を行う事業費というものでございます。最終予算額といたしましては、663万3,000円ということございまして、本県へのロケの誘致あるいは支援、そういった事業

については展開ができていますところでございます。

この95万9,000円の減額の理由といたしましては、3月に国内、東京でロケを誘致するためのイベントと申しますか、そういったものが開催される予定であったものに出展するという予定をいたしておりましたが、オミクロン株の拡大により、そのイベントが中止になって、その分の経費を減額したというようなところでございます。

【西川委員】ロケなどが行われた、撮影できたということであればよかったと思います。ただ、東京などでのPRができなかったことは残念です。

これに関して7ページの令和4年度の1,731万7,000円ですね、同じ観光情報発信事業費の中で、知事のトップセールスなどでも725万円ですけど、その前に1,000万円のウェブでのインターネット配信の、この映像などはどのような、例えば長崎県内の海の景色、山の景色とか、自然の景観を主にするのか、人とか行事などを撮るのか、内容をもう少し教えていただければと思います。

【永峯観光振興課長】この事業の中で活用していく素材についてのお尋ねでございますけれども、動画等あるいは写真も含めたそういった素材につきましては、令和2年度でございますけれども、コロナ関係の臨時交付金を活用して、映像についても50本以上の素材を作成したというようなこともございます。もちろん、少し古いものもございますので、リニューアルする必要はあろうかと思っておりますけれども、素材については、そういったものを活用しながら展開したいと考えております。この経費の中では、素材の作成費用も一部含まれておりますけれども、

大々的にやっていくというようなことは、今のこの事業の中では想定していないところでございます。

その素材をどういった種類のものをとということでございますけれども、先ほど補足説明の中でも少し申し上げましたが、ウェブマガジンというところを複数今想定いたしております。例えば少し年齢層が高い方がご覧になる雑誌、あるいは若い女性の方々がご覧になるものというような分類がございますので、それぞれの利用者の方々に合わせて、例えば若い女性の方であれば、そういった女性に好まれるような素材を載せていく、あるいは高齢層の方であれば、先ほど委員からお話がありましたとおり、例えば人を中心にプロモーションしていくというような手法もあろうかと思っておりますので、そこはターゲットに応じて少し変化をさせながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

【西川委員】 県外の方が見て、ああ、長崎っていいなと思えるような、一目見て飛びつくような映像、それも年代で好みが変わると思いますが、そういう映像なり言葉、活字もあるかもわかりませんが、そういう目で見て、ああ、長崎か、行きたいなと思えるような作品を作っていたければと思います。

終わります。

【石本分科会長】 審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時半から再開し、引き続き文化観光国際部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時29分 再開

-----  
【石本分科会長】 分科会を再開いたします。

【山口(初)委員】 スポーツ振興課の関係でお尋ねをさせていただきます。

これはプロスポーツでふるさとを元気にするという事業になるわけですが、長崎県としてもバスケットのヴェルカ、それからサッカーのV・ファーレンが、それぞれ長崎県のプロチームとして今頑張らせていただいております。ヴェルカは勢いよくB3をトップ通過してB2に昇格しているところです。V・ファーレンもJ1を目指して頑張っているんですが、当初やや低迷ぎみでしたけど、ここにきて上が望める状況まで回復しているというふうに思っています。そういう意味では県民の皆さんも期待をしているということだと思います。このプロスポーツを通じて郷土愛を育む、まさにそういう状況で地域のにぎわいをつくっていくということになるわけです。

そういう中で、V・ファーレンをたまに応援に行きますと、アウェーのお客さんがアウェー席に陣取って、それぞれ遠くから来られて応援されております。今回のこの予算を見ますと、来場されているアウェー客の皆さんに借上バスを提供して長崎県内を周遊していただくという企画になっているようです。

そこで、ちょっとお尋ねするんですが、このアウェーの皆さんが借上バスを活用して周遊していただく時の費用負担の関係についてはどのように考えられているのか、まずお尋ねをします。

【五貫スポーツ振興課長】 委員お尋ねのバスの借上げの件でございますけれども、まず、市町の意向を確認しまして、県内で希望を取って、どのような企画を出していただけるかという



ころからのスタートになります。手を挙げた市町と協議をした上で、バスの借上げは県で行いまして、県と市町で企画の内容を詰めまして、どういったところの魅力を発信するために、どういった観光地などを周遊していただくかというのを決めて、バスの借上げといったところでいいますと、ツアーの参加者は無料ということになっており、県の方で負担をしたいと考えております。

【山口(初)委員】 ということは、県がバスを借上げるので、アウェーの遠くから来られた皆さんに対する費用負担というのは、特に見込んでいない、発生しないと理解しておっていいですか。

【五貫スポーツ振興課長】 今の委員のお話のとおりでございます。ただ、あくまでもバスの借上げの費用を県として負担いたしますので、例えばお土産ですとか、もろもろの費用については各人に負担をしていただこうと思っております。

【山口(初)委員】 行く先々でのそれぞれのお客さんの諸費用については、当然、個人負担ということですよ。

そうしますと、アウェーのお客さんに対する周知、いい企画をしても、それをご存じなければ、長崎に来られて、そのまま帰ってしまうか、あるいは1泊して帰られるのかということになるだろうと思うんですね。こういう企画を長崎はやっていますよということを事前に教えておくということが、スケジュール調整を含めて極めて大事なことだろうと思うんですが、そのことについてはどうお考えですか。

【五貫スポーツ振興課長】 今ご指摘のございました周知の方法でございますけれども、相手チームのホームページ等で事前に詳しく周知をさ

せていただくということを考えておりまして、ツアー参加者の募集を呼びかける掲載をホームページ等にさせていただこうと考えております。

【山口(初)委員】 そうですね。そのようにやっておいて、アウェーのゲートを通過される時に、どうするかというのを聞く手もあるのかなと思ってはいますけど、具体的にはその申込みをどういう形で受け付けるのかなというのが、案外難しいんじゃないかなという部分があるんですが、そこはどうお考えですか。

【五貫スポーツ振興課長】 委員ご指摘のとおり、これからそういった手続の部分については、詳細を詰めてまいりたいと考えております。おっしゃるように多くの方に来ていただかないと意味がございませんので、方法等も含めて検討してまいりたいと思っております。

【山口(初)委員】 V・ファーレンの残り試合を見てみますと、10試合程度残っているようですから、これを取り組んでいくと、それぞれの皆さんがSNSに発信して、長崎はこういうことをやっているよということが何試合かしていくうちにわかってくる状況にあるのかなと思えますけれども、これは最初のスタートが大事だろうと思えますので、先ほどおっしゃったように、向こうのチームにそのことについてきちっと発信していただく、そのネタをしっかりと与えてやるというのが大事な事業になるのかなというふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思えます。

そして、もう一つの試合観戦だけでなく、各市町の魅力を知ってもらうことでリピーターとしての来訪につなげるということになっているんですが、このところをもう少し具体的に教えていただけますか。

【五貫スポーツ振興課長】 委員の今のお話の部

分に関して申し上げますと、旅行商品といいますが、一般の旅行商品ではなかなか体験ができないような、地元が企画をする形でのツアーと申しますか、バスの借り上げになるものですか、市町の担当者が企画を、よく考えて、ほかの市町にはない魅力を感じていただけるような企画内容を造成しまして、通常ではなかなか感じ得ないところの魅力を感じていただいた上で、今ですと、若い人たちが、SNSで発信をしていくような形が多々ございますので、そういったところで魅力ある発信をしていただけるような取組をしていきたいと考えております。

【山口(初)委員】 V・ファーレンについては、諫早から会場までの間におもてなしロードといいますが、おもてなしを民間の方たちが自主的にやられていまして、このことは結構、全国の各チームのお客さんにとっては好評を得ている部分だと思っておりますが、このことも含めてうまく宣伝をしていただいて、アウェーのお客さんに長崎を楽しんでもらうということに努めていただきたいと思います。私からもお願いをしておきます。

以上です。

【石本分科会長】ほかにご意見はございませんか。

【小林委員】観光客受入環境整備事業費4億5,264万円のことについてお尋ねしたいと思います。

言うまでもなく、観光産業は本県の基幹産業であるということ。これは誰しもが一致しております。この観光産業の中における宿泊事業者、コロナ等における甚大な被害が出ております。また、最近の原油価格の高騰によって物価がますます値上がりをしているという状況で、コロナと今回の石油価格の高騰等によってダブルのパンチを受けていると、こういう状況

であります。

こういう状況の中で国で地方創生臨時交付金等を使って緊急整備の事業費をつくってもらったということは大変ありがたいと、こういう受け止め方をいたしております。

そこで、こういう補助金、いわゆる国のお金をもって宿泊事業者が立ち直るためには制度設計をしっかりとやっていただかなければいけないと思うわけです。

それで、制度設計をつくるに当たりまして、どういう補助金の支給の仕方をやるかと。大体が県だけで考えて、要するに現場の声とか、関係皆様方の声がなかなか届かないと。一部、こういうことを懸念する声もあるわけでございます。

今回は、そういう宿泊事業者の皆様方の、本当の経営の現況、そして、どういうところが一番お困りになっているのか、何を求めているのか、十分把握された上における制度設計になっているかどうか、この辺のところについてお尋ねしたいと思います。

【永峯観光振興課長】今回の追加補正予算につきましては、委員ご指摘のとおり、国のコロナ対策の臨時交付金を財源にして制度設計をしたものでございます。

国の交付金につきましては、使途は特に制限等はございませんが、私どもも限られた財源の中で、いかに事業者の皆様方のお役に立てるかという視点で、この間、事業を企画してきたところでございます。

現場の声というお話もございましたが、私どもも時期を見て、適宜、事業者の皆様方と意見交換をする機会をつくらせていただいております。宿泊事業者の皆様と、旅館・ホテル組合の方々と、今年度で申し上げますと、年度当初、

4月、5月に月に1回から2回、意見交換をさせていただいているところでございます。

そうした中で、事業者の皆様方からは、先ほどお話がございましたとおり、コロナ禍に加えて今回の原油、物価の高騰、まさにダブルパンチだというような声を頂戴する。あるいは宿泊業については、特にボイラーに要する重油であったり、あるいは空調に要する電気、ガス、こういった部分のエネルギーの使用が非常に多いということで、経営に対する影響は非常に大きいというお声を頂戴したところでございます。

そうした中で、今回の事業につきましては、そういった部分の省エネ、あるいは人手不足というお声も伺っているところでございますので、省力化にもつながるようなシステムの導入、そういった部分を対象に補助制度を企画したところでございます。

【小林委員】観光振興課長から答弁があったように、今、宿泊事業者の皆様方が何を一番求めているのか、何が一番困っているかという状況の中で、人手不足とか重油の高騰とか、そういう一連の流れの中で、経営するために一番大事な部分のものが何なのかということをよく聞き取りをしていただいて、それが省エネとか省力化とか、こういうような設備に投資をすると。こんなような形の今回の流れになっておるわけで、こういう状況を見ましても、現場の声がよく届いているのではないかと、こんな感じがするわけでありませう。

我々は、去年の5月でしたか、臨時議会において、感染拡大の防止策の事業費、こういう支援事業を同じようにやったと思います。この宿泊事業者がコロナの感染で相当大変な状況にあるということで、臨時議会を昨年5月に開いて、それで支援事業費というような流れになっ

ておるわけです。

これは、宿泊事業者においては、どれくらいの申請があって、どれくらいの支援事業が展開されたのかわかりますか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

【永峯観光振興課長】今お話がございました昨年度の事業の関係でございますけれども、昨年度、5月の臨時議会でご承認をいただいた事業といたしまして、今回とは趣旨が少し違う部分がございますが、感染拡大防止のための投資、あるいは消耗品の購入、また、アフターコロナを見据えて、今後、お客様を多くお迎えするための前向き投資、具体的には部屋のグレードアップですとか、入浴施設、お風呂のグレードアップですとか、そういったことに使える補助制度が観光庁から示されたところでございます。

この事業につきましては、補助の実績といたしましては、件数で申し上げますと476件、補助の金額としては約16億円というような実績であったところでございます。

【小林委員】476件、それから16億円、こういう流れで宿泊事業者の皆様方をバックアップし、かなり大きなプラス要因になっていると思います。今回、こういうような省エネの設備の導入というような流れでやるということは、時宜を得たものではないかという感じが私はするわけです。

そこで、補助率及び上限額という中で、補助率が3分の2、それから補助上限額が、客室数が9室以下で200万円、10室から29室までが400万円、30室以上が600万円という上限で3段階に分かれていると思います。この9室以下が200万円とか、10室から29室までが400万円とか、こういうような決め方というのは、これは国から決めてくるんですか、それともこっちのチームで

決めたんですか、どうですか。

【永峯観光振興課長】まず、昨年度の制度を少しご説明させていただきます。

先ほど申し上げました約16億円の補助を実施いたしました感染拡大の補助事業につきましては、補助率は4分の3、補助の限度額につきましては、一律で750万円というようなことで事業を展開いたしましたところでございます。

この事業を行う際には、先ほど少し触れさせていただきましたが、観光庁から、全体で30億円ほどの予算が各県に交付されまして、その事業を活用した取組でございまして、先ほど申し上げたような設定金額といたしておりました。

今回につきましては、コロナ対策の臨時交付金ということで、各部でいろんな事業者を対象に事業を企画して実施しているところでございます。今現在、私どもの部で活用できるものが、この4億5,000万円ほどということで、昨年度の事業と比べますと、事業費的に少し限られた財源の中ということもございます。

したがって、そういった中で、この限られた予算を、いかに多くの事業者の皆様方に活用していただくかということを考えて際に、昨年度の実績を見る中で、施設の規模ごとに事業費の幅と申しますか、差がございましたので、そういったものを参考に、こういった形で設定をさせていただいたということでございます。

したがって、国の方でこういう縛りがあったということではなく、私どもの方で企画したものでございます。

【小林委員】 そうすると、この200万円、400万円、600万円だけれども、30室以上のホテル、宿泊所がどれくらいあるかわからないけれども、30室以上で600万円というのは、50室であろうが、100室であろうが、600万円ということにな

るわけですか、その辺のところはどうですか。

【永峯観光振興課長】 県内には約900施設、旅館・ホテルがございまして、部屋数が30室以上の施設につきましては、そのうち176施設ということで私どもは把握いたしております。

この30室以上の施設につきましては、50室でも100室でも、限度額については600万円ということで今考えているところでございます。

【小林委員】 前回は、もうとにかく750万円が上限で、補助率が4分の3で、476件が申請をされたということのご答弁があったんじゃないかと思えます。

そうすると、今回のこのいわゆる省エネ、省力化というような新しい展開、確かに16億円から比べれば4億5,000万円ですから、少し桁が違うような感じもするけれども、これはどの程度の申請を見込んで設定されているのかということが一つ。

さっき言った、200万円、400万円、600万円の設定の仕方が、国の指導ではなくして、国からおりてきたものじゃなくして、今までの経過を見ながら、これで十分間に合うというようなやり方をされていると思えます。

ですから、補助率が3分の2ということは、受益者負担が3分の1というような受け止め方で、例えば、200万円の時には100万円ぐらいとか、あるいは400万円の時には、その3分の1というような受益者負担があるわけですね。そういう流れになっておるわけですね。どれくらいの申請を見えていますか。

【永峯観光振興課長】 今回の申請の見込みでございますが、先ほど来ご説明申し上げておりますとおり、今回の補助対象につきましては、昨年度と比較いたしますと、少し対象を絞った形で今設定しております。そしてまた、補助率に

つきましても、昨年度の4分の3から3分の2ということで、率自体は少し落ちるというようなこともございますので、昨年度よりは申請の件数としては減少するのではなからうかと考えております。全体で申し上げますと、昨年の半分程度の230件程度の申請ということは今想定いたしているところでございます。

【小林委員】 そうすると、前回の476件の大体半分の230件だと、こういうご説明がありました。

それじゃ、申請から交付決定に至るまでのスケジュールがどういようになっているのかということ。

私は、ひょっとしたら230件を超えるようなこともあり得るのではないかと。これは去年の分と比べれば、全体的に規模が小さいかもしれんけれども、省エネ関係をいろいろ見てみると、これは宿泊事業者が求めているようなことではないのかなという感じがするわけですね。だから、もし予算を超えるようなことがあった場合において、これをどういようふうにするのか、その考え方をお持ちですか。

【永峯観光振興課長】 まず、スケジュールの関係でございますけれども、今回の追加補正の議決をいただければ、すぐに7月上旬から募集を開始したいと考えております。

今、7月末までで一次募集という形で一旦区切った募集というところを想定いたしておりまして、8月の早い段階で交付決定という流れができればと考えております。

そして、予算を超える申請があった場合ということでございますけれども、その部分につきましても、応募の状況を踏まえてということになるかと思いますが、一つ、今回、実際の投資の経営計画がどう改善するかというような

ところを事業者の皆様からいただくようにいたしております。例えば、その計画書の中で投資効果が大きいものから採択していくというやり方もあるかと思ひますし、そうではなくて全体的に、例えば補助率であったり、補助の限度額であったり、そういったことを予算の範囲内に収まるような調整の仕方もあるかと思ひております。その部分につきましても、実際に皆様方からどういった案件の応募が、どれくらい出てくるかというところを見ながら今後検討していきたいと考えております。

【小林委員】 ありがとうございます。冒頭申し上げたように、何といっても、観光産業は長崎県の基幹産業という位置づけの中において、これからもいろんな展開をお願いしていかなければいけないと思ひます。早くコロナ禍が明けて元の活力が戻ってくるように、今いろいろ一番大変な時期でありますけれども、県の行政が主体となって、それぞれ関係者に元気を出していただけるような、そういうチームを組んで引っ張ってもらいたいと、このことをぜひ願ひしておきたいと思ひます。

【石本分科会長】 ほかにございせんか。

【小林委員】 それでは、県産品の海外への販路拡大についてお尋ねをしたいと思ひます。

今、新たな取組の中における長崎県の一番の食材とか、あるいは県産品を海外へ売り込もうと、販路を拡大しようというような状況でもあるし、また、幸い、国も目標を5兆円とか、そういうような大きな目標を持ってやっているのではないかと思ひます。

それで、今、県の状況というのが大体どれくらいの実績を残しているのか、まずその点についてお尋ねしたいと思ひます。

【長野物産ブランド推進課長】 県産品の海外へ

の輸出でございます。

現在、総合計画におきまして、令和7年度までに水産物、農産物、加工品、陶磁器合わせまして、令和7年度に全体で約70億円を目標に今取り組んでいるところでございます。

実際、令和3年度におきましては、その途中経過の中で約55億円を目標に取り組んできたところでございまして、約56億円といったような実績になっております。

【小林委員】今言うように、総合計画の中で令和3年度が約55億円を目標にしておいたものが、大体56億円を超えている状況だと。そして、令和7年度に70億円を超えるような形の中でこれから拡大をしていきたいと、こういうような答弁があったと思います。先ほどから言っているように、国も2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指すと、こういうような状況になっておりますので、相当大きなバックアップも期待できるのかなというような感じがいたしております。

今、長崎県の中でいろいろ販路を拡大する上において、あるいは総合計画の中で目標をきちんとクリアされているという状況、長崎県産品の実力、いわゆる海外におけるところの評価、そして、これをさらに伸ばすためには、一番何をしなければならぬのか、どんなことが課題としてあるのか、この辺のところをつぶさにお教えいただきたいと思っております。

【長野物産ブランド推進課長】県産品の販路拡大についてでございますけれども、やはり長崎県産品の一番の売りでございますのは鮮魚でございます。こういったものを海外に水産部を中心に取り組んでいるところでございます。やはり日本食ブームというのもございまして、日本食レストランが海外ではかなり拡大していると

というような状況でございます。そういったところで長崎県の魚は非常に評価を得ているのではないかと考えております。

やはり輸出全体を取り組むに当たりまして非常に重要なのは、現地で信頼できるパートナーの発掘、あるいは輸出相手方のニーズに合わせた商品の開発や改良、あるいは量を確保するといった部分、それをさらに国ごとに異なる規制への対応が求められますので、そういった対応が必要になってくるということで、農水産物をはじめとした様々な商品の規制といったことに対応しながら、関係機関と連携しながら、農林部、水産部、我々文化観光国際部も、それぞれターゲットを決めながら商談を進めていく中で、ほかの産品も併せて紹介するなど、連携を図りながら取り組んできたところでございます。

コロナ禍の中で非常に厳しい状況がございましたので、いろんな工夫を重ねながら、現時点において輸出の拡大について取り組んできたという経過でございます。

【小林委員】今、答弁の中にあつたように、要するに、販路開拓のためには、ビジネスパートナーをしっかりと発掘していかなければいけないと、こういうようなことのお話がありました。全くそのとおりだと思います。だから、そのためにどういうことをしなければいけないのかと。

先ほどから言っているように、実績が総合計画を確実に乗り越えているわけだよ。これは例えば九州の中で長崎県のこの金額、また、令和7年度の70億円とかいうのは、例えば、九州の中でどのくらいの位置づけであるのか。非常に頑張っていたいただいているけれども、まだ頑張る余裕があるのかどうか、あるいは全体的に九州でどのような位置づけにあるのか、この辺のところはご存じですか。

【長野物産ブランド推進課長】九州の中での輸出額でございます。輸出額を把握するに当たって、県産品の、いわゆる各県における定義が異なるものですから、申し訳ございません、数字的に把握できているものは、残念ながらございません。

ただ、先ほどの水産物であったりとか、そういったものについては比較的出ているのではないかと認識しているところでございます。

【小林委員】これから何でもそうだけれども、戦略的にやっていただかなければいけないし、恐らく戦略的にやっていらっしゃるんだろうと思います。

さっき聞いたように、信頼できるビジネスパートナーの発掘ということについては、どうやって発掘するのか。実際、そういう人がいなければ現場では勝負ができないわけだよ。長崎県が今こうやって総合計画をまがりなりにも実現できているということは、これはビジネスパートナーがいない状況の中で、今、これだけの実績をつくっておるのか。もしビジネスパートナーがおるならば、もっとここを高めることができる、商品としては負けられないわけだろうから、そういう点についてはもうちょっと勝負ができるんじゃないかと。

だから、今私が何度も言うビジネスパートナーをどうやって発掘するかということについては、出たとこ勝負なのか、何かめどがあるのか。それから、さっきも言ったように、数字ではわからんけれども、長崎県の海外におけるところの県産品の位置づけ、どのくらい売れているのか、この辺のところはわからないんですか。大体上位におるとか、いい勝負をやっているとか、まだまだだというような、その辺のところを戦略的に見えないと、なかなか本当の取組をやっ

ていただいているように感じないわけけれども、そこはどうですか。

【長野物産ブランド推進課長】まず、ビジネスパートナーの発掘でございますけれども、今回の6月補正予算におきましても、農産物、水産物を含めて、輸出ルートの開拓ということで現地でのパートナー探しというものについて予算化しながら活動するといったような状況でございます。

これまでも物産ブランド推進課では、県の貿易公社がございまして、平成26年まではビジネスパートナーが3社程度しかいなかったものを、現時点において各国含めて十数社、ビジネスパートナーを設けるといったような状況にございます。これはビジネスパートナー探しのために現地での活動の支援委託でございますといったことをやりながら、商流をつなぐための現地パートナー探しを商社あたりをお願いしながらやってきているところでございます。

【小林委員】ビジネスパートナーというのが、どういう位置づけで、どういう内容の人を求めて探しているのかということが、いまいちはっきりしないわけけれども、海外におけるところの展開は、必ず現地にルートを持っている人たちがいらっしゃるわけで、こういうところとしっかり信頼関係で手を握らないと、なかなか独自だけでは、出たとこ勝負では限界があるということは、もうわかりきっているわけだよ。けれども、これをやってもらわにゃいかんと。何度も言うように、長崎県産品がとても受け入れられている。東アジアとか、アジアの国で、やっぱり日本食はおいしい、日本の食材は安心で安全であると、こういうような高い評価を受けているわけだから、こういうチャンスをこれから生かしていかなくちゃいかんと思います。

ぜひ、長崎県が海外で展開できるような形をやっていかなきゃいかんですね。

それで、やっと慣れたと思ったら、2~3年で課長あたりがチェンジして、あなたはもう3年くらいおるのかな、またこれからどうなっていくのかね。やっと渡りをつけたと思ったらチェンジになって、また新人が出てくると。こういうことの繰り返しで、出来上がった信頼関係が途中で崩れていくということも、前川部長、あるわけよな。ここのところの人事は非常に大事なところであって、現地に顔のきく方をちゃんと育成をしていかなければいけないと。ここのところは人事の体系の中で大変難しいところであって、長くやりますと確かに仕事はできるようになるけれども、また問題点も広がるという点もある。ここはこれから経営的な戦略を考えていけば、県庁の職員の方の人材、経営戦略を打てるような、しかも、そこで人間関係がきちっとできるような、そういう人を育てていかなければいかんと思いますけれども、ここは県の人たちはビジネスが下手くそだと言われているけれども、今回は海外におけるところの県産品の売上げを拡大して、業者の皆様方、関係者から、県のやり方が非常にすばらしいと言われるようにもってってもらいたいと思うけれども、部長、その辺のところはどうでしょうか、お考え方がありますか。

【前川文化観光国際部長】小林委員からご指摘がありましたとおり、特に海外との輸出関係は、輸出に限らず観光面もそうでございますが、先方のビジネスパートナーというのは、一定期間、同じ方がずっと携わっていらっしゃいますので、こちらの担当者が短期間で代わってしまうということでは、信頼関係がなかなか築きにくいところがございます。

私どもの部ができて、もう11年目ぐらいになりますけれども、当初は、もともと本部制ということで、それぞれ独立した部だった時代もあったわけでございますけれども、今は一つの部になって、ようやく部としての方向性というものを打ち出せるような状況になってきております。

ですから、例えば海外の分野で輸出にずっと携わっていた職員を、同じ海外の分野ということで、次に例えば国際観光の分野、国際の分野に異動させて、その間に例えば輸出の係長クラスの前補佐だった人間を、そこで課長補佐に上げて、そのまた課長補佐が外に出なければならぬ時には、一旦、部内の方で動かしていた、元いた関係職員をまた戻すとか、国際関係の人材というのは、我々の方でも部内の職員でリストを持っておりまして、5年先、10年先を見据えながら、その職員を次の職場にどう配置をするのかというのは部内で十分検討した上で、人事当局にも我々の要望を伝えているところでございます。

そのあたりは県の国際関係の施策というのをしっかり推進できますように、人材育成というのは非常に重要なポイントでございますので、そこを認識しながら、人事配置も含めて施策を推進してまいりたいと考えております。

【小林委員】部長から基本的なお話をいただいて、その見識を評価したいと思います。

今言われたように、人事当局は決められたことをやっているだけだけれども、現場において、県の人たちはビジネスが上手とは言えないと。また、今まで長く県議会におっっているいろいろな見えてきますと、なかなか県の皆さん方でやられたビジネスが、なかなかうまく目的を達することができないと、こんなようなこともありま



した。やっぱり人材がとても大事だと思います。

だから、海外でも、国内においても、長崎県の顔となって、その世界で通用するような人を育てていかなければいけないのではないかと。その辺のところの人事の妙を、何といても人材だというような形の中で、これからいい展開をしていただきますようお願いして、終わりたいと思います。

【石本分科会長】ほかにご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分、第85号議案のうち関係部分及び報告第4号のうち関係部分については、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【石本委員長】次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項説明後、陳情審査、所管事項について、質問を行います。

まず、文化観光国際部長より所管事項説明を求めます。

【前川文化観光国際部長】文化観光国際部関係の議案外の所管事項について、ご説明いたします。

文化の振興について。

文化発信の拠点施設である長崎県美術館と長崎歴史文化博物館においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、その時々状況に合わせて、本県の文化芸術の振興に取り組んでいるところです。

本年度は、両館でそれぞれ4つの企画展が予定されており、長崎県美術館においては、4月9日から6月5日まで、美術作品の技法や素材に焦点を当てた「テクテクテクネー 技法でひらく想像世界」を、長崎歴史文化博物館では4月23日から5月29日まで、マゼランとエルカーノの世界一周をテーマとした「カリグラフィーアート展」を開催いたしました。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策への万全の対応を取りながら、両館において魅力あふれる企画展等の開催に努めてまいります。

また、オンライン等も駆使し、子どもから大人まで、県内どこにいても良質な文化芸術に触れることのできる機会を提供するとともに、長崎の文化芸術の特色を生かした魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

2ページをお願いいたします。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について。

令和7年度の「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」については、有識者の方々のご意見を踏まえた基本構想（案）の策定及び県・市町や文化団体、教育・経済・マスコミ関係団体等で構成する県実行委員会の設立に向けた準備を進めております。

県としましては、「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」の開催に向けて、新たな文化資源の発掘や一層の文化芸術活動の振興を図り、地域文化の魅力向上や文化を担う人材の育成な

どに取り組むとともに、本県の歴史的特性を生かした観光振興やまちづくり、国際交流にもつなげられるよう、関係団体と一体となって準備を進めてまいります。

観光の振興について。

令和4年1月から3月までの主要宿泊施設の宿泊客数は、年明けからのオミクロン株の広がり等の要素はあったものの、緊急事態宣言等が発令されていた前年同期と比較すると31.7%増となりました。しかしながら、令和2年同期比では18.6%減となっており、依然深刻な状況が続いております。

そうした状況の中、3月14日から県民を対象として再開した「ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」につきましても、国の補助対象の拡大・延長を受け、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を見極めつつ、対象者を九州各県在住者に拡大するとともに、対象期間もゴールデンウィークを除いて6月30日まで延長いたしました。今後も国の動向を注視しつつ、九州各県とも連携しながら、県内観光産業の回復に向けた取組を進めてまいります。

インバウンドの推進について。

国際定期路線については、早期の運航再開や、再開後の需要回復、さらに、台湾線をはじめとする新規路線の誘致に向けて地域間競争に遅れることのないよう、各航空会社と連携したプロモーションなどを実施してまいります。

インバウンドについては、旅の価値観の変化や個人旅行化の進展を踏まえ、地元市町や関係団体等と連携し、インバウンド向けの滞在型コンテンツの磨き上げに取り組むとともに、着地型旅行商品の造成などを支援し、周遊促進を図ってまいります。

また、富裕層や中間層に訴求する観光コンテ

ンツについて、戦略的な情報発信を展開し、誘客の多角化を推進してまいります。

県産品のブランド化と販路拡大について。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、売上げが減少している県産品の消費回復・拡大やPRを図るため、「長崎よかもんキャンペーン」を4月26日から実施しております。キャンペーンの対象サイトである「e-ながさきどっとこむ」では、商品の購入代金の割引等のほか、県産酒をPRするための特設ページの制作やセット商品の造成などを進めております。

県産品の輸出促進については、海外のECサイトでの県産品の販路拡大を図るため、5月26日と27日にジェトロのジャパンモール事業への出店説明会を実施したほか、中国向けにもSNSを活用した取組を進めており、今後、出店事業者の販売促進に向けてECサイト内でのプロモーションを実施することとしております。

また、海外にネットワークを有する民間事業者を活用した新たな販路開拓にも取り組んでおり、輸出対象商品の選定、現地バイヤーとのオンライン商談会の開催やテスト販売の実施に向けて準備を進めているところであります。

G7関係閣僚会合の誘致について。

G7関係閣僚会合の誘致につきましては、去る5月13日に長崎市とともに、内閣官房長官及び外務副大臣に要望を行いました。国において、今年夏頃に開催都市及び分野が決定される予定であり、引き続き長崎市と連携を図りながら、誘致に向けて取り組んでまいります。

ウクライナ避難民に対する支援について。

県では、4月に県内市町や関係機関等で構成する「長崎県・市町等ウクライナ避難民受入支援連絡会議」を設置し、県内各機関の支援情報を集約、発信するほか、オール長崎での受入れ

に向けた情報共有、協議の場として活用しております。

県内における避難民の状況は、資料では、5月末現在3名と記載させていただいておりますけれども、本日、6月21日現在で13名を受け入れており、市やNPO法人等と連携しながら、住宅の提供や各種手続などの日常のサポートに取り組んでいるところです。

避難民の方々が安心して生活できるよう、引き続き関係機関と連携し、オール長崎での受け入れ支援に取り組んでまいります。

長崎ヴェルカのB2リーグ昇格について。

今シーズン、B3リーグに参入していた長崎ヴェルカは、45勝3敗という勝率9割を超える見事な成績で優勝を勝ち取り、来シーズンのB2リーグ昇格が決定しました。

長崎ヴェルカの活躍は、県民に夢や感動を与えるなど、地域の活性化にも大きく寄与することから、県としましても、市町や関係者の皆様と一体となって、県民を挙げてチームを応援する環境づくりに努めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の「観光生活建設委員会提出資料」をご覧ください。

資料の1ページをお開きください。

補助金の内示について、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町及び直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、今年3月から5月までの実績を2ページまでに記載しております。

直接補助金につきましては、長崎県国境離島地域滞在型観光促進事業交付金で計5件、間接補助金につきましては、長崎県コンベンション開催助成事業補助金の1件でございます。

3ページをお開きください。

今年3月から5月の1,000万円以上の契約状況は、一覧表に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。

今年3月から5月の期間に行われた陳情・要望に対する対応状況について、8ページまでに記載しております。

次に、別冊の「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料（新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会意見書分）をお開きください。

昨年度に「新型コロナウイルス感染症・経済対策に関する意見書」といたしまして、県議会から知事に対し提出されました意見書にございました意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、1ページ目の(1)と、2ページ目の(2)、3ページ目の(4)、4ページ目の(7)についての処理状況を記載しております。

次に、「離島・半島地域の振興対策に関する意見書に基づく提出資料（離島・半島地域振興特別委員会意見書分）」をお開きください。

昨年度に「離島・半島地域の振興対策に関する

る意見書」といたしまして、県議会から知事に対し提出された意見書にございました意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、1ページ目の1(2)、(3)についての処理状況を記載しております。

最後に、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料（観光・IR・新幹線対策特別委員会意見書分）をお開きください。

昨年度に「IR対策、新幹線対策、観光振興対策及び国際戦略に関する意見書」といたしまして、県議会から知事に対し提出された意見書にございました意見項目に対しまして、県の処理状況を記載したものでございます。

文化観光国際部関連では、3ページ目「観光振興対策について」と、4ページ目「国際戦略について」の処理状況を記載しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【石本委員長】次に、提出のありました「政府施策に係る提案・要望の実施結果」について、説明を求めます。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】令和5年度政府施策に関する提案・要望の実施結果について、ご報告申し上げます。

去る6月上旬に実施いたしました令和5年度政府施策に関する提案・要望について、文化観光国際部関係の要望結果をご説明いたします。

文化観光国際部関係におきましては、「新型コロナウイルス感染症対策について」の1項目の重点項目及び「CIQ体制の強化について」、「核兵器廃絶の実現について」などの4項目の一般項目について、要望を行いました。

要望実績といたしましては、要望先が外務省、

国土交通省など5府省であり、外務大臣ほか29名に対し、要望書の配付を実施いたしました。

また、現時点においては、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明ですが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き、国への働きかけを行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【石本委員長】次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、17、19、25となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【堤委員】議案外で、午前中の予算案の審査のところで国民文化祭のことを取り上げましたけれども、2ページに国民文化祭・全国障害者芸術文化祭についてというのがあります。この中で新たな文化資源の発掘や一層の文化芸術活

動の振興を図るなどということが述べられています。

今、県内の文化団体の状況はどういうふうになっているのか、概要をご説明いただきたいと思っています。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】県内の文化団体の状況につきましてでございますが、県が所管しております長崎県文化団体協議会という団体に、県内では現在73団体が加盟しております、いろいろとご相談も承っておりますが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度も日頃行われている文化祭を中止、延期したりという影響がまだまだ続いている状況でございます。今年度になりまして、今後、国民文化祭の関係についても、文化団体の皆様ともいろいろご相談をしていく中で、課題についてもいろいろお聞きして、国民文化祭に向けて前向きな対応をさせていただきたいと考えております。

【堤委員】コロナの影響が大きいということですが、それぞれの団体で私が思うのは、高齢化とか会員の減少とか、そういったところがあるのではないかなと思います、その辺はいかがですか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】日頃の文化団体とのお話の中で、そういったご相談も受けております。特に旧合併市町、合併する前の町レベルの文化協会の団体がまだ非常に多くて、要は、地域のコミュニティーとほぼ同一のような規模の文化団体につきましては、やはり人口減少とか高齢化の波にさらされまして、事務局のなり手がいないであるとか、そういったご相談も承っております。

今後、国民文化祭に向けていろんな文化団体の方にもご活躍いただく必要があると考えておりますので、そういった面も体制強化ができません

いかということをして市町とともに協議してまいりたいと考えております。

【堤委員】事務局のなり手がいなかったり、人口減少の影響が大きいということです。この資料の中に人材の育成などに取り組むということが触れているわけですが、やはり文化の担い手として若い人たちとか新たな人材育成をしていくというのは非常に大事だと思うんですが、その辺はいかがですか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】委員ご指摘のとおり、文化に対する施策には、やはり若い方の参画が非常に大切だと思っております。今後、国民文化祭に向けた協議の中で若者の参画であったり、学校も含めた、子どもたちが地域のことを知るふるさと教育のような視点でも関わっていただくようなことができないかということも検討してまいりたいと思っております。

【堤委員】若い世代に伝えていくことで文化がずっと伝承されていくということが非常にあると思います。質問よりも要望とか、こんなものはどうですかという方が自分としては言いやすいようなところがあるんですが、日蘭交流四百周年の行事が4年前でしたか、あったと思うんですが、そういった時も県内でいろんなイベントがあったりしたかと思えます。例えば、市町で実行委員会を立ち上げられて国民文化祭の行事とか全国大会を誘致されるということの中で、地域の文化の掘り起こしとか再認識というのは非常に重要ではないかなと思っています。

例えば、西川委員の平戸市ですけれども、お茶の鎮信流というのは平戸藩が発祥です。日蘭交流の時だったと思いますが、たしかポルトガルとの交易なんかでもたらされた南蛮菓子といいますが、お菓子を復元してお茶席でもてなしたりとか、そういう取組がありました。

それから、お茶でいえば、高文祭とか全国規模とか県とか九州とかありますが、お茶はそういうところに入ってないことが多いということで、高校生の活躍の場が少ないというお話を聞いています。今年、東京で開催される高文祭ではされるということもちょっとお聞きしたんですけれども、これまでもいろんなところで、各県で実施された中でお茶でもてなすとか、お茶の文化というのを提供するというようなこともたくさんあったようなので、ぜひそういうものも企画の中に取り入れていただけたらなと、そういうふうなことを思っていますけれども、いかがでしょうか。

【山浦文化振興・世界遺産課企画監】委員ご指摘の茶道につきましても、これまでの開催県の例を見ますと全国規模の大会が催されたりとか、地域で日頃お茶に関わっている方がおもてなしのためのイベントをされたりとか、各開催県がいろいろ工夫してされているようでございます。

全国規模の大会につきましては、現在、中央の全国文化芸術団体に対しまして、本県での国民文化祭に関する意向調査を行っているところでございます。その後、各市町への調査、全国文化団体との開催手法を調整する、マッチングを行いまして、県内全域に国民文化祭の波及効果を及ぼすような準備を進めてまいりたいと考えております。

国民文化祭は、せっかく国内外からたくさんの方がお見えになるチャンスでございますので、大人だけではなくて、高校生とか子どもたちにも、あらゆる世代の方が参加できるように、県内の教育機関や市町、各分野の関係団体の皆さんとも協議しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【堤委員】ぜひそういったところも含めて取り

組んでいただきたいと思います。それから、3年後の開催ということになりますけれども、それが終わったら盛んに盛り上がったのが消えてなくなるというか、弱くなるということではなくて、人材をしっかりと育てて、その後の文化の交流であったり、あるいは地域の活性化とか、交流人口が増えたりとか、観光にも生かしていくとか、そういったことにつながるようなものにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

もう一点、3ページに「新・ご当地グルメ」が県内の4つの地域に誕生いたしましたとあるんですが、このところのご説明をお願いしたいと思います。

【永峯観光振興課長】この「新・ご当地グルメ」についてでございますけれども、この事業につきましては、令和2年度の後半から昨年度にかけて事業を実施してきたものでございます。地元の食材を活用いたしまして、新たなその土地ならではのグルメを開発しようとして、そのメニューにつきましては、一つのお店だけではなくて、複数の店舗で提供できるような、そういった仕組みを地域の皆さんで議論していただきながらつくり上げていくというようなことで事業を進めてきたものでございます。

背景といたしましては、これから特に国内のお客様につきましては、リピーターの獲得といったところが大変重要になってきますが、旅行会社の調査等によりますと、リピーターの方々が重視されるものの一番手に、やはり地元のおいしいものを食べたいというようなことが要素として高い評価を受けるというようなデータもございますので、そういったことを受けまして、それぞれの地区にグルメをそれぞれつくっていくということで取り組んできたものでござい

ます。

具体的に申し上げますと、4地域と申しますのが、平戸市、西海市、新上五島町、それから佐世保市の宇久島ということでございまして、食材については、平戸市についてはジビエを活用して「平戸ジビエ南蛮カレー」というものを4店舗で展開いたしております。西海市につきましては、シマアジを活用いたしまして、「西海シマアジ旨造り膳」ということで、こちらも4店舗での提供と。新上五島町につきましては、マグロを活用し、「新上五島生マグロ刺身皿」ということで、これは7店舗で展開いたしております。最後に宇久島でございまして、レンコダイを活用した「鯛めし」ということで、こちらは6店舗での提供ということで今展開しているところでございます。

【堤委員】ありがとうございます。平戸でジビエカレー、西海市でシマアジ、新上五島町で生マグロ、佐世保市宇久町で鯛めしということで、4つの地域の「新・ご当地グルメ」ということなんですね。これは今回が初めてなんですか。これまでほかにもあったんでしょうか。

【永峯観光振興課長】ご当地グルメの定義もいろいろあるかと思いますが、地域でそういった名前で売っているものとしては、例えば小浜ちゃんぽんといったものもございまして、今回のものがまるっきり初めてかということになりますと、そうではないかなというところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、今回の事業については、地元の事業者の皆様方とまず協議会といったものをつくっていただいて、一過性のものでなくて、実は、このご当地グルメを開発するに当たりまして専門のプロデューサーをお招きして、その方はこれまで全国各地でい

んなご当地グルメを開発した実績のある方ですが、そういった方に音頭を取ってもらって協議会をつくって進めておるところです。

そのプロデューサーの方もおっしゃっておられました、一朝一夕にできるものではなくて、これはもう長い期間かけて、その方がおっしゃるには10年かけて一人前、20年でやっと本物になると、それぐらいの覚悟でやらんといかんというようなお話もございました。なので、先ほど申し上げたような協議会を地元につくっていただいて、しっかり長く続けていただけるような取組として続けていくというところを目指しております。

そういった形での取組ということでいきますと、これまではあまり例がなかったのではなかろうかと考えております。

【堤委員】これまで例がなかった取組ではないかということで、プロデューサーを、専門の方を呼んで、協議会を立ち上げてということで、本当に丁寧に取り組まれているなと思います。大変魅力的なグルメではないかと思いますが、これを全国に発信していくことで食を求める観光客の誘致にもつながっていくと思います。

今、石本委員長の地元の松浦市がアジフライの聖地ということで随分頑張ってもらっていますけれども、県内いろんなところでそういう特色ある、おいしい食べ物で皆さんに来ていただけるというのは非常にいいことだと思います。

まだまだやはり知られていないとか、一部の人は知っているけれども、というのが県内にたくさんあると思いますので、こういったことをしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【石本委員長】

審査の途中ですが、換気のため10分ほど休憩

いたしまして、2時50分から再開したいと思います。よろしくをお願いします。

-----  
午後 2時41分 休憩

-----  
午後 2時50分 再開  
-----

【石本委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【徳永委員】 それでは、1つ、質問させていただきます。

先ほどから長崎の魅力発信等について話があります。今、堤委員の質問もいろいろありましたけれども、長崎の場合は、非常に恵まれた食材もあり、水産物なんか、品種は日本一ですよ。だから、もっと基本に戻ってしっかりやるのが、もう知名度はあるんですから、あと料理をどうのこうのということも大事でしょうけども、ただ、魚にしても、フグは日本一ですよ。このフグについて全国的に意識が全然ない。そして、上五島の近藤委員のところも一緒、クエ。こういったものがあるにもかかわらず、発信力がないということ。それに、肉にしても長崎和牛、平戸の西川委員がおられますが、平戸牛もある、佐賀牛に全然負けている。マグロも一緒ですね、養殖日本一ですから。

そういうのをまず原点に戻ってしっかりと発信するということが大事じゃなからうかと思えますけれども、その辺どうですか。

【長野物産ブランド推進課長】 委員ご指摘のとおりでございます。恵まれた環境にある中で農水産物についてしっかりとPRしていく必要があると考えております。

現在、実店舗でPRというところが大きくできないといった状況の中で、現在、「日本橋 長崎館」であったり、そういったところも活用しながら、あるいはECサイトでの県産品の販売

であったり、そういったものを通じて、現在、販路拡大であったりとかPRを行ってきているところがございます。

今、県産酒と、先ほど話があったお魚でございますけれども、コロナ禍の中で県酒造組合でございますとか、県漁連でございますとか、お魚とかしっかり食べてもらいたいと、食べさせると、しっかり認知させるといったところも、どうやって取り組んでいくかといったことを協議しながら我々も進めていきたいと思っております。

【徳永委員】 私は先週行ってきたんですよ、「日本橋 長崎館」は。水産県長崎のイメージが全くないんですよ。小林委員のところの大村空港の売店、全くないんですね。他県の方は気づきませんよ、全国で第2位の水産県ということは。だから、まず基本に戻ってやらないと、そんな、料理の専門家がどうのこうのというよりも、まず基本にある料理、これをまず一生懸命PRしてくださいよ。まず認識は、水産県長崎を教えることですね。

それと、お菓子についてもシュガーロード、これは長崎が発祥で、よく言われるのは、長崎から北九州がお菓子が一番発展しているところですよ、カステラから、佐賀に行けば森永とかグリコモ、ひよこも一緒、チロリアンというのは。ところが、熊本とか鹿児島は菓子の文化は低いと言っちゃなんですよ、長崎とは全然違うんですよ、これは。

よく言われるのが、長崎県といえばカステラ、ちゃんぽん、皿うどんから脱皮できないという、こういうところも含めてしっかり基本に戻っていただきたいということを私はお願いしたいと思っております。

それともう一つは、海外からの誘客について



も、今、コロナ等で海外に行けないとかいろいろあって、今、島が非常に注目を浴びている。だから、五島とかすばらしい自然、海の綺麗さ、なんでそういうものを発信できないのかなと思うんですけどね、その辺どうですか。

【永峯観光振興課長】離島への誘客につきましては、先ほど、補正予算の事業の中でも少しご説明をいたしました。しま旅滞在促進事業、こういったことで割引の事業を展開するといったようなことで誘客を図っているという点と、この事業に付随いたしまして、各市町がそれぞれ持つ観光資源等を観光コンテンツとして磨き上げる、あるいは情報発信をしていくといったような事業にも活用できるような事業がございますので、そういった部分も活用しながらPRしているところでございます。しま旅の旅行商品につきましては、旅行会社で商品を造成いただいておりますので、そういった旅行会社の方でお客様に向けてしっかりPRもされているというふうに認識しているところでございます。

【徳永委員】観光コンテンツとあるのは、食、産業遺産、まち、景観、地域のいつもの生活、文化を生かして観光客に異なる日常を提供するよう心がけることが重要とあるんですよね。そこを、食も同じですけれども、まず基本を、五島、壱岐、対馬のすばらしい自然をもっとPRすれば、そこが大事だと常日頃、私は思うんですけれども、再度このことについてどうですか。

【永峯観光振興課長】本県は、恵まれた自然、文化、食も含めて、そういったところのPRが重要だということは、私どもも同じような認識でございます。これも6月補正予算の事業の中でご説明申し上げましたけれども、今年度は特に新幹線開業に合わせて、全国に対してプロモーションをかけていくことといたしております。

すので、そういった中でも委員ご指摘のような素材についても県外に向けてしっかりPRしてまいりたいと考えております。

【徳永委員】やはり長崎というのは、江戸時代は、唯一、世界に開かれた窓口で、そこからヨーロッパ、中国の文化が入って、食についても、文化についても、融合した文化を育てているところです。このことをしっかり、認知されているから、そこをまず基本に戻ってやっていただきたいということ。

いつか熊本の県議会議員が来られて、佐世保の弓張岳から佐世保港を見られてびっくりされたんですね。軍艦が見えて、「徳永さん、ここが佐世保の米軍であり、佐世保港ですか」と。だから、他県にないそういった、長崎というのは昔からの鎮守府も持っていますしね、佐世保港、そしてこの長崎の港。県庁の近くにこういったすばらしい場所があるというのは、他県の議員さんからすれば非常に恵まれたところだということ言われて、その方は日帰りをするとところが1泊されて帰ったんですね、熊本の議員ですよ。

だから、まず自分たちが長崎県のすばらしさを再認識してやっていただきたいということ要望して、終わります。

以上です。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】まず、長崎歴史文化博物館の収蔵資料の件についてお尋ねをいたしたいと思いません。

長崎歴史文化博物館は、今、8万5,000点と言われている資料が保管され、点検をいただいていると思えますけれども、何か聞くとところによりますと、その収蔵資料が行方不明になっているものが何点か生じていると、そんなよ

うなことを聞き及んでいるわけでありませう。

収蔵資料というのは、言うまでもなく、県民皆様の財産であるわけでありまして、こういうようなことがあってはならないと思うわけですね。一体どういう状況からこのようになったのか、現実、何点ぐらいのものが今行方不明になっているのか、この辺のところも含めて経過をご説明いただきたいと思います。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】長崎歴史文化博物館におきましては、平成17年に開館以来、これまで指定管理という形で営んでまいりました。この4月より指定管理第4期に入っておりますが、実は昨年度末までの、いわゆる第3期、これは平成28年度から令和3年度の6年間でございますが、博物館の全ての資料について点検をさせていただいた次第でございます。

その結果、委員からも発言がございましたが、資料総数8万4,950点のうち8万4,939点については、現物の確認点検ができた次第でございます。残り11点、これは県所有の分が2点、市所有の分が9点でございますが、現在、所在がまだ確認できていないということで、鋭意確認中でございます。

なお、調査期間中、所在がわからなかったものについて、これまで何度かあったんですけども、数年後に全く別なところから見つかったとか、そういったこともございまして、我々といたしましては、現在、11点については館の中にあるものと考えている次第でございます。

【小林委員】今の表現を聞いても、あんまり危機感を感じないわけだよ。いずれ出てくるだろうとか、どこかに迷い込んでいるのではなからうとか、過去においても、そういう資料の所在が確認できなかったことがあるんだと、こんなようなことをおっしゃっておりまして、どこ

かの迷い子じゃあるまいし、いずれ出てくるだろうみたいな、そんなような過去の経過から、また今度もどこかにあるのではないかと、このように言っているわけですね。

要するに、私が言いたいことは、そういう点検の在り方が非常にずさんを感じるわけだよ。8万5,000点という膨大な資料があることは事実。しかし、指定管理者に我々は税金を払っておるわけだよ。そういう点からして見て、どこにいったらわからないとか言っているけれども、もう一回聞くけれども、令和28年度から令和3年度まで6年間かけて資料の点検をしたと。そうすると、今の指定管理者、これはもう長崎歴史文化博物館は県と市と一緒に設置をして、運営を指定管理者に任せてあるわけだよ。そういう状況からして見て、もう現在の指定管理者も結構長くなっていると思うわけよ。

そうすると、指定管理者の業務の中に大事な資料の点検というものが含まれているのか、含まれてないのか、これは一体誰がきちんと管理しておかなければいけないことなのか、この点についてはどうですか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】委員ご指摘のとおり、資料の点検につきましては、指定管理者の責務というか、我々は協定を結んでおりまして、6年間の指定管理の期間中には全数点検をしていただくというようなことで協定を結んでおるところでございます。

点検の結果、11点の資料の所在が今現在確認できてない事実につきましては、県も、市も、そして指定管理者も、大きく受け止めておるところでございますが、指定管理者におきましては、収蔵資料の管理運営マニュアルを策定していただくなど、再発防止にも努めていただいているところでございます。

なお、現在、確認できていない11点につきましては、現在の指定管理期間中においても重点的に調査を行うこととしておるところでございます。

また、県と市と指定管理におきましては、週に1回でございますが、定例会を開催いたしておりまして、館の運営とか事業の進捗状況、そして課題などについて共有しながら、適切な館の運営となるよう、日々取り組んでいるところでございます。

まさに、今、委員ご指摘のとおり、収蔵資料は県民の貴重な財産というふうに我々も肝に銘じながら、今後とも、県、市、指定管理と連携を取りながら、本県の歴史、文化の魅力の発信にしっかりと努めていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】今の指定管理者は、もう既に何年やっているかね。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】平成17年の開館当時から指定管理をお願いしております、第1期目が5年、第2期目が6年、第3期目が6年、それでちょうど17年でございます。

【小林委員】今、ご答弁がありましたように、17年間も、いわゆる1社で指定管理者としてやっている。指定管理者というのは、先ほども言ったように、県と市で設置をしているわけだね、この博物館は。運営を指定管理者に任せて、以前にこの委員会でも議論がありましたけれども、各委員から、ちょっと長いのではないかと、何というか、緊張感が少なくなっているのではなからうかと、入場のお客様がコロナの関係以外でもあんまり入ってないとか、いろいろそういう入場の人数の減少というようなことも含めながら、運営についての全うを期してないような状況も出てきているんじゃないかと。

そういうことから考えてみても、もう少しきちんとした緊張感があらなければならないのではないかと思いますよ。

では、今いうところの9点と2点の11点の資料が紛失していると。つまり資料というのは紙切れじゃなくして、ものがなくなっているわけだよ。そのものがなくなっているというところに対しては、どこかに紛れ込んでいるのではなからうかというようなこととか、あるいは博物館の中のどこかにあるだろうというような考え方の中で先ほどのような答弁がされているわけだよ。

だから、資料の点検の在り方とか、確かに8万5,000点というのは膨大であるけれども、これをどんなふうにしてきちんと管理しながら運営しているのかと、こんなことをやっぱり疑わざるを得ないし、県と市も含めて指定管理者の緊張感が足りないのではないかと。そういう意味で3者の連携はうまくいっているのか、いっていないのか、この辺はどうですか。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】委員ご指摘の、県、市、そして指定管理者の連携が、いわゆる緊張感を持ってやっているのかということでございます。先ほどもちょっと申しましたように、週に1回は3者が集まりまして、いろんな疑問点、課題、そしていろんな情報の共有というのは欠かさずやってきておるところでございます。

確かに、100%かという問いに対しては、100%とまではいかないかもしれませんが、我々といたしましては、とにかく3者が連携して、この館の運営、そしてすばらしい長崎歴史文化博物館の未来をつくっていくべく、そういった責務を持って取り組んでいるところでございます。今後もそのところはしっかりと

3者が連携して取り組んでいく覚悟でございます。

【小林委員】今、緊張感を持って3者で連携しながらやっていますよと。週に1回、お互いに席に着いて、歴史博物館の運営についていろいろやっていますというような話なんだけど、そもそも指定管理者の基本的な姿勢とか、あるいは県と市と合わせて指定管理者に高いお金を払っているわけだから、税金で。そういう点について、これまでの17年間の流れがしっかりしてなかったんじゃないかと、こういう感じがするわけよ。

今、忙しい中、1週間に1回、3者の会合をやっているみたいなことで、指定管理者は一体何をやっているのかと。県と市がいろいろと教えないといけないのかと、17年間もやっておいて、こういうようなやり方がまかり通るのかと、一体何をやっているのかと、こう言わざるを得ないような状況が嘆かわしいわけだよ。もうちょっときちんと筋を通せ。こんなようなことが、やっぱりいいかげんなことがまかり通るようなことで一体どうするか。

この辺のところはしっかりやっていただかなければいけないし、その点については指定管理者にきちんと、もう入場のお客も減っている、売上げも減っている。なんもかんもね、いいことは一つもないじゃないか。やっぱり長くやって慣れていただくことは大事だけれども、慣れがいわゆるこういうマイナス要因となって県民の皆さん方の期待に応えることができないような、そういうようなことになることは絶対に避けてもらわなければならない。

今後の対策は一体どうするか、点検の在り方をどうするか、最後にきちんとお答えをいただきたいと思います。

【土井口次長兼文化振興・世界遺産課長】委員ご指摘のとおり、今後も県、市、そして指定管理者は、しっかりスクラムを組んで取り組んでいく。それはもう改めて今回肝に銘じましたし、今後の会議等でも同じ思いを共有したいと思っています。

また、今後の取扱いにつきましてですが、指定管理者におきましては、平成31年3月に収蔵資料の管理マニュアルを策定して運用を開始しておりまして、本年4月にも改めて誤配架、いわゆる間違っって配置するといったことを防ぐために、台本版とか、札の使用とか、あと展示終了後の資料を戻す際のダブルチェックの実施など、再確認を行いながら管理の徹底に努めさせていただいております。

また、私ども県におきましても、今後、ヒューマンエラーというものをなくすために、展示、閲覧など、資料の移動履歴といいますでしょうか、現在位置を確認する記録機能が必要と考えておりますので、電算上等で収蔵品管理システムに対応できるような方向でしっかりと検討して、今後、二度とこういったことがないようにしっかり努めていきたいと思っておりますのでございます。

【小林委員】 よろしく願いいたします。

長崎県・市町関係団体等が一体となったウクライナ避難民の支援についてというようなことでお尋ねをいたします。

まず、長崎県と市町がウクライナ難民の皆さん方を受け入れるための支援連絡会議が設置されているということでございます。あえて目的を聞かなくてもいいかもしれませんが、どういう趣旨でこういう連絡会議を一体となつてつくっていただいたのか、お話しができますか。

【坂口国際課企画監】ウクライナ避難民支援に

関しまして、県の方で4月15日に長崎県・市町等とウクライナ避難民受入支援連絡会議を設置いたしました。この目的については、ウクライナの緊迫した状況がある中で、県内の市町においても、次々に支援をしたいという声が出てきておりまして、そういう状況の中で、それでは県全体としてどういった支援メニューがあって、どういう支援を受けることができるのかということ、各市町の状況を集約して発信する場をつくりたいというのが一つ。それと、実際に避難民を今後受け入れていくとなった場合に、それぞれの受入環境というか、体制のところをどう構築していくかとなった時に、課題を抱えているところは、みんなで共有して議論していった対策を打っていく方が県全体のレベルアップが図られるのではないかとということで、国際課が事務局となって、この会議体を設置したところでございます。

【小林委員】避難民の支援について、こうして県が音頭を取って市町に働きかけていただいて、こういう連絡会議が実現しましたことは、非常にありがたいと思っています。

また、それは早急にやるべきであって、他県あたりがそういう動きが出ている中において、決して長崎県の取組が、あるいは長崎県全体の市町の動きが早かったわけではないわけです。ただ違うところは、みんなが独立して別々にやるんじゃなくして、長崎県の場合は市町も一体となって今回の避難民の方々の支援をやっていこうと、こういう一つの大きな固まりができたということは、大変ありがたいと思っております。

ところで、この取組の連絡会議ができてから、現状でウクライナの方が長崎県にどういう状況に今なっているのか、実際お見えになっている

のか、ないのか、その辺の現況をお知らせいただきたいと思っております。

【坂口国際課企画監】県内のウクライナ避難民の受入れの状況でございますけれども、先ほど部長説明の中でも人数については現時点で13名ということをお知らせしております。この市町別の状況を見ますと、長崎市で9名、佐世保市で4名という状況でございます。

この避難民の方が長崎に入ってくるルートというのが、基本的な形としては県内在住の個人、県民の方が、この避難民の方の身元引受人となられて、ウクライナから家族や知人を受け入れるケースが基本的な形でございますが、これで6名の方が入ってこられております。

それから、これは長崎大学と長崎国際大学が、今、ウクライナ避難民の留学生を募集しております。この大学の動きで入ってきているのが6名いらっしゃいまして、そのほか、国が現地の方で避難民を日本まで避難させるルートをつくって、日本には身元引受人がない状態であられて、その後、自治体や企業とマッチングするという取組をされていて、その関係で1名、長崎市の企業に受入れが実現しております。以上13名でございます。

【小林委員】留学生に対して具体的にどんな支援ができていますか。

【坂口国際課企画監】今、長崎大学と長崎国際大学において留学生の募集を行っております。その中で、日常生活の中で月額5万円の生活の支援を行う。それから、実際の授業料とか入学金等については、全て免除されると。それから、言葉の問題がありますので、日本語教育のサポート体制も構築されて、それから、基本的に住居も大学の中の宿泊施設を活用できるようにしているというふうにお聞きしております。

【小林委員】通訳とか、あるいは学生じゃない方の就労支援とか、これは具体的にどういう取組になっていますか。

【坂口国際課企画監】言葉については、今、受入れが実現しているのは長崎大学でございますけれども、長崎大学は基本的に英語ができる方ということに限定して募集をかけておられますので、言葉については、大学の中で英語で基本的には対応できるということでお伺いしております。

就労というか、アルバイトといいますが、そういったことについては、基本的には大学の方で個人個人のニーズを聞きながら対応するというふうにお聞きしております。

【小林委員】それと同時に、公営住宅あたりが確保されていて、その後においてもたくさんの方々がもし避難民として長崎に縁を持ってお見えになるならば支援できるというような状況になっているんじゃないかと思うんですね。この実態はどうですか。

【坂口国際課企画監】先ほどお話ししました連絡会議の取組の一環として、県、それから各市町において、基本的には公営住宅を避難民の方に提供できないかというお話をさせていただく中で、現時点において県内で延べ260戸の公営住宅を確保できております。

それから、就業の部分の支援につきましては、私どもの方で労働局と協議をいたしまして、各ハローワークと各市町が連携して就業に取り組むということで、各ハローワークから各市町を訪問していただいて個別の協議をしていただいております。

【小林委員】最後に、この件についてお願いというか、要望しておきたいと思います。

13名の、数が多いとか少ないとか、それは抜

きにして、長崎県が市町と一体となって避難民を受け入れさせていただいていると。こういうことはもう少し県民にも知らせるべきであろうと思うし、なんか変な意味のアピールじゃないけれども、やっぱり血の通う、これから選ばれる長崎県の外国人向けのアピールをやっていこうということをお先ほどもあなたはおっしゃっておりますよね。

だから、この13名の方がこれからどういうふうな長崎県での暮らしを継続されていくのか。また、新たな避難民が長崎県に来る可能性があるかないか、よくわかりませんが、いずれにしても、こういう取組をしっかりとやらせていただいているという人道的な立場におけるこの長崎県の取組、まず県民の皆様方にしっかりとお知らせをすべきではないかと。だから、県の機関誌とか、県のPR誌がいっぱいあると思いますが、そういう中において、よりよき展開をやっていただけるように、その辺のところをお願いして終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

【石本委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】質問の最後に、今、県民を対象とした宿泊割引キャンペーンについて、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

何度も言うように、観光に力を入れて基幹産業としての位置づけを明確にし、他県からとか海外からのお客様を大事にする長崎県であるというような位置づけをしっかりとしたいと、こういうふうには実は思っておるわけです。

それで、長崎県というのは、基幹産業をもっと大事にしなきゃいかんという姿勢の中で、全国的にも先駆けて県民を対象とした宿泊割引キャンペーンをやりながら、積極的に観光需要の刺激策を実施してきたと思うわけでありませう。

現在、展開中の第2弾のふるさとで“心呼吸”の旅の事業効果はどのようになっているのか、観光振興課長にお尋ねしたいと思います。

【永峯観光振興課長】第2弾ふるさとで“心呼吸”の旅県内旅行キャンペーンに関してのお尋ねでございます。

このキャンペーンにつきましては、昨年の4月から開始いたしまして、途中、何度か停止期間がございましたが、現在も継続して実施しているところでございます。もともと6月30日までの予定でしたが、昨日発表させていただきまして、7月14日まで延長するというところで、現在、展開しているところでございます。

この間の実績でございますけれども、昨年から本年4月末時点までの実績といたしましては、利用いただいた人数として約69万人泊。これは観光統計の中で観光消費額を出してありまして、この数字を基に推計いたしますと、この利用者の方々の観光消費額については、約180億円程度になるものというふうに推計いたしております。コロナ禍で厳しい状況に置かれていらっしゃる観光事業者の皆様方の下支えという形では一定の事業効果が出ているのではなかろうかと考えています。

【小林委員】今ご説明があったように、69万人泊、すごいもんですね、これは、確かに。180億円の観光消費額。こういうような状況を見ても観光の及ぼす影響というものは計り知れないものがあるということで、やっぱりここは大事に力を入れ、下支えをしっかりとやっていかなきゃいかんと、つくづく感じた次第であります。

そうしますと、これから新しいキャンペーンというのが、報道機関によっていろいろPRをされております。この新しいキャンペーンとこれまでのキャンペーンの違いは一体何なのか。

このところを明確にアピールしてもらいたいと思いますから、その点についてのお答えをお願いします。

【永峯観光振興課長】今、国の方ではっきり示されているところといたしましては、先ほど申し上げました現在の仕組みを7月14日まで延長するという部分でございます。その後、6月の全国の新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、7月前半から8月末までの間ということで、途中、お盆期間、繁忙期を除くということになっておりますが、8月末までの期間で新たな割引制度を展開するということの打ち出しがなされているところでございます。

ただ、具体的に何月何日から新制度に移行するというようなところは、まだ明確に示されていないところでございまして、今現在、国の方から示されておりますのは、新しい割引制度の概略と申しますか、そういったところでございます。

その中身でございますけれども、まず、対象が今現在はブロック割ということで、本県の立場で申し上げますと、九州ブロックということで対象範囲が限られているところでございますが、これが全国に拡大されるということ。一方で、この割引率につきましては、現状50%の割引率でございますが、40%に若干下がるというところがございます。

ただ、今、1泊当たり5,000円という割引額についてでございますけれども、この部分が交通つきの旅行商品、いわゆる旅行会社で企画される、飛行機であるとか、列車であるとか、そういったものと宿泊がセットになっている、そういった商品につきましては、現在の1泊当たり5,000円が8,000円に上増しされるといったことで、交通機関の利用をより促すといったこと

ろが狙いとして出されております。

あと、宿泊の際に、今、1泊当たり2,000円のクーポン券が支給されておりますけれども、これもお客様の分散を図る上で、平日については3,000円に上増しをされ、休日については逆に1,000円に減額されるというようなことで、そういった部分に変更点として、今のところ、わかっているところでございます。

【小林委員】よくわかりました。九州7県を全国に拡大するという取組、この辺のところは我々長崎県としても、このチャンスを逃すことなく十分に生かしていかなければいけないと思いますね。何度も言っていますように、観光需要をいかにして積極的に高めていくかという、この取組が一番大事なところでありますので、その辺についても、このチャンスを絶対逃さないように、これまでの対策と同じような形というばかりじゃなくして、新たな視点で成果が出るようにやってもらいたいと。さっきの69万人泊、180億円の消費拡大についても、本当に恐れ入ったような感じがするわけけれども、今後ともしっかり取り組んでもらいたいと。今後の取組を聞いて終わりたいと思います。

【永峯観光振興課長】今後、仮に全国に対象範囲が拡大ということになってまいりますと、これは本県だけではなくて、全国の県がそういった割引制度を準備してお客様をお迎えするということになります。競争がより激しくなるということになってまいりますので、先ほど来、お話がっておりますが、やはり本県の魅力といったところをしっかりと情報発信をしていく。そういったところに取り組みながら、お客様をお迎えする態勢づくりに努めてまいります。

一方で、全国に拡大することによって、感染状況等心配されるお声もございますので、昨年

度から展開しておりますけれども、宿泊施設の感染防止対策の第三者認証制度でございますteam NAGASAKI SAFETYといったものもございまして、こういったものもしっかり活用しながら、感染対策と経済との両立といったところをしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】ありがとうございました。よろしくをお願いします。

【石本委員長】ほかにございませんか。委員長を交代します。

【石本委員長】2点ほど簡潔に質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず1点は、先ほど来、委員から意見が出ておりましたけれども、インバウンド対策も大事だということは十分承知してはいますが、私の地元で感じたことですが、地元の企業等にかなりの外国人労働者、就労者がいまして、いつも見ているんですけど、その人たちは職場と宿泊所、またコンビニを往復するぐらいで、ほとんどと言っていいほど、地元住民との交流がない、また、できないのかもわかりません。

そういったことで、こういう人たちと地元との交流の場ができて、そこで地元住民と顔を合わせて一緒に交流するということは、わざわざ今から外国に行って交流を広めるというよりも、まず地元でできることなんですね。その人たちが出身地に戻って訪問先のPRをしてくれるというようなことが考えられます。

今現在、本県において、こういう人たちに対する、指導という言い方はおかしいんですけど、交流する場所というか、機会というか、そういうものを受け皿としている部署がありますか、それをまずお伺いしたい。

【坂口国際課企画監】まさに、地域の多文化共



生の取組の一つだと思っております。県における今の取組としては、所管としては国際課だと思っておりますし、具体的なそういった地域の多文化共生の取組に対しては、民間団体が外国人住民と交流するような機会を設ける、イベントを行うといった場合に、県の国際交流協会を通じて、草の根交流補助金ということで1回10万円の補助金を出しております。直接的な支援としては、そういう取組になります。

【石本委員長】 国際交流課の方ですか。

【坂口国際課企画監】 県の国際交流協会から補助金を出しております。

【石本委員長】 私は、地元のある方と話した時に、そういった取組を地元に来ている外国人も一緒に交流できないかという提案を受けています。私も、できたらそういうことに加担してみたいという気持ちは十分あるんですけど、来ている方たちが、民間団体である監理団体等を通して来ていると思うんですが、会社側からすれば、例えば、不利益なことを外部に漏らしたくないとか、また、地元の住民とのトラブルを避けたいとか、いろんな面で制約がかかっているんじゃないかと思うんですよ。

だから、私もそういったことについて積極的に取組を進めたいと考えているんだけど、そういった目に見えない縛りというか、労働者の縛りというか、そういうのが何かあるんじゃないかなと思うんですけど、何か情報があれば教えてください。

【坂口国際課企画監】 この日本語教室の取組を進めるに当たりまして、幾つかの市町に外国人住民、特に技能実習生と、技能実習生を雇用している企業、そして市町の所管部局、これと一緒にヒアリングをしたいという話を幾つかさせていただいたんですが、やっぱり企業へのアプ

ローチがなかなか難しいというのが、市町自体も思っていて、地域の交流の場に技能実習生を引き出したいけれども、実態として、委員長がおっしゃられたように、企業側がなかなか交流の機会を持たせられないということでした。

幾つか監理団体にも聞いてみたんですが、要は、何も悪いことをしているから囲い込んでいくわけではなくて、むしろ、大切な技能実習生をいろんな形で守るという意味で交流の機会を制限しているということでしたので、なかなかそこを強く、交流の機会を強引につくっていくのは難しいと思われるんですが、一方で、私も今進めようとしている日本語教室は、基本的には無料で、外国人の方が日本に来て困ったことの1位は、日本語ができないことなので、無料で日本語を学べる、しかも、日本人と交流ができるというのは、ものすごい魅力だということで全国的に広く普及しておりますので、ぜひこの日本語教室を核として地域の多文化共生を進めていくことで、せっかく来ていただいた技能実習生の方々が長崎県のファンになって、また、それぞれの国に戻った後もご活躍いただくことを願って、この事業を進めているところでございます。

【石本委員長】 おっしゃることも十分理解できますし、県だけでどうこうすることもできないと思うし、市町がしっかりそこに入って監理組合というか、そういうところとも十分な協議が必要だと思うんですね。

県としては、市町なり監理団体と、さっき言われた連携された協議をしっかりと、せっかく日本に来ている方たちが地元を好きになって、地元の、また長崎県のファンとして自国にアピールしていただく、このままでは本当にもった

いないと思うんですね。私たちも見るからに、本当に職場と宿泊場所、また食料を買うところの3点の中だけで生活していると思うんですね。そうすれば日本の良さも全然わからんし、日本人の良さもわからん、長崎の良さもわからんという状況だろうと思うんですね。そこにまたいろんな不当労働とか、そういった問題も出てきて、悪いイメージだけを持って日本から帰って、もう長崎はよくなかったばいという話にならんように、積極的に県も、市町、また管理団体とも連携した取組を強化してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

それからもう一点、これは松浦の鷹島の件ですが、これまでも一般質問、それから委員会でも鷹島の水中遺跡を観光資源として、観光開発または周遊旅行等の企画をお願いしてありましたけれども、具体的にこれまでどういう対応がなされたのか、現状をお伺いしたいと思います。

【永峯観光振興課長】鷹島の海底遺跡、鷹島神崎遺跡に関してでございます。松浦市から例年要望もいただいているところでございまして、研究に関する観点と、あと観光振興に関する観点ということで要望いただいているところでございます。

この間、私どもといたしましても、例えば旅行会社向けの観光素材集といったものに掲載し、旅行ツアーに組み込んでもらうような働きかけ、実際に10社の旅行会社がモニターツアーで今年の3月に松浦・平戸に来ていただくといったようなこともいたしております。そういった形で旅行会社への宣伝といったところもやっております。

この部分につきましては、今年10月から佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンといったようなことで、両県合同で大型のプロモ-

ーションを展開していくことといたしております。その中での観光素材集の中でも取り上げるといったようなこともいたしております。

そしてまた、歴史教育といった観点で修学旅行の歴史学習素材としての活用を促すような取組もいたしてきたところでございます。

そしてまた、橋が架かった先の佐賀県との連携、周遊といったところも重要になってこよかと考えております。これは具体的なものが何かあるということではございませんが、佐賀県との両県連携の会議の中でも、鷹島から、あの一帯の唐津、伊万里の周遊プログラムみたいなものができないかというようなお話はさせていただいているところでございます。

【石本委員長】なぜこういうことを出したかという、これまで市、それから地元の歴史の振興協議会とか、今、市の方でも民間団体が協議会をつくり、また、市議会の方でも推進協議会をつくって、水中遺跡を核とした観光振興について協議されています。あとは県と市が一緒になって、知事も国に対して要望していくと。先日の要望時にそういう発言もなされておりますので、ただ計画していますとか、パンフレット、コンテンツをつくるということだけじゃなくて、実際に動いていかないと、なかなか先に進みませんので、よろしくお願いしますと思います。

もう一つ、そこに加えて、先ほども意見が出ていましたけど、観光というのは見るだけじゃなくて、地元の体験とか食とか、そういうのが客を引きつける一番の魅力になると思うんですね。

鷹島についても、トラフグにしろ、マグロにしろ、クルマエビとか、そういったものも日本有数の産地として実際にあるわけですけども、なかなか認知されてない。長崎県の中において

も認知度が低いということを感じますので、松浦だけじゃなくて、本県にはいい食材がたくさんありますので、そこら辺もしっかりPRをして客を呼ぶ、おいしいものを食べさせる、来てくださいと、プラス風光明媚な長崎県を堪能してくださいと。PVなんかも十分活用して、やっぱり見なければ、話だけじゃわかりませんので、動画でしっかりPRをしていただきたいということのを要望して、終わります。

【千住副委員長】委員長を交代します。

【石本委員長】ほかにご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかにご質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時42分 休憩

-----  
午後 3時42分 再開  
-----

【石本委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明後日6月23日は、午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 3時43分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和4年6月23日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時55分  
於 委員会室 3

男女参画・女性  
活躍推進室長  
人権・同和対策課長  
交通・地域安全課長  
統計課長  
生活衛生課長  
食品安全・消費生活課長  
水環境対策課長  
資源循環推進課長  
自然環境課長

有吉佳代子 君  
久柴 幸子 君  
濱田 次則 君  
下野 明博 君  
眞崎 敬明 君  
峰松美津子 君  
松尾 晴彦 君  
吉原 直樹 君  
石川 拓哉 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 石本 政弘 君  
副委員長(副会長) 千住 良治 君  
委 員 小林 克敏 君  
" 瀨川 光之 君  
" 徳永 達也 君  
" 堀江ひとみ 君  
" 西川 克己 君  
" 近藤 智昭 君  
" 堤 典子 君  
" 浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

山口 初實 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

交通局長 太田 彰幸 君  
管理部長 猪股慎太郎 君  
乗合事業部長 柿原 幸記 君  
貸切事業部長 江頭 興祐 君

県民生活環境部長 貞方 学 君  
県民生活環境部次長 西 貴史 君  
次長兼地域環境課長 重野 哲 君  
県民生活環境課長 本多 敏博 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【石本委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

なお、山口(初)委員から欠席する旨の届が  
出されておりますので、ご了承をお願いいたしま  
す。

次に、審査に入ります前に、理事者側から、  
4月の人事異動に伴う、新任幹部職員の紹介を  
受けることにいたします。

【太田交通局長】 おはようございます。

本年4月の人事異動に伴う新任幹部職員をご  
紹介いたします。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

【石本委員長】 ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【石本分科会長】 まず、分科会による審査を行  
います。

予算にかかる報告議案を議題といたします。

交通局長より、報告議案の説明を求めます。

【太田交通局長】 予算決算委員会観光生活建設

分科会関係議案説明資料の交通局の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきまして、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、報告第17号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」であります。

先の令和4年3月定例県議会の分科会におきまして、令和3年度予算の補正を専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいておりますが、令和3年度の収入支出の状況を踏まえ、3月31日付けをもって専決処分させていただきましたので、その概要をご報告いたします。

収入につきましては、営業収益が貸切バス等において見込みより上振れしたこと、また、営業外収益で県や諫早市、大村市からの路線バスへの補助金などが増額となったことから増額補正を行い、補正後の事業収益の総額で46億7,900万円を計上しております。

費用につきましては、退職金等の人件費や支払消費税額の増額補正等を行い、補正後の事業費用の総額で50億4,000万円を計上しております。

この結果、当年度に措置することとしていた特別減収対策企業債の発行については、5億円から3億円へ減額補正を行っております。

以下、補正の主な内容につきましてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

下の方にございます資本的収入及び支出の補正につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】局長、ただいまこの説明資料、かいつまんでお話がありましたね。それで、まず、この中を読ませていただきますと、昨年度の約6億円の赤字から改善し、約4億円の赤字になる見込みだと、こういうふうに書いてございますね。令和2年度は6億円の赤字だったと、今年度は、令和3年度の見込みでしょうね、これが4億円の赤字になると、こういうような見込みの発表があっているわけですね。

これについてだけれども、そういうことであれば、令和3年度の決算の見込みがもうできたということによろしいんですか。

【猪股管理部長】令和3年度決算ですけれども、確定ではないんですけれども、見込みという段階でできております。

【小林委員】そうしますと、令和3年度の決算見込みが出来上がっているからこそ、6億円の赤字から改善し、約4億円の赤字になる見込みですということが我々への説明の中で、局長から説明があったと受け止めていいわけですね。

そうしますと、まず、この交通局の経営状況について、私どもはいつも大変関心を持っております。私は2年目でありますから、昨年度においても、交通局の経営について、いろいろとわからないまま、局長にもいろいろとお話をし、管理部長の方からも答弁をいただくということでございます。

それでは、質問でありますけれども、令和3

年度の見込み、赤字、令和2年度は6億円だったと、令和3年度の赤字の見込みはどのようになっているのか、正式にお話をいただきたいと思えます。

【石本分科会長】小林委員、今のご質問が、一応議案外の質問になりますので。（発言する者あり）すみませんが、そういうことで、先に進行させていただきます。

ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第17号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第17号は、原案のとおり、承認すべきものと決定されました。

【石本委員長】次に、委員会による審査を行います。

交通局においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項を説明後、所管事項についての質問を行います。

まず、交通局長より所管事項説明を求めます。

【太田交通局長】観光生活建設委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項につきましてご説明いたします。

（交通局の経営状況について）

交通局の経営状況につきましては、これまで機会あるごとにご報告を行ってまいりましたが、交通局におきましては、コロナ禍による減収に対し路線バスの効率化等の改善策を講じるなど、経営の立て直しに向けた取組を進めてきております。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の波が数回あり、そのたびに乗客数が減少するなど、令和2年度に引き続きコロナ禍の影響を大きく受けましたが、リムジンバスや貸切バスにおいて利用が増えたことから営業収入は増収となりました。また、営業費用においては、人件費減や各種経費の節減に努めましたが、燃料費の高騰などから増加となり、この結果、昨年度の約6億円の赤字から改善したものの約4億円の赤字となる見込みです。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染者数が高止まりの傾向にあるものの、全国的にまん延防止等重点措置などの対応地域がなくなったこともあり、バスの利用者や貸切バスの受注において増加の傾向にあります。また、長崎自動車株式会社との共同経営による路線の効率化や投資の抑制、資産の活用などを着実に進めることにより、早期に黒字化を達成できるよう努めてまいります。

今後も、コロナ禍等の中の社会経済情勢等を注視し、緊張感をもって経営の立て直しを図ってまいります。

（長崎市内の路線バス再編について）

長崎市域の路線バス網の維持については、長崎市並びに交通局及び長崎自動車株式会社が行政とバス事業者の立場で、人口減少やコロナ禍による乗客数の減少等に対応し、将来の路線バス網維持に向けた取組を協力して行っておりま

す。

この4月には、独占禁止法特例法に基づく交通局と長崎自動車株式会社との共同経営により、東長崎地区及び滑石地区において、運行事業者の一本化や便数の適正化、等間隔運行などのダイヤ改正を実施しました。事前に地域での説明やチラシ等で周知を図りましたが、当該地域などで大幅な路線の再編となったことから、「車内が混雑している」や「座れなくなった」等のご意見もいただいておりますが、一つ一つご利用の皆様にご理解いただけるよう説明するなどの対応を行っております。

長崎市は、東長崎地区において、ハブ&スポーク型の路線バス網を形成し、ローカル線をコミュニティバスに移行することを盛り込んだ長崎市地域公共交通計画に基づく東長崎地区の利便増進実施計画を本年度中に策定予定としており、今後、交通局として具体的なバス運行等について、地元自治会等への説明や意見聴取・調整などを進めてまいります。

今後もバス利用者の利用実態の把握に努め、利便性の確保に努めてまいります。

（県央地区における路線バス網の維持について）

交通局では、諫早市域において、諫早バスターミナルを中心として市内路線バス網の形成を行ってきておりましたが、今年秋の西九州新幹線開業による諫早駅周辺開発に伴い、去る5月16日に諫早駅再開発ビルの1階に待合所を移転し、諫早市が整備した7か所のバス乗降場所がある諫早駅東口交通広場に乗り入れを開始しました。JR諫早駅とバスターミナルが今まで以上に近接することとなり、諫早市の交通結節拠点として利便向上が図られたところです。

諫早市においては、今年5月に地域公共交通

活性化再生法に基づく「諫早市地域公共交通協議会」が開催され、今年度中に法定計画である諫早市公共交通計画を策定することとされたところであり、交通局としても、持続可能な路線バス網維持に向け、計画の策定に協力するとともに、諫早市とも協議を行いながら路線バスの効率化を実現してまいります。

大村市においては、既に法定計画である大村市地域公共交通網形成計画を策定しており、交通局としては、市と協議を行い路線の見直し等を行ってきており、近年はバス利用者が増加してきております。

また、交通局では、西九州新幹線の開業日である9月23日に大村市内線のダイヤ改正を予定しており、新幹線発着駅である新大村駅を起点とした北部循環線を新設し、新大村駅や車両基地駅、市北部の商業施設、病院、公共施設へのアクセス向上を図るとともに、既存バス路線を新大村駅へ乗り入れ、市南部地域の大村バスターミナルやミライオン図書館、大村市役所、長崎医療センター等との結節を図りたいと考えております。

今後も、各路線の利用実態を踏まえたダイヤ設定等に取り組んでまいります。

（貸切バスの状況について）

貸切バスについては、新型コロナウイルス第6波の影響で延期となった県外からの修学旅行が本年4月上旬から順次再開されるなど、当初予算における4月の見込みを上回る状況にありますが、一般団体の受注が弱いなど、コロナ前への回復には時間を要するものと考えております。

県営バスグループの取組として、昨年度に引き続き、長崎県営バス観光株式会社とタイアップし、「ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」



を活用した県内バスツアー等を実施するとともに、交通局の新たな取組として、西九州新幹線開業を見据えた着地型ツアー「女神大橋てっぺんからの絶景と恐竜のたび」を販売しております。

今後も県内の新たな旅の素材を活用した着地型ツアー等の開発を行い、ホームページやSNSを活用しながら県内観光の振興を図ってまいります。

また、交通局及び子会社の長崎県中央バス株式会社では、貸切バス事業者の安全評価である「貸切バス事業者安全性評価認定制度」における最高の「3つ星」評価を昨年12月に受けており、貸切バス運行における県営バスの安全性をアピールしつつ、旅行会社等の関係機関との連携を図りながら、受注増加に努めてまいります。

議案説明資料追加1をお開きください。

（旧諫早バスターミナル跡地の活用について）

交通局においては、旧諫早バスターミナルの跡地の活用をコロナ禍からの交通局再建の大きな柱と位置づけており、これまで民間事業者から活用案を募集するサウンディング調査を実施するとともに、諫早市における活用に係る意向などについても聞き取り等を行ってまいりました。

これらの調査等の結果、民間事業者において住居施設、商業施設、駐車場など多様な活用策が出されたこと、また、諫早市からは早期に地域の賑わいにつながる施設への活用を望む声があることなどを踏まえ、その活用については、民間の発想を活かし、そして、交通局の経営に資するものとして、早期の現施設の解体や土地の用途などについて条件を付し、売却したいと考えております。

今後、市道の拡幅や諫早駅前交差点の整備等

について、県市など関係機関と調整を行ったうえで、公募による一般競争入札を行い、本年度中に売却できるよう準備を進めてまいります。

元にお戻りください。

（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる交通局関係の具体的項目について、令和3年度の主な取組をご説明いたします。

「人員・給与の適正管理」については、路線バスの再編や本局事務の見直し等に伴い、適正な人員配置等を行ったところであり、今年度もバス需要の変化に応じた適正な人員配置等に取り組んでまいります。

「環境の変化に対応した公共事業サービスの提供」については、収支改善対策として路線バス再編見直し等の効率化や、バス更新等投資の抑制、各種経費の節減に取り組みました。このうち路線バスの効率化については、令和3年6月に交通局と長崎自動車株式会社との間で連携協定を締結し、長崎市地域公共交通計画の策定等に協力するとともに、独占禁止法特例法に基づく共同経営による路線再編等の令和4年4月実施に向けた取組を行いました。今年度もその他の路線の再編に向けて検討を行ってまいります。

「公共施設等総合管理の推進」については、諫早ターミナルを諫早駅再開発ビルへ移転するための整備を実施しました。今年度は、今後の経営見通しを踏まえ、適宜必要な工事や車両の更新を実施してまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【猪股管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料について、ご説明いたします。

資料をご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきましては、資料1ページ目以降に記載のとおり、本年3月の実績が6件、そして、本年4月から5月までの実績が1件の合計で7件となっております。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】以上で、説明が終わりましたので、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【小林委員】失礼しました。改めて議案外で質問いたします。

先ほども申し上げたように、今、局長の説明の中で、令和2年度が6億円の赤字であったと。

しかし、令和3年度の決算見込みでは4億円ぐらいの赤字になるのではなかろうかと、こういうようなことで、大体決算見込みができていますという状況でありますので、そこでお尋ねをしたわけですが、令和3年度の赤字見込みは幾らぐらいが見込まれているか、改めてお尋ねをいたします。

【猪股管理部長】令和3年度につきましては、年間を通してコロナ禍の影響を大きく受けましたが、令和2年度に比べて幾分か改善しております。

純損益の見込みですけれども、令和3年度は3億7,000万円の赤字の見込みでございます。令和2年度の6億円の赤字に比べて2億3,000万円程度改善しているという状況でございます。

【小林委員】今お話しのとおり、令和2年度と比較をして2億3,000万円の改善がなされたというお話でございますが、赤字であることは間違いないけれども、相当改善がなされているという感じがいたします。

しからは、営業収入についてはどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

【猪股管理部長】営業収益ですけれども、令和2年度が約30億4,800万円、令和3年度が33億2,000万円で、増減額で2億7,200万円の増額となっております。

【小林委員】令和3年度見込みで33億2,000万円と、令和2年度と比較して2億7,000万円の増加ということで、大変結構であります。

営業収入のそれだけの要因は、一体どういふことが考えられるか、お尋ねをしたいと思います。

【猪股管理部長】営業収入の増の主な要因ですけれども、乗合バスのうち空港リムジンバスの方が、令和2年度と比較して約9,000万円増収と

なっております。そして、貸切バスにつきましても増収となっております、令和2年度と比較しまして1億4,000万円程度増収となっております。

【小林委員】要するに、今の話では空港リムジンバスで9,000万円、それから、貸切バスで1億4,000万円、これが非常に好調であったということでありまして、その背景は、コロナの状況が高止まりであることは間違いがないけれども、その他コロナ以外の状況の中で、リムジンが9,000万円とか、あるいは貸切バスが1億4,000万円アップしたというこの要因、背景はどういうふうなことが考えられるんですか。

【柿原乗合事業部長】昨年度の空港リムジンでございます。先ほど管理部長の方から説明がございましたが、プラス9,000万円ということで、輸送実績自体も、令和2年度に比べてこちらは増加しているというような状況でございます。

こちらの方は、令和元年度に比べて令和2年度が非常に落ち込んだという状況がございまして、令和3年度になりまして、コロナ禍からの回復につれて、やはり人の移動というのが順次出てきたものと考えております。

【小林委員】何か対策を打って、リムジンバスあるいは貸切バスがこれだけ収益がアップしたというような特別な対策はなくて、コロナが少し、落ち着きを見せたと、その中で人の動きが出てきたと、いわゆる自然増収というような形でこのようになったという受け止め方でよろしいですか。はい、わかりました。

そうすると、特に営業費用に関心があります。この営業費用については、特に燃料価格が非常に高騰しているというような一連の流れで、各産業の事業の流れを見ましても、これが全てに大きな経営的なマイナスが生じているわけです。

バスは軽油で動いていると思いますが、この燃料価格の高騰はどのような状態をもたらしたか、お尋ねをいたしたいと思います。

【猪股管理部長】軽油費価格の高騰ですけれども、こちらにつきましても、委員おっしゃるとおり高騰が激しくなっております、令和2年度の平均単価が84円、令和3年度の平均単価が109.5円でございます、前年度と比較しますと25.5円上がっております。

その影響を受けまして、軽油費全体の支出額ですけれども、令和2年度が4億1,500万円、令和3年度が5億3,800万円で、差額で1億2,400万円増額となっております。

【小林委員】そうすると、やっぱり燃料価格の高騰というのが結構、1億2,000万円も経費がかかっているというようなことで、やはり我々の長崎県営バスについても、それだけの影響を与えているということが明らかになっております。

しからは、支出面において、例えば人件費とか、経費削減とか、当然のことながらいろいろ、この非常事態に合わせて対応していただいたと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

【猪股管理部長】交通局としましては、費用面を抑えるために、例えば人件費でいきますと、期末手当を0.4月分カットしたりとか、あと、時間外勤務の縮減とか、そういった取組をしております。その結果、人件費でマイナス6,000万円ほど減額しております。

あと、経費につきましても、バスの購入とかそういうのを抑えておまして、そういった面で減価償却費といったものが幾分下がっておりますので、経費につきましても約1,000万円程度減額しております。

その結果ですけれども、先ほど軽油費が1億2,000万円増加とお話ししましたけれども、そういった人件費とか経費の取組によって、営業費用は、昨年と比較すると5,000万円の増にとどめることができた状況でございます。

【小林委員】今、お話を聞いて、やはり相当な経営努力をしていただいているということが目に浮かびますね。燃油の高騰については、1億2,000万円もアップしていると。しかしながら、人件費を6,000万円改善することができたとか、あるいは無駄を省くというようなことで、その辺の経費節減というようなことについても努力をしていただき、1億2,000万円の余分なマイナス面があったけれども、これを5,000万円ぐらいで抑えることができたというような報告ではなかったかと思えます。

したがいまして、令和3年度の正式な決算を待って、また、今のお話をしっかり確認したいと思えますけれども、やっぱり努力の足跡、しっかりやっていただいているということに対して、率直に評価をさせてもらいたいと思えます。

ただ、令和2年度と令和3年度を比較したときには、そのような今のお話のとおりでございますが、ただ、令和2年12月以降の状況の中で中期経営計画を立てましたね。ここと比べたときに、果たして、今の令和3年度の決算見込みの数字が、この中期経営計画と比べた場合においてどのようになっているかということについて、これもまた、今は令和2年度と令和3年度の単年度におけるところの比較であったわけですよ。けれども実際的に、一番根幹の中期経営計画と比べたときの見通しがどうであったかというところは、いかがですか。

【猪股管理部長】中期経営計画ですけれども、令和3年度の計画では1,700万円の黒字として

おりました。

しかしながら、コロナ禍が想定より長期化しまして、運輸収入が計画を大きく下回ったことから、先ほど説明しました3億7,000万円の赤字となりまして、結果として、計画と比べマイナス3億9,000万円悪化している状況となっております。

【小林委員】やっぱり中期経営計画は、かなり思い切った改善計画をされておりました。当然、コロナが前提であったの経営計画でありますから、令和2年12月以降というようなことについては、コロナがまだまだ大変な状況になるであろうというようなことは、容易に推測はできていた。その中でこの計画を立てたわけですよ。

ところが、今お話があるように、中期経営計画では、計画と比べてみたときには、ちょっと厳しいなという感じがしますけれども、この辺についてはどのように受け止めておりますか。

【猪股管理部長】令和3年度、単年度で説明させていただきますけれども、中期経営計画、令和2年度と令和3年度をトータルでご説明しますと、令和3年度末における累積の赤字額、累積欠損金につきましては、計画上、令和3年度が13億7,000万円と見込んでおりました。令和3年度が、先ほどご説明したとおり、非常に厳しい状況になりましたけれども、令和2年度につきましては、令和2年度が計画よりも大きく改善しましたため、先ほど話しました累積欠損金の13億7,000万円が、令和2年度の改善によって9億1,000万円まで減少することができております。なので、計画よりも、累積欠損金のベースでいきますと、4億6,000万円程度改善した状態となっております。

【小林委員】そうすると、確かに、今言われるように、13億7,000万円ぐらいが見込まれてお

ったけれども、実は、令和3年度で頑張った、それがゆえに、大体9億円ぐらいになったというようなことをおっしゃっておるわけですね。やはり令和3年度の決算見込みの中におけるこの頑張りが、こういうような中期経営計画にやっぱりきちんと、確実に数字としてあらわれていると、こういう受け止め方をいたしました。

そうすると、今の状況の中で9億1,000万円が累積した欠損金、赤字という状況でありますけれども、これが、これから令和5年度、令和6年度、ずっと流れていきますけれども、この赤字の解消については、いつごろ収支がとんとんになるのか、あるいは赤字が解消できるのか、その辺の見込みについてお尋ねをしておきたいと思えます。

【猪股管理部長】現在の中期経営計画では、累積欠損金を令和11年に解消できるという見込みで立てておりますけれども、今お話ししましたとおり、令和2年度と令和3年度につきましてが計画とぶれておりまして、2億6,000万円程度改善した状態となっております。

今後、中期経営計画の見直し、後期の分を策定することとしておりまして、これが令和5年度から令和9年度に向けた計画を、今から計画をつくることとしておりますので、その中に明確に、いつごろ欠損金が解消できるか、そこら辺をお示ししていきたいと思っております。

【小林委員】わかりました。今、コロナの状況が少し収まった状況の中で、収支改善をきちんと図りながら、いい経営に向かって努力していただいているということ、この辺のところについてはよく理解ができました。

今後とも、今大変でありましようけれども、しっかり頑張っていたいただきながら、やはり中期

経営計画の実行に、結果がきちんと伴うように、ぜひともお願いをしたいと思っております。以上であります。

【石本委員長】ほかにご意見ございませんか。

【堀江委員】まず、局長が説明いたしました長崎市内の路線バス再編についての2ページに、滑石地区の場合、東長崎地区もそうですけれども、大幅な路線の再編となったことから、「車内が混雑している」、「座れなくなった」等のご意見をいただいておりますということですが、車内が混雑している、座れなくなった以外にどんなご意見が届いていますか。

【柿原乗合事業部長】今度のダイヤ改正を行ったことによるお客様からのお声ということでございますけれども、今回の共同経営について、東長崎と滑石地区で事業者の一本化を行ったところからすると、大半が車内が混雑をしていると、急に込みだしたということであるとか、座れなくなったというお声がほとんどでございます。

ほかの地区でもダイヤ改正をしておりますので、時間が合わなくなったとか、そういったお声等はいただいておりますけれども、長崎地区に関しましては、こちら記載にあるようなご意見というのがほとんどという状況でございます。

【堀江委員】議案説明資料で、この2ページには、一つ一つご利用の皆様にご理解いただけるよう説明するなどの対応を行っておりますということなんですが、例えば滑石地区の場合は、車内が混雑している、座れなくなったという声を私もたくさん聞いています。そのことについて、ご理解いただけるよう説明すると、これは具体的にどういうことですか。

【柿原乗合事業部長】こちら、お客様からいただくお声というのが、今、いろんなツールでい

ただいております。お電話でいただく場合もございますし、ホームページ等からメール等でもいただく場合もございます。

ですから、お客様からいただいた、電話でありましたら口頭でご説明をいたしておりますし、ホームページ等ということであれば、お返事を差し上げるという形で説明させていただいております。

【堀江委員】実際に、県営バスは滑石地区を走っていないので、実際にバスに乗っている方たちに、ドライバーの皆さんなりが説明するということはあり得ないですね、長崎バスですからね。そうしますと、このご理解いただけるよう説明するというのは、ホームページなり電話なりで県営バスに対し、いわばこういうふうになったよというふうな意見を言った方にはそれに対応するという意味なんですね。

【柿原乗合事業部長】現時点では、やはりそういった形で、ダイヤ改正にかかるご意見等いただいたものに対して一個ずつ向き合っていくというような対応をしております。

【堀江委員】そこで、私に寄せられた要望のうちの一つは、県営バスがこれまで「プラチナパス65」ということで、免許を返納された高齢者の皆さんに対する制度として、高齢者パスを利用できますよというのがあったんですが、まず、この制度の中身を簡潔に説明していただけますか。

【柿原乗合事業部長】プラチナパスについてのご質問でございます。

プラチナパスにつきましては、こちらは65歳以上の年齢の方を対象にしまして、県営バスの路線バスというのが定額で乗り放題になるような定期券でございます。

こちらは大きく、全線をご利用できる全線フ

リーと、長崎、諫早、大村、各地区・エリアごとにエリア範囲内でのみ乗り放題にできるエリア限定フリーの2種類をご用意しております。

【堀江委員】そうしますと、プラチナパス65、高齢者パスを、要するに長崎バスもやってほしいというふうなご意見もいただいているわけですよ。しかし、県営バスはもう滑石地区は走らないので、それ以外に言えば、今まで持っていた県営バスの高齢者パスは使えるんだけど、日常的にも使っていたものがもう使えなくなったということで、長崎バスでもこういうのがあったらいいなというふうなご意見もいただいているんです。

例えば、そういう意見をホームページに県民が、長崎バスも県営バスと同じようなプラチナパスのような制度があったらいいなと、そういうのはできないんですかというふうに書いたとしたら、どういう返答ができますか。

【柿原乗合事業部長】こういうことで、滑石地区等にうちが走っていない地区からのご要望ということになりますと、他社になります。こちら、運賃商品等につきましては、やはり共同経営をする中においても、それはそれぞれの事業者ごとに設定をしていくといった類いのもになります。

今回、ちょっと特殊な状況がございます。私どもが走っていたところが4月から走らなくなったので、そういった意味でご不便をおかけしているというのは、本当に大変申し訳ないと思っておりますけれども、現状としては、そういうご意見があったということをお伝えをするというふうな形になるかと思っております。

【堀江委員】他社に対してこういう制度、運賃にも関わる問題で要望するというのはもちろん

難しいということは承知の上で、ごめんなさいね。こういう質問をするのは、やはり共同経営というのは、いろんな意味でそれぞれの事業所、それぞれの会社の経営を守るということと同時に、どうやってこれまでの公共サービスの維持をするかということも、一方で追求されなきゃいけないというふうに思うんですよ。

先ほど出ました、長崎県交通局経営計画の前期5か年計画の中でも、もちろん県営バスの利用者に対してではありますけれども、高齢者や障害者のお客様の利便性向上に向けた取り組みをします。その中の一つとして、ツールとしてのプラチナパス65というのがあるわけですけど、それは県営バスを利用した人たちの対象なんだというのは、一定理解しつつも、その利便性で、ああ、便利だなと思って利用した人たちが、日頃自分がこれまで乗っていて、バスを利用していたのに使えなくなるとなれば、ぜひこれもやってほしいと思うのは、当然、利便性をもう既に知っている県民からすると、思うのは、私は当然だと思うんですよ。

だから、そのことと共同経営という形で住民の皆さんの利便性をいかに守るかというか、質を落とさないでやるかというところの、こら辺を、もちろん他社のことではあるんだけど、県営バスとしてどう考えるのかということをもってこの質問をしているわけです。

今現在としてできることは、長崎バスに対して、実は県営バスでこういうことをやっていたプラチナパス65というのは、利用者さんとしてはあったらいいなと言っていますということをお伝えすることしかできないということなんですけど、私が今言っている、基本的な観点についてはどのようにお考えですか。

【太田交通局長】 運賃制度につきましては、こ

れまでそれぞれのバス事業者におきまして、営業政策上、お客様にどうやってご利用いただくかという課題を解決するために、いろんな商品を販売してきた経過がございます。

その中でプラチナパス65については、高齢の方に非常に好評でご利用いただいております、そういう意味で、先ほど柿原部長からもご答弁しましたけれども、長崎バスの方にお伝えするという形が一つあります。

相手の立場になって考えますと、老人の方にご利用いただくという面については、営業政策上の問題として、ある意味非常に減収を伴う場合もございますので、そのことが、果たして長崎バスにとっていい結果になるのかどうかというのは、その事業者で考えていただくほかはないわけでございます。

一つは、プラチナパスということで、全時間帯、それと地域を限ってということで県営バスの路線で使っていただいておりますけれども、長崎バスから見ますと、昼間の時間帯に一定事由に使えるようなパスというのもつくっておりますので、そういうものをどういうふうに拡大していくかということも考えていただけないかというふうに思っております。

運賃の問題については、非常に難しい問題でございますので、いろんな協議をする中で、こういう課題が、いろんな声を聞いておりますということについては十分お伝えをしていくということが、県営バスのスタンスかなと思っております。

【堀江委員】 私は、企業のそれぞれの損益に関わることで、そこを私がどうこう言える立場ではないということは承知しておりますけれども、私の立場からすると、県民の皆さんの、これまでこういうふうで利用してよかったとい

うことを、じゃ、バス会社が変わったから、それはできないというのは、できないのよね、仕方がないのよじゃなくて、どうしたらできるかということの提案も含めて、この場で意見が言える立場にあると思うので発言しているんですね。

例えば、県営バスはこれまで免許返納したときには公共機関を使ってくださいということで、いわゆるプラチナパス65という制度をつくっているんですけど、長崎バスであればこういう制度がありますよということ、例えば、滑石地区の長崎バスの中にチラシでもいいから、そういうのを広告するとか、あるいは持ち帰りのチラシにするとか、そういうふうに知らせていくとかですね。もちろん、それはネットで見なさいとかということはあるかもしれないけれども、そうでない方たちにも、長崎バスに乗ったときに、例えば広告で見せるとか、持ち帰らせるとかというような手法で、今、局長が言った、長崎バスにもこういう制度がありますということを知らせるということも一つの方法だと思います。

言われたように、住民の方たちはどうしても、もうバイクにも乗れない、免許証も取り上げられる、そうしたら、公共機関を利用するしかないんですよ。それは遠出のときだけではなくて、日常の暮らしの中でも公共機関をいかに利用するかということになるわけです。バスそのものがほとんどないという地域からすれば、極端な話、滑石地区の場合はバスがあるという状況の中では、より利用するということは、これはすごく可能なことだと思うので、いかに利用させるかということも、私は考えていただくということは大事なことだと思うんですよ。

そのときに、プラチナパス65はどれだけ乗っ

ても、ある意味、これだけの金額であれば乗り放題と、言い方はおかしいんだけど、回数を多く利用できますよという制度だっただけに、県営バスを日常の生活の中で使う頻度がなくなったという皆さんからは、何とかならんのかという声が私のところに届いているという状況なんですね。

だから、そういう意味では、まず、今できることと、それから、今後、共同経営という形で、もちろん運賃に関わってのことなので、言えるところ、言えないところがあるとしても、住民の皆さんのサービスの向上に努めるという形から対応していただくということをお願いをしたいと思うんですが、再度見解を求めます。

【太田交通局長】失礼いたしました。長崎バスのそういう類似の制度なりを十分地域の皆様に知っていただくということは大事だと思いますので、私たちがどういう格好でできるのか、それと長崎バスの方でもどういう格好でできるのかというのを話をしてみたいと思っております。ありがとうございます。

【石本委員長】ほかにご意見ございませんか。

【西川委員】燃料費のことでお尋ねしたいと思います。

6月～7月分としてインタンク軽油購入で、単価126.26円を超えて契約しておられますが、今後、こういう世界情勢などによりもっと単価が上がった場合、これは7月までの契約ですけど、8月以降どうなるのかの予想。それと、人件費を今のままで動かさないと考えて、営業費用が、燃料費が上がったとしてどれくらい赤字とか欠損とか、そういう営業状況がどうなるか、予想どおりの乗客とみなしてですね。ただ燃料費だけの計算の問題で営業費用がどう上がってくるか。それと、それが経営自体がどれくらい赤字



になるかと、そういうシミュレーションとかはなされていますか。

【猪股管理部長】経費の高騰がどうなるか、すみません、具体的なシミュレーションはしてないんですけども、ただ、軽油が上がるだろうという想定では、こちらも考えておりまして、それに対応できるように、例えば、今持っている資産といったものを有効活用しまして、運賃以外にも収益を確保しながら、そういった状態に対応していきたいと考えております。

【西川委員】資産の売却ということですか、どんなふうに。もうちょっと具体的に。

【猪股管理部長】資産の活用にあたりましては、それぞれの場所とか面積とか、そういったものがありますので、それぞれに応じた、例えば売却だったり、もしくは貸し付けだったり、そこにつきましては、実際にそれを行うに当たっては、民間企業とかに調査をいたしまして、どういったニーズがあるか、そこら辺も踏まえながら、売却か貸し付けかを検討していきたいと思っております。

【西川委員】随意契約でなされていますので、これはキロリッターですけど、普通、私たちの感覚では、リッターで126円ぐらいと思うんですけど、今、普通の個人が、例えばディーゼルの乗用車を持っている方とかが購入は、一般的にはどれぐらいとして、幾らぐらいの差額、安く買っているんですか。

【石本委員長】暫時休憩します。

-----  
午前10時53分 休憩

-----  
午前10時54分 再開  
-----

【石本委員長】委員会を再開します。

【西川委員】国産の電動バスは、乗車人数が、今の県営バスに適合するのはないかもわかりま

せんが、中国製の電動バスなんかは、国内においては導入している会社も少しずつ、新聞などで見ているんですけど、県営バスとしては、将来、燃料、油から電気とかその他のエンジンのバスの代替えとか考えておられるんでしょうか。

【太田交通局長】電気自動車の普及に伴いまして、バスについてもそういう電気バスというのは、今後、将来導入されるものと考えております。

ただ、導入については大きな課題だと思っておりますが、やはり購入単価といいますか、そういうものがまだ非常に高いというふうに認識をしておりますので、その単価の面、それから、それにどう国等からのご支援がいただけるのかとか、あとは、メンテナンスとして、故障した場合の対応がどうなるのかと、非常に難しい検討をしていかないといけないのかなと、課題かなというふうに思っております。

【西川委員】確かに、主に路線バスもしくは貸切バスで使うにしても、お客さんを乗せて走る。そして、走行距離などを考えたり充電方法なども問題がありますし、また、特に現在使われておる国産などのディーゼルエンジンとかその他の部品などは、各地にそのメーカーの営業所があって、応急的な緊急の修理もできるかもわかりませんが、個人的な乗用車は別として、EVの大型車両、つまりバスなどの運行にはまだまだ問題点があるかと思いますが、社会は、そして世界は電動の方向性でいっておりますので、そういう検討、または試験的導入をしておるところなどの研究とかもそろそろしておいていただければと思います。

また、何せ自然に優しい、CO<sub>2</sub>を出さないという一番のメリットがありますので、よろしく願います。

先ほどのはまだわかりませんか。

【太田交通局長】 軽油の購入につきましては、現在、交通局で行っておりますのはインタンク方式で、営業所内に貯蔵タンクを設けまして、そこに大きなトラックで運んでいただくという形をとっております。ですから、市場のガソリンスタンドで販売をするという場合に比べますと、大体20円ぐらい差があるのではないかと、うちの方は低いということで認識をしております。

【猪股管理部長】 今年度に入って交通局の方で軽油を購入する単価につきましては125円なんですけども、全国的な平均価格だと162円程度になっております。すみません、長崎の平均で162円になっております。

【西川委員】 そうしたら、個人的な購入価格よりも安くは買えるとは思っているので、今のよう、リッター20円も差があるというような話もありますが、今年度いっぱい、まだ半分以上ありますので、営業経費として、この軽油の購入についてはよほどの努力、これも限度があると思いますので、この経費が上がらないようなことを考えて頑張っていたいただければと思います。

終わります。

【石本委員長】 ほかにご意見ございませんか。

【浦川委員】 先ほど免許返納のお話がございましたけれども、交通弱者というか、高齢者の方々に対してはそういったサービスで対応されていると思うんですけど、もう一つ、子どもたちも定期券を中・高になったら購入する方も多いと思うんですけど、逆に中学生、高校生とか、そういった部分の支援も、今後は何か考えていけないといけないのかなというふうに、乗り放題の分にしても、そういったエリアを決めてするようなのも必要なのかなというふうには思い

ましたし、逆にそういった部分に広げていけば、定額の部分が収入として一定確保できたら、今テレビとかもオンデマンド化していて、ビデオ屋さんに行かないような感じになってきた時代になってくれば、利便性というか、得するような形に見えたら、そういった定額の部分での収入というの、逆に安定してくるんじゃないかというふうに思いましたので、そういった部分も検討していただきたいなと思います。

それともう一つは、先ほど免許返納で言いましたけれど、田舎の方になると、どうしてもバス停までの距離も含めて遠いから、どうしても軽トラとかそういったのを手放せないという方もあって、返納が進まないという状況もありますので、できたら、ミニバスというか、今まで大型バスで運行していたのを、もっと小型化していけば、延伸も可能になるのかなと思うんですけど、延伸しても乗る人が少ないというのはあるかもしれませんが、そういったものを考えていかないと、免許返納も含めて、地域に住んでいる人たちが、逆に言うたらまちなかの方、長崎で言えば電車の通っているところとか、そこに集中してしまって、山間部とかそういったところから人がいなくなっていく現状を踏まえると、そういったミニバスとかも検討していただきたいなと思うんですけど、どうでしょうか。

【太田交通局長】 ありがとうございます。ご利用をどうやって増やしていくかという面でいけば、先ほどもプラチナパス65というようなもの、それから、県営バスでは、夏休み限定ですけども、バスを日頃ご利用いただかない小学生のお子さんにバスを利用していただくということで、1,000円で乗り放題のパスを販売いたしております。

今年度も、そういう形で実施をしていく準備を進めておりますけれども、利用をどうやって増やすかというのは、本当に大きな課題でございますので、そういうご意見を踏まえて、いろんな形で検討していきたいと思っております。

それと、コミュニティバス、小さいバスということにつきましては、バスの路線をどうやって維持していくかということと、公共交通をどうやって維持していくかと、非常に大きな課題に、長崎市、諫早市、大村市で向き合っております。そういう中で通常の路線バスで行くところ、それから、コミュニティバスという形で運営をするところ、それと、もう少し小さい、例えばタクシーを使うとか、自家用車を使うかというような、そういう選択をしながら公共交通網を維持していくというのを、次第に、今計画づくりをしております。

その中で、できるだけ住民の方にご利用いただけるような公共交通網をつくっていくというのが、これからの大きな課題になってまいりますので、それはバス事業者だけではなくて、行政も一緒になって、今取り組んでいるところでございます。

【近藤委員】 局長、今、最後言われたように、新上五島町は、トヨタ自動車がそういう問題を解決するために、交通網をどうするかと、今、一生懸命、3年目ぐらいになっているんですよ。そこら辺、かなりうまくいっているんですよ。あれは町がやっています。そういう情報とか何とかは、町とはやっているんですか。

【太田交通局長】 県庁内部のDXの関係の部署から、上五島でそういう取組をやっているというような情報をお聞きしております。非常にうまくいっているということをお聞きしておりますので、そういうことも踏まえて、今、いろん

な市と対応しておりますので、そういう情報も伝えていきたいと思っております。

【近藤委員】 あれは、トヨタ本社が、直接中枢が出てきて、今から日本の全国の問題点として、その問題があるということで研究しながらやっているわけですね。

だから、県の方としても、交通局だけである問題じゃないんですけれども、いろんな形で、一応、現場を見に行くとか、そういうふうなのをして、しっかり研究してもらえたらいいなと。あれも県内ばかりじゃなくて、全国の問題になりますので、そこら辺を早く、せっかく長崎でやっている実証実験ですので、しっかり研究してもらえればと思います。

【石本委員長】 ほかにご意見ありませんか。

それでは、暫時休憩したいと思います。

再開は、20分からです。

-----  
午前11時 7分 休憩

-----  
午前11時17分 再開  
-----

【石本委員長】 委員会を再開します。

ほかにご意見ございませんか。

【小林委員】 それでは、共同経営になって3か月が経過しましたよね。共同経営に当たっては大変ご苦労なされて、この4月1日から運行開始というようなことで報道されておりますよ。

それで、公営バスと民間が一体になったのは、全国で初めての例ですよ。県営バスと長崎バスが、いわゆる共同経営を行うというようなことでスタートしたということは初めてだと言われているわけです。

それで、やっぱり一番の課題は、相当なダイヤの改正を行って、そのダイヤの改正で利便性をいかにして確保するかと、こういうことが一番の課題ではなかったかと思うわけですね。そ

という点については、一番心を砕かれていると思います。

冒頭言うように、約100日ばかりたちまして、最初考えておいた状況と、何か新たな課題とか、これまで運営計画をいろいろ練って、こうした場合、ああした場合というようなことで、当然のことながら、やはり今日の運営を考えてこられたと思うけれども、共同経営をやって実際的に見えたもの、見えなかったもの、どうですか、何か大きな変化がっておりますか。

【柿原乗合事業部長】今年の4月から共同経営ということでスタートさせていただきました。今回の4月の内容でございますけれども、やはり東長崎地区を県営バスの方に原則一本化、滑石地区を長崎バスに原則一本化するというところでスタートしたわけなんですけれども、その変更に合わせて、委員おっしゃるとおり、利用実態を踏まえまして便数設定をさせていただいております。

結果、両地区で大きな減便となっておりまして、今回、東部地区では、改正前まで両社で328便ございましたのが253便、こちらが75便ほど減便になっているという状況でございます。滑石地区につきましても236便から146便ということで、90便ほど減便になっているというようなことで、それによって乗車効率というものを向上させようという計画で実施をしてきたわけでございます。

ただ、4月に入りまして実施をいたしました。急に大きな減便をしたということもございまして、先ほどちょっとご説明がありましたけれども、急に車内が混みだしたということで、お客様からのお声等をやはりいただいているというのが状況でございます。

全体としては、おおよそ見込んだとおりの状

況になっているのではないかと考えているところでございますけれども、ただ、便、時間帯によっては偏りなどがやっぱり発生しているのではないかと思いますので、今後も両方で継続して利用状況等については確認をしていきたいというふうに考えております。

【小林委員】今、乗合部長から説明があったとおり、かなりの減便という形ですよ。だから、例えば滑石で、これは1日当たりの減便数だから、滑石で大体1日90便、そして日見で27便、東長崎地区で48便減便になっているわけですよ、しかも1日。

こういう状況で、やっぱりかなりの減便ではないかと考えておられて、バスを利用される方々、特に最近、ご指摘のとおり、コロナが少し落ち着いてきた感じがいたしておりますので、いろいろお客様が戻ってきていただいた、利用の度合いがかなり高くなっているような感じがするわけですね。

その中において、座る席の問題とか、何かそういうようなことの、今までガラッと逝ったのが、少しお客さんが多くなったとか、そういう話が電話であるけれどもと言うけれども、根幹的なことは何も起こってないのかどうか。3か月たって何も無いのか、この辺のところがいま一つ、現実をどういうふうに見えておるかというところが見えてこないけど、本当にそうやって苦情とかそんな問題点が、利便性の確保と言いながら、そういうことについて何ら心配するようなことがないのか、もう一度、その点についてお尋ねしたいと思います。なければいいんだぞ。何か俺が知っているわけじゃないから。

【柿原乗合事業部長】実施をしてから問題があるやなしやということでございますけれども、

利用実態といたしましては、確かに混みだしたというのがあります。

ただ、ご乗車できない状況かということ、そういう状況にまでは至ってないということでございますので、そういうふうに認識をしておりますので、そのこのところをご理解をいただきながらということで考えております。

【小林委員】 そうだとすれば、極端に言えば、今回の共同経営が、国の方では独占禁止法に抵触しないというありがたいお墨つきをいただいたと、こういう地方の地区のダイヤ改正が独禁法に引っかからないという状況をいただいたから、これはもっともっと、これからこういう長崎県版のモデルは、全国的に広がっていくんじゃないかという感じがするわけですよ。

そうすると、やっぱりこれだけの減便をやってみて、お客様から苦情がそんなにないとすれば、これは極端に言えば、もっと早くやってあげばどうだったのかなというような感じがするし、親和銀行と十八銀行が合併したように、将来を見据えて、今のままの長崎県の人口減少という状況から見れば、これはお互いもたなくなると。お互いがにらみ合ってもしょうがないということで、一体化して一緒にやろうじゃないかと。しかし、経営を共同しているわけじゃないからな、ここは。その点だけははっきりしているけれども、十八銀行、親和銀行はきちんと一体化して、今度は親和銀行からの頭取が出てくるわけだよ。

そういうようなことで、いろいろ経営改善をやっておるわけだけれども、もう一度言うと、これだけ減便をして、多くの市民の皆様方からあまり問題点が出てこないとすれば、極端に言えば、もっと早くやってもよかったのかなというような気がしてならないということも、ちょ

っと申し上げておきたいと思います。

それと同時に、県営バスは1日に大体どれくらいの便が実際的に減便になり、また、実働の人数、ドライバーの方々、この辺のところがどれくらいの減数になっているのかと、ここもやっぱり経営には大きく影響を与えると思うんですね。この辺のところについては、これまでと比べて1日の減便がどれくらいになっているのか、同時に実働人数、運転士の確保についてはどういうふうになっているのか、お答えを願いたいと思います。

【柿原乗合事業部長】 今回のダイヤ改正でございますけれども、全体で申し上げますと、こちらは、今回の共同経営による減便がほとんどという形になっております。

それによって乗務員というのがどれくらい削減できたかということになりますけれども、現状、こちらは22名ということになります。

【小林委員】 それなりの収支の改善効果が、つまり目に見えてくるだろうと思いますよ。だから、来年度の決算が非常に楽しみなんだけれども、ただ、共同経営をやったから、絶対にプラスになるんだ、赤字は解消されるんだというようなことはないのではないかと。相当やっぱり、引き続き経営努力というものはやっていかなければいかんのではないかと思うんですね。

例えば、新聞なんかで書かれておりましたけれども、もし今回共同経営をやらずに、長崎バスと県営バスがばらばらに今までどおりやっていたら、年間の赤字金額は約5億円近く、4億9,000万円ぐらいと言っているわけだな。今回共同経営することによって、ここは大体2億1,000万円ぐらいの赤字になると、黒字じゃないんだよ。こういう認識でいいのかな。

【柿原乗合事業部長】 今回立てました共同経営

計画という意味で、今回見込んでいる収支等は、委員おっしゃるとおりでございます。

【小林委員】そうすると、東長崎、日見、滑石、滑石については長崎バス、それから日見と東長崎については県営バスと、こういうような形の中で一本化したわけですね。いわゆる無駄な競合がなくなったわけだよ。この競合がなくなったということは、どちらかに一本化しているわけだから、この地区は長崎バスだけしか走らない、この地区は県営バスだけだと、こういうことになっていて、後はサービスの向上をしっかり頑張ってもらおう。

それから、さっき言ったように、やはり便数の適正化をしっかりと図ってもらおうというところが課題だと思うわけだけれども、こういう今の状況から見てみたときに、これからどのような見通しに立っていくのか。例えば、滑石を県営バスが走らないことによってどれくらいの減収になっているのかと、そこだけは。あるいは、東長崎、日見を一本化して、そこがプラス幾らの増収になっているのかと、こんなようなことについては、何かありますか。データがありますか、答えできますか。当然、経営計画の中にあっただしょう。どうですか。

【太田交通局長】路線ごとの収支状況でいきますと、私の感覚でいきますと、滑石地区の受けていた収入というのが約1億円程度でございます。それが走らなくなることによって失われるということでございまして、今回のダイヤ改正におきまして、昨年と比べてどうだったかということと比較いたしますと、予想では、滑石地区で1億円減った分が、当然減収になるわけでございますけれども、昨年と比べますと、幾らか増収になっております。

ということは、東長崎で走った分ということ

で受けておるものも含めまして、この減収分をどこかでカバーしているということで、ダイヤ改正によります再編で滑石地区を走らなくなった、東長崎地区を走るようになったという部分での大きな損失というのではないというふうに考えております。

【小林委員】局長、あなたが言われたように、滑石は大体1億円くらいあったんだよと。これは月に1億円か、年間1億円か。

【太田交通局長】年間です。

【小林委員】年間1億円減収になりますよと。しかし、東長崎プラス日見、これをいわゆる独占、一本化で走ることによって、当然プラスの収入になるだろうと。幾らぐらいの収入アップになっているのかと、こう聞いているんだよ。そこはわからないですか。

【太田交通局長】4月の実績でいきますと、乗合事業で約13%ぐらい収入が伸びております。これはリムジンバスのお客が増え分等も含めておりますので、一般の乗合でいきますと大体10%ぐらい伸びておりますので、収入でいきますと約2,000万円ぐらい増えている状況でございます。

【小林委員】わかりました。この辺のところは、当然、今度の共同運行という状況の中で、どういうメリットがあるかということが一番問われると思うわけです。だから、決していいことばかりではないわけだけれども、もうやっぱりこういう生き様をしていかないと、将来的に厳しさが増すというようなことがわかっているのということだから。

だから、今、3地区だけがこのような状況になっているけれども、あとをどうするのかというようなことも、当然出てきてしかるべきだし、後のことについては、これはあくまでも3地区

だけでやるのか、これから他の地区まで、長崎市の意向とかそういうようなものを入れて、県営バスと長崎バスと、それから長崎市とこの3者で、これからの対応について、これからのことについてはどういうふうを考えておるか、最後に聞いておきたいと思います。

【太田交通局長】今回、長崎市内におきます長崎バスとの共同経営につきましては、県営バスと長崎バスとの路線の状況といいますのは、県営バスが走っているところはほぼほぼ長崎バスと競争して走っているような状況でございますので、それを順次、一遍にはできませんので、順番にやっていこうという考えでございます。

それを、今回、4月には3地区の方でまず進めて、来年、再来年、その次ぐらいまで大体3~4年かけて、長崎市内全域を共同経営で再編をしていくという考えでございます。

【小林委員】わかりました。そういう見通しの中で収支改善効果を生み出していくというようなことで、ただ、今の3か月間の実証では、そういう大きな問題が現時点で生じてないということですから、大変心丈夫な感じがしますよ。だから、これからも同じ考え方の中において問題点がなければ、今のような方針でやっていただいて、県営バスの経営を安定化させると、そして期待に応えると、こういうことを進めてもらうようお願いして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

【石本委員長】ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前11時37分 休憩

-----  
午前11時37分 再開

-----  
【石本委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

これで一時休憩いたしまして、午後から、新たに県民生活環境部の審査を行いたいと思います。

-----  
午前11時38分 休憩

-----  
午後1時30分 再開

-----  
【石本委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【貞方県民生活環境部長】人事異動により、新たに就任した県民生活環境部の幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

【石本委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【石本分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

県民生活環境部長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【貞方県民生活環境部長】まず、説明をさせていただきます前におわびを申し上げます。

先にお配りしておりました資料のうち、「県

民生活環境部予算決算委員会観光生活建設分科会説明資料「令和3年度補正予算概要（専決補正）」の17ページ、23ページ、29ページ中に事業名の一部記載漏れがございましたので、今回、お手元に配付させていただきました資料にて訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、県民生活環境部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

お手元にお配りしております資料の県民生活環境部予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分、報告第18号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」でございます。

はじめに、第69号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、当初予算が骨格予算となっていたため、重要な政策的予算の追加について補正しようとするものであります。

歳入予算につきましては、計1,564万円の増、歳出予算につきましては、計1億6,231万6,000円の増を計上いたしております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

2ページ目をお開きください。

詳細については、後ほど担当の課室長より説明をさせていただきますが、まず一つ目は、男性の家事・子育てへの参画促進事業で、男性の

家事や子育てへの参画を促進するため、男性の育休取得セミナーや子育て世帯向けのイベント等を実施する経費を計上いたしております。

2つ目は、再生可能エネルギー・電気自動車等導入促進事業で、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、県有施設における太陽光発電設備導入可能性調査及び省エネ化徹底、民生部門における省エネ化及び運輸部門における自動車の電動化を推進する経費を計上いたしております。

次に、先の3月定例県議会の予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。令和3年度予算の補正を3月31日付けで専決処分をさせていただきますので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

2ページ下段をご覧ください。

まず、報告第4号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第23号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算につきましては、計5,751万2,000円の減、歳出予算につきましては、3ページになりますけれども、計2億606万2,000円の減を計上いたしており、歳出予算の主なものにつきましては、4ページに記載のとおりでございます。

続きまして、報告第18号 知事専決事項報告「令和3年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第4号）」につきましては、4ページ下段から5ページ中段にかけて記載のとおりでございます。

このほか、繰越計算書報告に関しましては、令和3年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費については5ページに、令和3年度長崎県一般会計歳出予算事故繰越し及び令和3年度長崎県流域下水道事業会計予算につきましては6ページにそれぞれ記載のとおりでございます。



以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本分科会長】次に、男女参画・女性活躍推進室長より補足説明を求めます。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】6月補正予算に計上しております事業のうち、新規事業について補足説明いたします。

分科会補足説明資料1、「男性の家事・子育てへの参画促進事業について」をご覧ください。

まず、事業の背景といたしましては、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の社会における活躍と歩調を合わせて、男性の家事や育児への参画が求められております。

しかしながら、例えば県内の民間企業の男性の育児休業の取得率は約10%となっており、いまだ道半ばとなっております。その背景には、男性が積極的に育児に参加しにくい雰囲気や慣行があると言われております。

本年4月から改正育児・介護休業法が段階的に施行されていること、また、国の調査で、夫の休日の家事・育児時間が長いほど第2子以降が生まれやすい、そういった結果が出ていることなどを踏まえまして、本事業では、男性が育児に参画しやすい環境づくりを進めていきたいと考えております。

次に、本事業の目的は、「職場の理解促進」と「男性自身の意識改革」により、男性が家事や子育てに参画することで、女性の継続就業を可能とし、さらに、女性がキャリアを形成することによって女性活躍推進につなげていくことを目的としております。

また、この事業を推進することで、出生率の上昇への寄与が期待できることから、この事業

は少子化対策にも位置づけております。

具体的な事業の内容は、企業向けのセミナーと子育て世帯向けのイベントなどで構成しております。

企業向けセミナーは、長崎労働局と共催で開催し、改正育児・介護休業法の説明と、男性の育児休業取得率100%の先進企業をお招きしたセミナーで、企業経営者の理解促進を図ります。

子育て世帯向けイベントでは、男性の家事・育児で話題性がある著名な方をお招きし、多くの方にご参加いただくことで、男性自身の意識改革を図ります。なお、この事業には、国の交付金を活用することで、効果的に実施してまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【石本委員長】次に、次長兼地域環境課長より補足説明を求めます。

【重野次長兼地域環境課長】再生可能エネルギー・電気自動車等導入促進事業費について、説明させていただきます。

お手元に配付しております、右上に分科会補足説明資料2と記載した資料をご覧ください。

県内の温室効果ガス排出量は、6年連続で減少しておりますが、県が昨年3月に策定した第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画に掲げる2030年度の削減目標、2013年度比45.2%削減の達成に向け、全庁的な取組に加え、市町、民間などあらゆる主体との連携・協働が極めて重要であると考えております。

また、2.背景に記載しているように、本県の二酸化炭素排出の約7割を占める運輸部門、家庭部門、業務その他部門において課題があり、その対策が重要となることから、本年度は、各部門において省エネ推進や理解醸成に必要な取組のほか、県が率先した取組を実施したい

と考えております。

3.事業内容といたしましては、(1)運輸部門におきましては、県民に対しガソリン車から電気自動車等へ買い替える環境面及び経済面でのメリットや、国の方針など社会情勢面の必要性を効果的にかつわかりやすく情報発信しながら理解醸成を図り、自動車販売店と連携したキャンペーン事業により、電気自動車等の導入促進を図っていきます。

(2)家庭部門におきましては、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）といった、住宅の高断熱化や高効率設備により省エネに努め、太陽光発電等によりエネルギーをつくることで、年間消費量が、正味で概ねゼロになる住宅を普及促進するため、土木部と協力しながら、プランナー及びビルダーの育成研修のほか、中小工務店、中小企業向けセミナーでの国補助制度等の周知を図っていきます。

(3)業務その他部門におきましては、来年度以降、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の一つである「重点対策加速化事業」を活用することを考えており、当該事業の活用のため、本年度県有施設への太陽光発電設備の導入に係る可能性調査を行うこととしております。併せて、県有施設の省エネ診断に要する自己負担金を予算計上し、県有施設の効果的な省エネ改修につなげていきます。

今後、関係部局や市町と議論し、国の交付金等を有効に活用しながら事業のブラッシュアップや重点施策の洗い出し等を行ってまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願います。

【石本委員長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について、説

明をお願いいたします。

【本多県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料について、ご説明いたします。

ここでご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況でございます。

それでは、資料の1ページをお開きください。

県民生活環境部では、下から3項目めの男性の家事・子育てへの参画促進事業費の1件を計上しており、その内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願います。

【石本委員長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第69号議案の横長6ページの男女共同参画推進費の中の男性の家事・子育てへの参画促進事業について、質問いたします。

これは、課長補足説明資料の1ページ、ここでも説明されているんですが、これはもちろん男性が子育てに関わるための環境を整えるということで、まず、企業向けですよ。企業向けで労働局と連携してということなんですが、先進企業の部分をもう一度説明をお願いしたいのと、促進セミナーというのは、これは一度だけなのか、回数も教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】この先進企業とは、厚生労働省のイクメン企業アワードを受賞した企業であり、具体的には男性の育児休業取得率100%を達成している企業です。そういった企業をお招きしてセミナーを行うこと

としております。

併せて、セミナーの開催回数については1回としておりますけれども、このセミナーをオンラインでも配信することによって、県下で幅広く視聴いただけるような環境をつくって実施するように計画しております。

【堀江委員】イクメン企業アワードを受賞された企業というのは、これは県内の企業ではないんですね。そうしますと、逆に、先ほど県内の企業の取得率というのも報告がありましたけれども、なぜできないのか、何を課題としているのかというそこら辺の部分、100%取得をした企業からお話を聞くというのも一つの方法だと思うんですけど、逆に、できない理由というのがあると思うんですね。例えば、そこを主にした企業向けのお話なりというのはどうなんでしょう。セミナーなり考え方なりというのはどうなのかと思いますけど、見解があれば教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】昨年、私の方でも県内経済団体や企業の方に赴きまして、実際、男性社員が育児休業を取得されている事例があるかどうか、そういったことをヒアリングしてきたわけですが、なかなか男性の育児休業取得というところまでは至っていない企業が多々ございました。

そういった中でも、男性の育児休業取得率は10%程度となっています。このため、全国的にも育児休業取得に先進的に取り組んでいらっしゃる企業をお招きして、抜本的に変えていかれた背景についてお話をお伺いしたいということを考えております。

【堀江委員】長崎では、育児休業の取得が至っていない企業が、いわばほぼほぼというふうな状況をどうやって変えていくかということで、

もちろん家庭というか、男性の意識と同時に企業の職場としての、意識だけではなくて、具体的に、育児休業を取ったときに職場の体制がきちんをとれるかというそこら辺の部分も十分にいかない、企業に対して育児休業を取ってくださいと言ったって、なかなかそれだけでは難しいのではないかというふうに思います。

それで、いわゆる企業向けのセミナーについては一回きりと、しかし、これはオンラインでやりますということですが、例えば一回きりオンラインということではなくて、それが、例えば動画として残るなりとかして、一回きりのセミナーなんだけれども、ある意味何回も視聴できるような形になっているのかどうか、まず、その点なんかはどうですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】オンラインを併用して行うセミナーを録画して配信するというのも十分考えているところではございますけれども、登壇していただく方々にも了解をいただいた上で、そういったことには踏み込んでいきたいと考えております。一応、想定した中で事業は構築しております。

【堀江委員】今のところとしては、この予算を計上した時点としては、一応、イクメン企業アワードを受賞した企業についてお話をいただくと、その際にオンラインでやりますというだけの確認ですね、今のところ。そういう理解でいいですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】おっしゃるとおりでございます。

【堀江委員】私も基本的にこの予算、男性の家事・子育てへの参画促進事業、なかなか今日やって明日に見える成果が出るようなものではないと思うので、予算が、合わせて300万円ぐらいですよ。何ができるのかという疑問が、基

本として私にはあります。

その上で、今度は子育て世帯向けについても250万円ぐらいの予算を、これも、いわゆる講演ですよね。その場に来てくださいというのも難しいし、これもオンラインでされるんでしょうけれども、その場限りなのかという疑問もあるんですが、その点はどうですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】子育て世帯向けの講演会につきましては、これもオンライン併用を考えているところですが、この事業につきましては、今年度をスタートとし、次年度、またその翌年度と事業を展開する方向で、現在、その内容について検討しているところです。

単年度で終わることなく、今回ご協力いただく予定のインフルエンサーの方とタイアップしまして、次年度以降にもつながるような取組につなげていきたいということで、現在、検討しているところでございます。

【堀江委員】ありがとうございます。

最後に、これは私が当初予算のときに毎年300万円ぐらい男性の育児促進といいますが、参画促進の予算があるんだけど、今年度はどうなのかという疑問をしたときに、6月の肉づけの予算の中で充実をしたいというふうな答弁がありました。

そうしますと、今回の新規の事業ということですが、これまでの男性の家事・子育てへの参画促進事業の中身と、大石知事に代わってからの男性の家事・子育てへの参画促進事業、中身としてはどうですか、変わっていますか、同じですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】前身となる事業と今回の新規事業、3年間事業を行い、これからまた3年間事業を行おうとするもので

ございますけれども、その根底に流れるものは、職場の理解促進、それから男性自身の意識改革であり、この2つに主眼を置き、引き続き取り組んでいるところでございます。

これまでの事業は、イクボス、イクメンに着眼して、前知事のもと行ってまいりましたが、根底に流れる職場の理解促進、男性の意識改革という方向性は一致させた中で、その手法を変えろということ、今回、事業を組み立てております。

【堀江委員】根底に流れるもの、男性に子育ての参画を促進すると、子育てに関わってほしいというその方向は変わらないと。その上で、中村県政時代と大石県政の時代とどういうふうに変ったのということでは、そこはもう少し、今の答弁ではよくわからない。もう一度答弁を求めます。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】手法を変えたということになります。前知事の下ではイクボス、イクメンに着眼して企業、男性をターゲットとした事業を展開してまいりました。

大石県政では、そういったターゲットに対して引き続き継続して取り組む中で、手法を変え、企業に向けてはセミナーを開催し、男性の育休取得の先進企業の取組を通して理解促進を図り、そして、男性自身に向けてはインフルエンサーに具体的に等身大でご苦労されている様子などを語っていただくことで、男性の家事・育児への参画について、当事者意識を持って皆さんに取り組んでいただくよう、そういった事業の組み立てとさせていただいております。

【堀江委員】私としては、長崎で女性がそれぞれの能力を十分発揮できるような環境をつくるという、その一つの施策としての男性の家事・子育てへの参画促進事業というのはとても大事

なことだと思っています。女性が仕事をする、あるいは子育てもするという中で、一緒にやろうと思えば、どうしても家事・子育てが女性に集中していくというのは、これはどの仕事に就いていても同じです。

それだけに、政治の力で男性の家事・子育ての参画促進を進めるというのは、意識を変えるということは、これは簡単にできることではないので、それは働きかけてすべきでないことだということの方に思っているんで、こだわってこの事業についての質問をしているんですが、いずれにしても、私としては、少ない予算の中で目に見えた成果というのは厳しいと思いますけれども、ぜひ頑張ってほしいというエールを込めて質問をしています。

企業向け一つをとっても、100%取得をしましたという企業だけのお話を聞いた上で、じゃ、その上で、長崎でなぜ10%の取得しかできないのかということをお局と力を合せて、一つひとつの企業に応じて相談に乗る体制をとるとか、そういうのも一つひとつ個別にやっていかないと、企業に対してだけ育児取得を促進してくださいと言うだけでは、これはなかなか難しいのではないかという、あくまでも私の意見ですけれども、そういうことも含めて、ぜひ事業の充実を求めてほしいというふうに思います。以上です。

【石本分科会長】ほかにご意見はありませんか。

【浦川委員】ちょっとお尋ねしたいんですけども、浄化槽対策費について2,980万5,000円減ということでご説明がありましたけれども、これまで浄化槽の設置について、県内各市町での普及率とかはどうなっているんですか。

【松尾水環境対策課長】まず、汚水処理人口の普及率でございますけれども、令和2年度末で

82.5%になっております。そのうち浄化槽が占める割合が14.8%でございます。

【浦川委員】県内で浄化槽区域が14.8%ということなのかな。

【松尾水環境対策課長】県全体で下水道とか農集とか漁集とかございます。その中で県全体、全部合わせますと82.5%の汚水処理人口の普及率になりまして、その中に占める浄化槽の割合というのが14.8%ということでございます。

【浦川委員】わかりました。14.8%の浄化槽普及率ということなんですけど、浄化槽をしないといけないところでの普及率、下水道区域と浄化槽区域と分かれていると思いますけれども、浄化槽区域での普及率というのはどうなっているんですか。整備率と言うのか、ちょっとわかりませんが。

【松尾水環境対策課長】今のご質問ですけれども、全体で汚水処理人口の普及率というのが82.5%でございます、これは県内全部の地域になりまして、これを個別に区域分けをしましたのが、下水道区域とかというのがございます。その下水道では63.7%でございます、必ずしも浄化槽の区域というものは、公共浄化槽というのがあるんですけれども、そういう場合については促進区域というのを指定した中でやっていくんですけれども、通常の場合は、下水道が整備されていないところで個人さんがお住みになられているところと、集落の外れているところ、下水道がいかないところとか、そういうところについては、特段、浄化槽区域とかの指定はなされませんので、基本的に個人さんのところで家が1軒あったりとか、そういうところで下水道が通っていない、そういうところについてしているところを含めまして浄化槽の普及率というのが14.8%で、今、人口的に申しますと、県

の人口としましては130万人ぐらいですけれども、浄化槽を今使われている方というのが約20万人ぐらいの割合になっております。

【浦川委員】説明いただきまして、よくわからなかったというのが、ちょっとあれなんですけれども、その3,000万円程度減になっているところは、要するに浄化槽を設置するところに対する補助金かなと思うんですけど、それが、要するに100件か50件か、1件当たりの金額が幾らかわかりませんが、その部分で考えたら、浄化槽を普及する上での課題というか、そういったものがある程度普及してしまっただ中で整備が進んでいかないというところの問題があるのかなと思ったものですから、そこをお尋ねしたいんです。

そうじゃなければ、問題なく進んでいるのかなと思うんだけど、3,000万円も戻ってきているということは、市町も同じように戻っているのかなと思いますから、普及するに当たって、そろそろ課題にぶつかってきているのかなと思うんですけど、そこはどうなんでしょうか。

【松尾水環境対策課長】まず、お金の方の整理でご説明させていただきたいと思います。

令和3年度の当初予算で1,929基で2億6,897万1,000円で計上しておりました。3月時点で、11月の聞き取り等を行った結果になるんですけども、1,635基ということで、マイナス294基減っております。3月補正で浄化槽の数が確定いたしましたものから、今回上げています4,618万9,000円を減額補正しているという状況でございます。

今回、マイナスで2,980万5,000円なんですけれども、基数自体は、3月からさらに176基減りまして、1,459基ということとなっております。

基数が課題になると思うんですけども、減

った理由といたしましては、これは各市町の方に聞き取りをさせていただきました。そこで、今回言われたのが、まず、金額が大きく減った理由なんですけれども、これにつきましては、基本的に市町は前年度並みの予算でまず計上されているというのがございます。実際、どうして減ったんですかということをお伺いしたら、ある市では、これまで浄化槽とかを前向きに考えていた世帯が一通り済んでしまって、そういう方が減ったことによって、浄化槽が進まないということをおっしゃいました。また、特に去年減った分につきましては、コロナの影響というのがやっぱりございまして、個人さんの方で100万円程度ぐらい負担になってくるものですから、その辺で工面がつかないと、収入が減ったとか、そういうところが出てまいりました。

あと、法的な話なんですけれども、合併浄化槽とかにしなければいけないというのが、法律では義務づけられておりません。ですので、そういうところで、うちとしましても、これは市町と協力しながら、毎年ヒアリングをしながら、今度も、私もお願いに行くんですけども、そういう中で何とか、今、市町が独自でやっています浄化槽への上乗せの補助、そういうものをもっと積み上げていただくとかというもののお願いと、また、政府施策要望でも出しておりますけれども、国へ、今、実際、公費負担が4割とかなっていますけれども、その部分の基礎的なかさ上げについて、またお願いをしていくというふうなことを考えております。

【浦川委員】わかりました。浄化槽は設置するので、私も聞いたところでは、昔の家が結構多いですので、4人以上の家族というか、建物が大きくて、その平米数に応じての浄化槽をすれ

ば、実質、最小の4人槽とか入れたいという気持ちがあっても、7人槽を入れないと整備の基準に合わないというか、要件に合わないというか、そういう問題もあるというふうに聞いていたものですから、県の方でも、人数に応じてという要件もできないと、特に田舎とかなると、一人で住んでいるとか、もうほんと親だけ二人で住んでるけど、建物はめっちゃ大きいというような部分で、負担の割合を考えると厳しいものがあるのかなと思いますので、そういった整備の法の中でやっているのかなと思いますので、そこら辺も、今後、調整していってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

もう一つ、お尋ねしたいんですけど、先ほど説明で、再生可能エネルギーと電気自動車導入促進事業費というのを説明いただきましたけれども、県の方で、県有地とかに太陽光を設置するとか、県が率先してCO<sub>2</sub>の削減に取り組むというような形とか、または、長崎県での太陽光とか、そういったものの発電量の目標とか、何かあるんでしょうか。

【重野次長兼地域環境課長】再エネの発電量の目標という形でご質問があったと思いますけれども、先ほどから申しています、昨年3月に策定しました「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」におきましては、2030年度において1,360メガワットという目標を立てておりまして、令和3年3月末現在の数字でございますけれども、1,086メガワット、達成率が80%という形で進んでおります。

【浦川委員】今、もう始まった段階で80%もいっているなら、もっと長崎県は太陽光のまちなのように、設置できる場所はどこなのか、私もわかりませんが、そういう気概とかはある

んですか。もうこの1,360で、CO<sub>2</sub>の排出にしても、課題が7割、そっち側にあると言いましたけれども、そっち側のカバーをすとかというような対応は考えられるんですか。

【重野次長兼地域環境課長】千住副委員長の一般質問でも申しましたように、この計画については見直しということも、現在考えておりますので、先ほど説明しましたように、県有施設への太陽光発電設備導入可能性調査を今年度やりまして、この辺のデータを踏まえた上で、太陽光なり再生可能エネルギーがどこまで設置できるかということを経営の中に盛り込んでいければということ考えております。

【石本分科会長】ほかにご意見ございませんか。

【小林委員】育児休業の件について、お尋ねをします。

先ほど堀江委員とのやり取りの中で、長崎県の企業の育児休業の取得率が大体10%ぐらいだと、こういう答弁があったと思いますが、これはどういう調査をしたのか、その10%の根拠をひとつ教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】この調査は、県の雇用労働政策課が毎年行っております労働条件等実態調査で回答があった企業の集計になります。

【小林委員】そうすると、今の10%ということで、実態調査の中で毎年出てくるわけけれども、この率を、いわゆる担当者としてどのように受け止めておられますか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】国においては、民間企業における男性の育休取得率の割合、これを令和7年度に30%という目標を立てて取り組まれておりますので、本県においても、同様に30%を視野に入れたところで取組を進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】育児休業については、国が取り巻く環境の中において、やっぱりこれは毅然として取り組んでいただかなきゃいかんと、こういう空気になってきておりまして、行政の方としては、いわゆる出生率を上げるとか、あるいはそういう育児休業が取得しやすい環境整備を行わなければならない、そういう時代の流れがあっておるわけだから、そういう点からしてみれば、これから30%ぐらいを目指していこうかという方向づけは非常に活動しやすいのではないかなという感じがしますよね。

それでは室長にお尋ねしますけれども、例えば育児休業と、これからパパ産休とかいって、産後のパパ産休とかいうのが10月から始まるとかいうようなことを聞いておりますけれども、この育児休業と産後パパ産休とかいうもの、この違いは一体どういうことなのか、わかりやすく教えてもらいたい。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】育児休業は、ご存じのとおり、子どもさんが生まれられたご家庭で、男性・女性問わず原則お子さんが1歳になるまで取得できるものです。「産後パパ育休」は、今年の10月に新たに創設される制度でございまして、子どもさんが生まれてから8週間以内に4週間までお休みを取ることができる制度です。

【小林委員】「産後パパ育休」が、今言われるように、出生後8週間以内の子どもを養育するというようなことで、男性にもそういう育休というものが与えられることになったというところでございますね。

そうすると、いわゆる8週間以内の子ども、4週間休めるということですか。もう一回、お願いをいたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】子どもさ

んが生まれられてから8週間以内に4週間までお休みできるという制度でございます。

【小林委員】そうすると、その4週間分の給与、人件費等々の給与は誰が払うようになるんですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】それにつきましては、労使協定を締結している場合に、事業主において支払うことになっているようです。（「本当か」と呼ぶ者あり）

すみません、休憩をお願いします。

【石本分科会長】休憩します。

-----  
午後 2時16分 休憩

-----  
午後 2時19分 再開  
-----

【石本分科会長】分科会を再開します。

【小林委員】それでは、続けて質問したいと思いますけれども、今申し上げるように、現実に産前産後の給与の支給の仕方、当初、労使協定によって企業が払わないといけないと、こういう流れの話もありますけれども、よくよく調査したら、それは決して企業側で払わなければならないということではなくして、社会保険に加入している、そういう公的機関によって払うことが可能だと、こういうような話もありますので、これから特に、パパ産休とかいう、いわゆる男性側の育児休暇というのがこれから必要になってくるし、また、これが大きなうねりにならないといけないと思うときに、約4週間ということは1か月間ぐらいでありますから、その辺の一月分の給料、どこで誰が払うのかというようなことは、県の当局としては明確にきちんと受け止めていただきたいと思いますから、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、室長、大事なことは、例えば労使協定という言葉が出てきましたので、対象外にな



るような社員は、どのような状況の人が、いわゆる育児休暇は取れないとなっていくのかと、こういう点についてはいかがですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】対象外の社員につきましても、申し訳ありません、調べさせていただきます。

【小林委員】それじゃ、調べていただいて、こういうことは非常に大事なことで、これは県の当局としては、この辺のところについてはきちんと熟知していただかないと、こういう点を我々議会側で質問したときに明確にお答えができないということは残念です。

これはもうちょっとしっかりですね、この必要性、絶対にこれから流れは出てくるわけだから、室長においてもしっかり頑張っていただいているわけだけれども、こういうところについてはきちんとね、もうちょっと全体的に内容の質を高めていただくことを重ねてお願いをしておきたいと思います。

それじゃ、もう一つ、対象外になる中において一番問題は、正規の人と非正規の人、そういう非正規、パート、こういうような方々に対しての認識はどうですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】正規、非正規にかかわらず、男性の育休取得については促進していく立場にあります。制度につきましては、申し訳ございません、熟知したうえで、お答えさせていただきたいと思います。大変失礼いたします。（発言する者あり）

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

【瀬川委員】10月から、制度設計された新たな政府の政策が出てくるわけでしょう。そこに例示されているようなことがきちんと県の方に政府から伝わっているなら、あなたたちが職務怠慢。だけど、政府から制度設計の中途、明示

されていないなら、明示されていないので、今のところまだ確認できていないのでわかりませんと言わんと、今度は、議事をばかにしたことになる。だから、議事進行、よろしいでしょうか。

【石本分科会長】休憩します。

-----  
午後 2時25分 休憩

-----  
午後 2時28分 再開  
-----

【石本分科会長】分科会を再開いたします。

【小林委員】それでは、そのような形で、この育児休業については後でお願いをしたいと思います。

それでは、もう一つの議案であります再生可能エネルギー・電気自動車等導入促進事業費について、お尋ねをしたいと思います。

まず、この点については、長崎県としてもこういう脱炭素に向けて具体的な取組がいよいよ始まらんとしているのかなというようなことで、電気自動車等の購入促進キャンペーンというようなことになっているけれども、基本的にはCO<sub>2</sub>の今の状況というのが、これはもう本当に、依然として多くの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が排出されていると、こういう前提に立って何か取組をしなければならんということの中で、具体的に運輸部門と家庭部門と業務その他の部門において、具体的にひとつアピールしていこうではないかと、こういうようなことになっていると思うんです。

それで、ちょっと細か過ぎるかもしれないけれども、大事な話だと思うので、電気自動車と、今のガソリンで走るところの自動車、この辺の違いだけれども、実際的に、今、ガソリン車の大きさがどのくらい知らんが、1,800ccぐらいが大体通常なのかわからんけれども、そこから

排出している二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）はどれくらいあるか、ご存じですか。

【重野次長兼地域環境課長】委員ご質問の、通常のガソリン車1台当たりの二酸化炭素の排出量ということでございますけれども、普通車とか軽とか貨物とかの平均値になりますけれども、1台当たり年間大体1.5トン排出しているという状況になっております。

【小林委員】 そうすると、1.5トン排出をしているという状況であるならば、電気自動車に変えたときに、これがどのような形になっていくのか。例えば長崎県にどれくらいの台数があっていて、それを電気自動車みたいな形でやっていると、どのような大きな効果が出てくるかということ、数字的に明らかにすることができそうですか。

【重野次長兼地域環境課長】ガソリン車から電気自動車に買い替えた場合、二酸化炭素がどれくらい削減できるかということについて、まず回答させていただきたいと思います。

1,800ccクラスの普通車1台当たり、年間約1トン、これが普通の電気をを用いた場合になりますので、もちろん電気が再生可能エネルギーになってくると、より排出する量がゼロになってくると思われます。

現在の県内の自動車の保有台数といたしましては、九州運輸局の統計資料によりますと、長崎県で軽自動車とかバイク等を含めると約95万7,000台あります。そのうちの電気自動車等というものが、ハイブリッド車以上の二酸化炭素の排出量がガソリン車よりもより少ない車になるんですけれども、これが県内は約10%になっております。電気自動車は、令和3年3月末現在、1,327台となっていますので、再生可能エネルギーでつくられた電気自動車に変えるということ

であれば、1台当たり1.5トン削減でき、それ以外だったら、約1トン削減できるということになってくると思います。

【小林委員】なかなか明快な答弁をしてくれて、わかりやすいです。

それで、これからですけど、CO<sub>2</sub>をまき散らかすような現在の車と、じゃ、これから電気自動車というような前提に立ったときに、これは相当値段が高いんでしょう。今のガソリンで走る1,800ccぐらいの車と、これが同じ型で電気自動車になった場合に、その辺の単価がどのくらい上がるのか、それに対しての、いわゆる購入価格に対しての支援が、何か国の方でも考えているのかどうか、その辺はいかがですか。

【重野次長兼地域環境課長】まず、電気自動車の相場という形になりますけれども、バッテリーの大きさで価格が変わってきますけれども、国産電気自動車の新車販売価格については約200万円から600万円ぐらいとなっています。ガソリン車よりも大体100万円から200万円程度高くなります。

これに対する1台当たりの購入の補助については、クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金という経済産業省が出している補助金があり、通称CEV補助金と言われているんですけれども、これが、電気自動車に変えた場合、上限65万円となっております。

あと、その他として税の優遇とかもございまずので、こういうメリットを発信しながら、電気自動車等に変えていくような形で進めていきたいと考えております。

【小林委員】よくわかりました。明快に教えてもらって、なるほど。

そうすると、これは100万円から200万円ぐらいアップするというような状況だけでも、こ

れが大体65万円ぐらい補助があるというような形で、また、税金の対象も変わるかもしれないと、税の軽減が行われるかもしれないというようなことも含めて、非常に参考になるお話でした。

じゃ、最後に、この点については、これは法律を改正するのか、単なる努力目標でやるのか、この辺が非常に大事だと思うわけけれども、2030年といっても、もう目の前だからね。そういう点から考えてみても、最終的には2050年で排出ゼロだから、長崎県は46の流れを45.2ぐらいにやっているということだったと思う。そういう点からしてみても、ここの流れはどうか。

【重野次長兼地域環境課長】国が地域脱炭素ロードマップというものを策定しておりますけれども、その中では、2035年までに軽自動車を含む乗用車の新車販売を100%電動化するという目標が立てられておりまして、あくまで法改正という形ではなくて努力目標という形で、現在示されているところでございます。

県といたしましても、この方向性に向けて進めていきたいと考えております。

【小林委員】それから、ZEHプランナー等の育成研修というようなことが書いてありますね。要するに、各家庭で太陽光発電を載せて、これからCO<sub>2</sub>の排出を少なくしようというような流れもありますけれども、大体ですね、これも先ほど車が97万台と言っていたけれども、全県下において普通の世帯で、太陽光発電を載せた場合においてどれくらいかかるものかと、また、それによってどういう効果があるのかということをお話ができますか。

【重野次長兼地域環境課長】太陽光につきましては、普通家族、夫婦プラス子ども2人という

ふうな家族ですと、電気の使用量の規模としましては、1日当たり4.5キロワットという形になります。これを賄うような太陽光をつけるとした場合、大体一式130万円ぐらいかかると言われております。

現在、太陽光発電をつけている家族が、県内世帯数で言いますと約56万世帯中4万世帯、令和3年3月現在でつけております。

基本的に二酸化炭素の排出量が、1世帯当たり年間2.4トンという形になりますので、太陽光発電設置による削減量としては、大体年間0.5トンという形になります。

【小林委員】そうすると、結局、こういうことの中で、これからやってもらうけれども、最後に、市町とは連携をしっかりとってやっていただきたいと思っていますよ。この脱炭素の動きは、やっぱり県が目標を掲げ、国が目標を掲げ、2030年、2050年とこういう状況になっております。もう2050年は排出ゼロだからね。そういう状況を達成しなければいかんというときに、市町と県ががちりスクラムを組んでやっていただかなければ、なかなか厳しい状況じゃないかと思いますが、市町との連携は、この脱炭素に向けて、もう既にいろいろ取り組んでいただいているものと思いますけれども、どのようになっていますか、最後に聞かせてください。

【重野次長兼地域環境課長】委員ご質問の市町との関係ということでございますけれども、今委員がおっしゃられたように、この地球温暖化対策というのは、県だけで進めるものではなく、一定の市町だけで進めるものでなく、県内全ての市町が同じ方向を向いて進めていかないとなかなか対策がとれない事業だということで考えております。

今回、我々のところで県有施設への太陽光発電

電の導入可能性調査を予算計上させていただき  
ましたけれども、この結果を市町の方にきちん  
と伝達をして、市町が所有している施設への太  
陽光発電の導入可能性、できるかどうかという  
ところにつなげていただければと思ってい  
ます。

地球温暖化対策に関する全ての市町との会議  
を、現在定期的に、2～3か月に一回やっており  
ますけれども、こういう中で、今後、県が来年  
度計画しております重点対策加速化事業に対し  
ても、市町と一緒に進めていけないかとい  
うことも検討しながら、県内全域の市町と一緒  
になって地球温暖化対策を進めていきたいと考  
えております。

【小林委員】ありがとうございました。満点で  
す。

【石本分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ここで、一旦休憩を入れます。  
再開は、50分からです。

【石本分科会長】休憩します。

-----  
午後 2時41分 休憩

-----  
午後 2時50分 再開  
-----

【石本分科会長】分科会を再開いたします。

先ほどの小林委員の質疑に対し、その結果を  
まず回答をお願いします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】先ほどは  
勉強不足で、大変失礼いたしました。

このたび創設されます産後パパ育休制度につ  
きましては、休業した社員には、育児・介護休  
業法に基づき雇用保険から出生時育児休業給付  
金が、賃金の概ね8割程度が支給されることにな  
ります。

また、非正規の社員についてのお尋ねでござ

いますが、非正規の社員につきましては、週20  
時間以上の労働が雇用保険の加入の要件となっ  
ています。このため、この要件を満たす方が給  
付金を受給できるということになります。

【小林委員】今、室長の方から調べていただい  
て答弁いただきました。これは、もう少し私自  
身も勉強したいと思いますし、また、県当局の  
方におかれても大事な部分だと思いますので、  
しっかり確認し合っていきたいと思えます。

ただいまのご答弁で了承いたしました。あり  
がとうございました。

【石本分科会長】ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ほかに質疑がないようですの  
で、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】討論がないようですので、こ  
れをもって討論を終了いたします。

続きまして、予算及び報告議案に対する質  
疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第69号議案のうち関係部分、報告第4号のう  
ち関係部分及び報告第18号については、原案の  
とおり、可決、承認することにご異議ございま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【石本分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ  
可決・承認すべきものと決定されました。

【石本委員長】次に、委員会による審査を行  
います。

県民生活環境部においては、今回、委員会付  
託議案がないことから、所管事項説明後、陳情  
審査、所管事項について質問を行います。

まず、県民生活環境部長より所管事項説明を求めます。

【貞方県民生活環境部長】観光生活建設委員会関係議案説明資料 県民生活環境部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしております議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

1ページ目をお開きください。

（女性の未来参画推進事業について）

県では、女子大学生等が地元団体等と連携してまちづくりに主体的に関わることで、まちの未来に参画し、地元への愛着を深めてもらう取組を、長崎大学や活水女子大学、地元団体等と連携して実施しております。

昨年度から事業に取り組んでいる島原市の万町商店街、中堀町商店街においては、大学生から地元を示された提案を、いかに具体的な取組に結びつけていくか検討していただくこととしております。

また、今年度からは、新たに諫早市において地域に根差した活動を行っている女性グループと協働して事業に取り組むこととし、諫早市の活性化のために目指すべき姿を共有し、それを実現するための提案を行うことといたしております。

今後とも、若い女性の方が地元との結びつきを深め、愛着を持つことにより、将来的に県内への定着につながるよう、引き続き取り組んでまいります。

3ページ目をお開きください。

（飲食店第三者認証制度について）

新型コロナウイルス感染症防止対策として、昨年6月から飲食店の第三者認証制度を進めてまいりました。

その結果、認証店舗数は、6月20日現在で3,901店舗まで増加いたしました。依然として目標とする8,800店舗には及ばない状況でございます。今後とも、非認証店舗への働きかけや利用者に向けての認証制度のPRなどを強化することにより、認証数の増加に努めてまいります。

併せて、外出自粛や酒類の提供自粛により、経営に大きな影響を受けた認証店に対し、利用客が飲食代金に使用できるクーポン券を配布するとともに、認証店の利用客に抽選で県産品を贈るキャンペーンを実施し、認証店の利用拡大と感染防止に取り組んでいるところです。

今後とも、感染防止対策と経済の活性化を促進するため、認証数の増加と認証店における継続的な取組、県民に対する協力依頼など、引き続き、認証制度の普及に努めてまいります。

4ページ目をお開きください。

（長崎県動物の愛護及び管理に関する条例（仮称）について）

令和元年6月に公布された改正動物愛護管理法の内容を踏まえ、本県における動物愛護管理行政を取り巻く課題解決を図るため、独自の施策を盛り込んだ条例の制定について、県内21市町のご意見も伺いながら学識者や関係者で構成する条例検討委員会において検討を進め、このたび素案として取りまとめました。

主なものとして、特に本県の課題である「飼い主のいない猫への給餌等」についての規則や「多頭飼養の届出」について、規定することとしております。

今後とも、県議会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により、広く県民の皆様の声をお聞きしながら、令和4年度中の条例制定に向けて取り組んでまいります。

5ページをご覧ください。

（地球温暖化対策の推進について）

県では、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制のための各種施策に取り組んでおります。

このうち、家庭での節電活動を推進するため、従来からの取組として、小学校高学年の児童が家庭でできる省エネ活動を学び・実践していただくための「我が家の省エネ日記」への参加を呼びかけているほか、本県を含む九州7県が共同で行う、二酸化炭素の削減活動を促すためのスマートフォンアプリ「九州エコファミリー応援アプリ」の活用を推進しているところです。

また、6月補正予算では、県有施設への太陽光発電設備の導入可能性調査や次世代型住宅であるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、通称“ZEH（ゼッチ）”の普及促進に向けた資格者の育成研修会開催などの費用を計上いたしております。

このような取組は、国と同様に本県が目指す2050年度までの脱炭素社会の実現に向け、県民の皆様の日常における省エネ意識の向上を図るとともに、環境に配慮したライフスタイルへの転換について考えるきっかけづくりにつながるものと考えております。これまで以上に県民の皆様や関係機関等と連携し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

（国立公園雲仙の災害復旧及び活性化に向けた取組について）

県では、昨年8月の大雨により被災した雲仙温泉地区において、国及び雲仙市と連携して災害復旧・再生に取り組んでいるところです。

今年度は、昨年度実施した工法の検討結果に基づき、崩壊した八万地獄の上部斜面を安定さ

せるための工事に必要となる詳細な測量調査と実施設計を行い、秋以降に工事に着手する予定です。

また、滞在環境の上質化を図るため、国の直轄事業の施行委任を受け、被災していない地獄内の歩道を観光客が安全・快適に散策できるように、老朽化した柵や舗装等の改修工事を行うとともに、おしどりの池広場の整備を実施いたします。

引き続き、関係機関と連携して、雲仙温泉地区の早期の災害復旧及び活性化に向けた取組を着実に進めてまいります。

このほか、今回ご報告いたしますのは、1ページから順に、女性の活躍推進について、新型コロナウイルス感染症にかかる人権啓発等について、交通安全対策の推進について、食育の推進について、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組についてであり、内容は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【石本委員長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【本多県民生活環境課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料について、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年3月から5月までに実施したものとなっております。

初めに、資料1ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関

し、市町等に対し内示を行った補助金でございます。

直接補助金の実績につきましては、資料1ページから2ページに記載のとおり、長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金など計18件となっております。

また、間接補助金の実績については、資料3ページから4ページに記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金計19件となっております。

次に、資料5ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてでございますが、5ページから6ページに記載のとおり、11件となっております。なお、7ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、資料12ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、全日本海員組合と全国海友婦人会、並びに佐世保市から要望のありました3項目であり、要望項目ごとの県の対応につきましては、資料12ページから17ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

最後に、資料18ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。

附属機関については、上段に記載のとおり、長崎県環境影響評価審査会ほか3件、また、私的諮問機関等については、下段に記載のとおり、長崎県製菓衛生師試験委員会ほか2件を開催しており、会議の概要等につきましては、資料19ページ以降に記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【石本委員長】次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【眞崎生活衛生課長】ながさきコロナ対策飲食店認証制度の申請状況等について、ご説明いたします。

右肩に委員会補足説明資料1、令和4年6月生活衛生課と記載している資料をお開きください。

飲食店認証制度につきましては、大項目として2つございます。

まず、1つ目は、今年度実施する認証制度についてです。

昨年6月から進めてまいりました飲食店認証制度は、現在、新型コロナウイルスによる感染者が減少しているとはいえ、まだ感染防止対策が必要であることから、令和4年度も継続し、認証店には更新調査、継続調査を実施しております。また、非認証店につきましては、感染防止対策の確認調査を追加して実施しているところでございます。予算額は2億5,710万4,000円でございます。

令和3年6月15日の運用開始から現在までの件数ですが、資料におきましては5月30日の時点の件数を書いておりますが、6月20日時点で申請数が4,041店舗、目標の46%となっております。認証数が3,901店舗、目標数の44%となっております。今年度4月1日から109店舗の増加となっております。

そのほか、事業内容につきましては、記載のとおりとなっております。

2つ目は、認証店利用拡大キャンペーンについてです。

本キャンペーンにつきましては、クーポンキャンペーンと県産品プレゼントキャンペーンがあります。内容は、記載のとおりで、3月定例会の本委員会でご説明した内容と変更はありません。

6月20日現在、1,614店舗の参加がっており、

9月30日までの実施について、PRを含めて進めてまいりたいと思っております。

以上で、ながさきコロナ対策飲食店認証制度の申請状況等についての説明を終わります。

引き続きまして、「長崎県動物の愛護及び管理に関する条例（仮称）」の素案について、ご説明いたします。

右肩に委員会補足説明資料2と記載の資料をお開きください。

本条例は、改正動物愛護管理法の内容を踏まえまして、本県の動物愛護管理行政における課題解決を図るため、全16条となる条項を規定しております。

その主な事項といたしまして、第1条の目的から第7条までは総則として、目的と関係者の責務と役割について規定しております。第8条は、飼い主の遵守事項について規定しております。動物の健康管理や人に迷惑をかけないことなどを規定するほか、終生飼養することを明記しております。

次のページをお開きください。

第9条では、本県の課題の一つである多頭飼養の届出についてです。多数の犬猫が不適正に飼養されることで、生活環境被害や多数の引き取りにつながることから、犬または猫の数が1施設において10頭以上になるときに届出なければならないとするものです。

次に、主なものとして第12条です。本県での大きな課題である飼い主のいない猫への給餌等についてです。本県は飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の殺処分が多く、殺処分数の猫の8割が子猫であり、子猫の引き取りが課題の一つであることから、野良猫の繁殖を抑制するためにも、野良猫の給餌等が問題となっているため、これを規制するものです。

以上が、条例素案についての説明です。

今後の予定ですけれども、8月にパブリックコメントを実施し、その結果を9月の委員会でご報告後、11月に上程し、令和5年4月施行の予定としております。

以上で説明を終わります。

【石本委員長】次に、提出のありました「政府施策に関する提案・要望」について、説明をお願いいたします。

【本多県民生活環境課長】去る6月上旬に実施いたしました「令和5年度政府施策に関する提案・要望について」、県民生活環境部関係の要望結果をご説明いたします。

県民生活環境部におきましては、重点項目である国営諫早湾干拓事業についてをはじめ、一般項目の海岸漂着物対策について、国立・国定公園における国内外の誘客対策等の推進について、離島地域に係る燃油価格の格差是正についてなど、合わせて9項目の要望を行っております。

要望先といたしましては、環境省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省の4省であり、環境省和田総合環境政策統括官ほか28名に対し要望書を配付いたしました。

また、7月上旬には上京いたしましての要望活動も予定しております。今回の提案・要望の実現に向けて、引き続き国への働きかけを行ってまいります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

【石本委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、14、15、19、25番で



ございます。

陳情書について、何か質問はございませんか。

【小林委員】この陳情書一覧表の番号、25番、大村市から陳情・要望がっております、要望3の重点要望、「アニマルポート長崎の施設の再整備について」というようなことで要望書が届いておることはご存じのとおりだと思います。

それで、今、課長の方から、来年度の4月、条例を制定するんだと、こういう状況の中でパブリックコメントもやっていきたいというようなことの中で、こういう素案が出てきているわけですよ。

この素案を見たときに、今の大村に所在するアニマルポートのいわゆる現状というものと、ここの条例の中身が全体的確に、片や条例でこう言っているけれども、現実にアニマルポートはどうなっているかと、この辺がめためたなんです。こんなやり方をされておって、この条例をつくると。条例をつくることは、国の流れもあるわけで、これは非常に結構なことだと思うけれども、それに見合うアニマルポートの整備をきちんとしないと、条例という形が、これは大きな批判を受けると思います。ここのところは、ひとつ部長、あなたの方でもしっかり受け止めていただきたいと思うんです。

実際、大村市からの陳情・要望の際には、知事も出席されておりますし、あなたも担当部長としてお見えになっております。具体的に予算の関係もあるけれども、今こういう動物愛護という一つの大きな流れの中で、長崎県の所管するところのアニマルポートが、現状のままで果たしていいのかどうか、この点については、部長どういうふうにお考えを持っておられますか。  
【貞方県民生活環境部長】委員お尋ねのアニマルポートの現状について、これでいいと思うの

かというご質問でございますけれども、やはり殺処分数をゼロに向けていくというような大きな目標のために、今回、条例も制定しているわけでございますが、そういった目的のための拠点となる施設でございますので、やはり一定の規模、そして一般の方に譲渡できるような設備の整備、そういったものが必ず必要になってくると思います。

したがって、施設については、できるだけ予算と施設の場所等の確保は必要でございますが、そういったものは可能な限り早くつくるべきではないかと考えております。

【小林委員】担当部長として、アニマルポートの建替えの時期が来ているとか、非常に老朽化しているとか、あるいはいろんな動物愛護の、県民の皆様方が現地に行きにくいというような状況にあることは、よくご存じだと思います。やっぱり老朽化しています。それから、狭い。

そういう状況だから、この際、お金もかかるけれども、やっぱり建替えをやっていかなくちゃいかんと。今言うように、愛護の条例というものをつくるならば、それに見合うきちんとしたアニマルポートの整備をしなければ、絶対に一致しないと思うわけですね、中身が。だから、具体的にこうやって、部長も、日頃はっきり言う人が、あなたも何か遠回しに言っているみたいで、どうもあなたらしくないわけだけれども、タイムスケジュールとか行程表とか、そういうものの中で、いつ頃どうするかということで、大村市当局としっかりと話し合わなければいけないんじゃないかと。

今の空港の近くにあるところは、要するに、非常に狭隘というか、場所が狭いと。今の状況というのは、調べてみたら、犬が15匹、猫が6匹入れればもう超満員というような形で、今、殺

処分が日本一になっているわけですね、ワーストワンで。

こういう状況を考えてみても、本当に、片や動物を愛するという条例をしっかりとつけて、これから繁殖を、野良猫、野良犬というところについてもきちんと、殺処分というものをしないでいいようにやっていこうとされているわけですよ。

そういうようなことであるならば、具体的にここをいつ頃どうすると。しかも、今の場所は建物も狭い、場所も狭い、そういう状況の中で動物愛護の方々が来にくいと、非常に大きな批判とか、県は言うこととすることが違うというようなご批判がかなり耳に入っているわけです。

この際、こういう条例をおつくりになるならば、やはりタイムスケジュールで、今の状況の中のものをどうすると、このアニマルポートをどうするというのをきちんと明らかにしてもらいたいと思うんだけど、それについて、ひとつ明快なご答弁をいただきたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】動物の殺処分ゼロに向けましては、今回、条例の素案をここでご審議いただくわけですが、そういったもののプラス、やはり収容数を減らしていく、譲渡数を増やしていく、そういった取組のための拠点となる施設の整備というものも、当然行う必要があると考えております。

そのために、いつ、どういったことを、どのような規模でやっていくかと、そういったことについて行程表、ロードマップというものをつくっていきたくて考えておりますので、そういったロードマップをつくる中で施設の整備についても、一定時期等も含めお示しをしていきたくて考えております。

【小林委員】是非ともロードマップをつくって

もらいたい。だから、私が言っているようなスケジュール、行程表をしっかりと、皆さん方と話し合いながら、また、大村市当局としっかりと詰めてもらいたいと思っているわけですよ。

今の状況の中で言えることは、いわゆる殺処分をこれから考えていかなくちやいかんと、もう殺処分がワーストワンでは困ると、こういうことははっきりしているわけですよ。だから、殺処分を少なくするという事は、これを減らすということは、施設整備をはっきり、きちんとしなければ、ここと連動しているわけですよ。

担当課長、ちょっと聞きますけれども、要するに、殺処分を少なくするためには、施設整備をすることによって殺処分というのが少なくなるというようなことについてはどう考えておりますか。

【真崎生活衛生課長】殺処分を減らすということと施設について、どう関連するかというご質問ですけれども、やはり今、委員おっしゃいましたように、犬が15頭、猫が6頭というすごく少ない頭数が収容能力としてあります。

殺処分を減らすためには、やはり少し長く飼える状態をつくるべきだというふうに思っております。したがって、そういうことを考えますと、収容能力を増やしていかなければならない。また、さらに動物愛護の機能を充実させるために、例えば研修室とか、そういうものも増やしていかなければならないというふうに考えております。

【小林委員】いずれにしても殺処分を減らすということについて、施設整備は避けて通ることができないということですよ。

今の予定では、何か耳に聞こえてくるような話では、部長、大体まだ10年間は建替えることができないみたいな、そういう話が耳に入って

くるんだけれども、これでは、令和5年4月から愛護の条例をつくってどうのこうのとかということと現実はどうぞというようなことを指摘しているわけです。

だから、ロードマップをこれから研究していきたいと、こういう状況になっているわけだから、正直言って大村市側は、もしお話があるならば、場所はこういうところでどうでしょうかと、そういう子猫にしても犬にしても、そういう動物の愛護にふさわしい環境整備の場所が考えられておるところでありますから、もう少し行動を速やかにしてもらいたいと思うし、これを口先だけでごまかさないでもらいたいと思うんです。

部長、最後に、これからもう少し進捗させてもらいたいと思っているけれども、何か進捗できない理由があるのか、やる気がないのか、どうなのか、言葉でいいころかげんな話をされても困るし、そういう点から見てみれば、あなたが今日どんな話をするのかによって、こちらとしてもその対応を考えていかなくちゃいかんと思うから、明確なご答弁をお願いして終わりたいと思うから、きちんにご答弁をお願いします。

【真方県民生活環境部長】先ほどもご答弁申し上げたとおり、ロードマップを、現在検討しているところをございまして、その中ではっきりとこの時期というのが明示できるように取り組んでまいりたいと考えております。（「いつ頃つくるのか」と呼ぶ者あり）

そこについては、まだ現時点で確答できるような状況にございません。というのが、財源の確保がなかなか難しいということです。

それから、また、どこに建替えるのかということとかがまだ不明確というか、適地が見つかっていない状況、現在地で建替える可能性もゼロ

ではないということで、そういったことを踏まえて、施設整備の時期、規模にも関係してくるものですから、そういったところを少しずつ明らかにしながら、関係するところとも協議をしながら決めていきたいと考えております。

【小林委員】部長、財源がかかるというようなことについては、当然だ、財源は。幾らぐらいかかるのかというようなことと、交付税措置とか、あるいは国の補助金とかどうなっているかと、私は調べて知っているけれども、あなたが知らないわけではないと思うんだよ。丸々100%財源を長崎県で出さないといかんわけじゃないし、環境省の方から2分の1は補助としてあるわけだし、ひよっとしたら、交付税措置も出てくるかもしれないし、この辺のところはもう少し、あなたらしくもない、しっかり勉強せよ、そうやって。

と同時に、場所についてもどうのこうのと。大村市は、さっき言っただろうが、ちゃんと予定をしていると、話が出てくればと。そのくらい動物愛護の流れは高まっておるわけだよ。具体的に全然、そうやって知事要望の中で挙げていても、そうやってまやかしの言葉ばかり言って、全然先に進めないような話。だから、財源にしても、場所にしても、場所は、話に行けば、すぐここだというような話が地元から出てくると思うし、もう少し行動をとったらいいと思うんです。

次の議会の委員会では、もう少し前向きな、もうちょっと理にかなう話をぜひともやってもらいたい。そうしなければ、この条例を策定すること自体が、私はおかしくなっていくと思いますから、重ねてお願いして終わります。

【石本委員長】ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【堀江委員】「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の説明資料の5ページ、1,000万円以上の契約状況一覧表の番号4番、ながさきコロナ対策飲食店認証制度運用業務委託を2億4,500万円の契約金額で、これは契約相手方で随意契約をしています。契約相手方の業務を想定するに、ここでないとコロナの飲食店認証制度が受けることができないという理由が私には見えないんですが、なぜここに随意契約となったのか、説明を求めます。

【眞崎生活衛生課長】なぜここに随意契約となったかというご質問ですけれども、令和2年度からteam NAGASAKI SAFETYと称しまして、宿泊・観光施設などの調査、認証の付与に取り組んでいる実績があります。また、そこで飲食店の認証制度においても、令和3年度から同様に、新型コロナウイルス感染防止という理念を同じくする両制度を一体的に進めてまいりました。

また、この会社が、感染防止対策が専門である長崎大学との監修・協力体制を構築しておりまして、円滑・迅速な連携が可能であるということ、それから、これまで普及を行ってきたteam NAGASAKI SAFETYのさらなる周知を行うとともに、感染防止対策の徹底を図るために見回りとか、広報を行っていく必要があるということで、この会社と随意契約しております。

【堀江委員】契約相手方は、例えばコロナのワクチン接種、そのワクチン接種の業務委託も受けていますよね。つまり見回り、それから様々な、いわゆるこれは認証制度運用業務委託ですから、1軒1軒お店とお話をしてという業務、一方で、もちろん時期は違ってくると思うんでしょうけれども、実際にワクチン接種の業務委託を請け負っているというふうに私は認識をしています。職員の皆さんが、それだけたくさんいるわけ、この会社には。

【眞崎生活衛生課長】この会社から、例えば調査員につきましては再委託をしております。そういう形で、この会社だけで運営しているということではありません。あと、コールセンターとかもです。

【堀江委員】だから、この契約、相手方が再度職員を雇用して調査活動するとなれば、それは、例えばこの会社でなきゃいけないということでもないのではないかという疑問があるんですね。

というのは、今、縷々言われた宿泊とかいろんなことにこれまで取り組んできたし、長大との関わりもあるというふうなことなんですけど、私としては、よこしまな考えとして、コロナで本業が成り立たないという中で、コロナのワクチン接種もここ、そして、ながさきコロナの認証店の認証制度もここ、じゃないのかなと思わず疑問に思うものですから、しかも額が高いですよ、億単位。どうなのかなという私の疑問を、払拭してください。

【眞崎生活衛生課長】令和2年度からteam NAGASAKI SAFETYということで、感染防止対策と認証、要は経済を回すということで進める実績がありました。その考えも同じでありまして、そのときは宿泊・観光で終わりました

けれども、令和3年度からは、飲食の方も同じような形で進めることができるということで、この会社としたところがございます。

【堀江委員】県民生活環境部としてはそれで終わるんですけど、私も言ったように、今度は文教厚生委員会所管であるコロナのワクチン接種の業務委託というのを受けているんです。そういうことも含めて、なぜコロナに関わってこんなのか。理由は、team NAGASAKI SAFETYという理由がありましたので、それ以上は答弁がないと思うんですけど、いずれにしても、私のよこしまな疑問は十分解けたとは言えないということを申し上げて、質問は終わります。

【石本委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】それでは、次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果について」、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【堤委員】長崎県動物の愛護及び管理に関する条例素案について、お尋ねをします。

3月の委員会的时候に、この条例の検討状況について、ということで概要が出されていまして。今回、素案ということで出ていますけれども、いろいろわからないところをお聞きしたいと思います。

まず、3月のときの資料に、既に類似の条例を持つ市町においては、本条例と重複する条項は適用しないということで、長崎市が来月から条例を施行されるということで、それはわかるんですけど、最後のページの適用除外というところで、「第12条の規定は、対馬市の区域におい

ては適用しない」とあるんですが、これはどういうことなのかを、まずお尋ねします。

【真崎生活衛生課長】現在、対馬市におかれましても、動物愛護の猫の条例が、実際、現存しております。その中で第12条におきまして、飼い主のいない猫への給餌という条項が、同じような条項があります。

ということで、ここに除外規定ということで書かせていただいております。

【堤委員】対馬市の方で猫の条例を策定中なんですかね。（「制定されています」と呼ぶ者あり）もう制定されていて、重複するということですね。わかりました。

それからこの中に、第2章第8条で、飼い主の遵守事項というのがあるんですが、一番最後に、終生飼養することとありますけれども、最後まで、動物が亡くなるまで飼っていかうとしても、やむを得ず飼えなくなる状況というのが出てくるのではないかなと思うんですが、そういう終生飼養が困難になった場合、譲渡したりとか何とかということも盛り込んだ方がいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【真崎生活衛生課長】委員おっしゃいますように、飼っていても実際飼えなくなるというような状況もございます。こういうときにつきましては、法律の中で、譲渡するというようなところも書かれておりますので、条例の中では、この部分は書いておりません。

ですので、遵守事項ということで、飼い主は終生飼養することというふうに書いておりますが、飼えなくなった場合につきましては、例えば譲渡するとか、譲渡先がない場合は保健所が引き取るとか、そういうような形も可能になってきております。

【堤委員】そうしますと、法律にそういう内容

が含まれているので、条例の方ではそれは入れないと、そういう解釈でよろしいんですかね。

それから、同じようなことですが、例えば動物が死亡した場合の飼い主の対応ですね、それから、災害が発生したときなど、飼い主がその動物を保護したり避難したりということも必要になってくるかと思うんですが、その点についてはいかがですか。

【真崎生活衛生課長】動物が死んでしまったりとかはどうするかというような部分とか、災害の部分、このあたりにつきましては、条例ではなくて、長崎県では動物愛護推進計画というものを策定しております。その中で、災害についてはどうするかというようなところも書いておりますので、そちらで対応してまいりたいと思います。

【堤委員】わかりました。私は計画の方は見ておりませんでした。

そうしますと、計画に含まれているかもしれませんが、この条例では、動物というのは法律の第44条4項に規定する動物を言うということですが、哺乳動物とか鳥類とか爬虫類のいろんなものだと思うんですけど、特定動物という規定が法律にはあったかと思うんですが、そのことについてはいかがでしょうか。それもやっぱり法律にあるからということでもう入れないと、そういうことでしょうか。

【真崎生活衛生課長】委員おっしゃいますように、法律の方で特定動物については規定されておりますので、条例については規定をしておりません。

【堤委員】本県の課題として、飼い主のいない猫への餌やりとか多頭飼育というのは、本当に今問題になっていると思うんですが、12条のところ、飼い主のいない猫への給餌及び給水に

ついて、規則で定める猫を対象とし、というのがありますので、この条例の後に規則をきちんとつくられるんだと思うんですが、野良猫を捕獲して不妊手術とか去勢手術とかするということも、捕獲が非常に難しかったりするところがあるので、そこのももしっかり踏まえたいというふうに思います。

それからもう一点、説明資料の5ページに地球温暖化対策の推進について、のところで、二酸化炭素の削減活動を促すためのスマートフォンアプリ「九州エコファミリー応援アプリ」の活用を推進しているところとあります。私もこの「九州エコファミリー応援アプリ」というのをスマホに入れてみたんですが、福岡県が始められて、それで九州7県に広がっているというふうなことかなと思います。宮崎県あたりが大分いろいろ取り組まれているんですが、本県でアプリの活用を推進しているところについて、中身がちょっとわからないんですが、まだまだ周知とか進んでいないと思うんですが、どう取り組んでいらっしゃるのか、お尋ねします。

【重野次長兼地域環境課長】九州エコファミリー応援アプリにつきましては、先ほど委員がおっしゃられたように、福岡県でまず始まって、昨年度から九州7県でこのスマートフォンアプリを始めているところでございます。

現在、900名弱がこのアプリに登録しているんですが、なかなか進んでいないと、思ったよりも進んでいないところがございます。

例えば県政番組などで取り上げてもらったり、県庁のメールを使って周知を図ったり、市町にお願いをしたりして、現在進めているところでございますけれども、まだまだ推進が追いつい

ていないというところもございますので、今後は、もうちょっとメリットが見えるような形で周知徹底を図って行って、今後、このスマートフォンアプリを活用するような形で進めていきたいと考えております。

【堤委員】わかりました。県政番組とかメールとか、市町への働きかけ、あと、県の広報誌などを使った周知というのもあるかと思うんですが、アプリを使ってどこまで二酸化炭素削減につながっていくのかなというのは、ちょっと私も、関心を持つというところには意義があると思っていますんですが、そこが結びついていくのはなかなか難しいかなという気がしています。

それと、今、メリットと言われましたけれども、エコファミ協賛店というのがありますが、県内で幾つか協賛店というのがあって、そこに行ったりなんかするとポイントがつくとかというのがありますが、まだまだ始まったばかりで協賛店が非常に少ない。特に県北地域がほとんどないような、佐世保の展海峰が一つあったかなと思うんですが、まだまだそういうところがこれからかなと思いますので、やはりそういうところ、協賛店を増やしたりとか働きかけをしていただいて、これを使うことでのメリットというのを、本当に県民の皆さんに広げていただきたいと思います。

以上で終わります。

【石本委員長】 そのほかございませんか。

【堀江委員】 資源循環推進課長にお尋ねいたします。

教えていただきたいんですが、海での養殖カキですね、あのカキの貝殻が大量に放棄されているとなっている場合は、これは廃棄物となりますか。例えば一般廃棄物、産業廃棄物とあるんですが、そういう区別になるのかどうか、教

えてください。

【吉原資源循環推進課長】 委員ご質問のカキ殻については廃棄物になります。

ただし、その廃棄物にも産業廃棄物と一般廃棄物という区別がありまして、廃棄物処理法上は、まず、産業廃棄物についてですが、あらゆる事業活動に伴う燃え殻、汚泥など12種類の廃棄物、それから特定の事業活動に伴って排出される紙くずとか木くずなどの7種類の廃棄物、それと廃棄物を処理したものであるというふうに産業廃棄物は定められていて、それ以外のものが一般廃棄物になります。

先ほど委員がおっしゃったカキ殻については、どのような業種から発生したものがわかりませんが、カキ殻というのは動植物性残渣に含まれて、例えば食料品製造業とか、医薬品製造業、香料の製造業とか特定の業種から出てくるものが産業廃棄物、それ以外の業種から出てくるものについては一般廃棄物となります。

【堀江委員】 それで、いわゆる養殖業者がカキの養殖をしているんですけども、それでカキの貝殻がそのまま放置されているというふうな状況なんですけど、そうなった場合は、個々、個別的な話になるのかと思いますが、一般論としては、今私が言っている事例の場合は、これは産業廃棄物とまではいかないということですか。

【吉原資源循環推進課長】 一般廃棄物となります。

【堀江委員】 一般廃棄物となった場合、例えば陸地に放置されている、あるいは海の中に放置されている、放置されている先が違ったらどうなりますか。

【吉原資源循環推進課長】 放置先によって、そのことを指導する所管部署が違ってきます。一般廃棄物については、基本的に市町が指導する

という形になっておりまして、海中であれば海上保安部の方の指導になります。

【堀江委員】 ごめんなさい。基本的なことを聞いて申し訳ないんですが、陸地に放置をしていた場合は一般廃棄物として市町、これはいわゆる保健所の対応と考えていいんですか。それとは全く違いますか。

【吉原資源循環推進課長】 基本的に市町の対応になります。保健所の方にもそういった苦情が入ってきて、市町と一緒に行動して、事業所の方の指導もするというようになっております。

【堀江委員】 一つの事例として言えるのは、カキの貝殻が陸地に大量に放置されていると、夏場になるとそこから臭い、それから、何て言うんですか、コバエみたいな、住民生活にとってはそれが、風の向きによっては生活ができないという場面もあったりするわけですよね。そうなったときには、これはいわゆる一般廃棄物ということで、市町の窓口で相談ということでもいいのかどうかというのと、あと、こういうのは期限があるのか。放置をされていた、それがもう3年たったら終わりとか、そういうふうな期限があるのか、この2つも教えていただけますか。

【吉原資源循環推進課長】 そういった苦情の窓口としましては、まずは市町、または保健所の方にも、そういった衛生関係の苦情について窓口がございますので、どちらでも受けられるという形になっております。

また、先ほど委員の方からもう一つ質問がありました。期限はないのかということについて、投棄をした時点から5年を経過したものは、刑事告発などによる処分はできないことになっております。

【堀江委員】 最後に一点、教えてください。窓

口は、市町の窓口というのは理解いたしましたが、長崎県にはそれぞれ振興局がありますよね。この振興局はどういう役割になりますか。

【吉原資源循環推進課長】 振興局には保健部、保健部の中に衛生環境課という廃棄物の関係の業務をしている部署がございます。そこが、対応するというようになっております。

【堀江委員】 ありがとうございます。個々、具体的な内容については、いずれまた、直接ご相談したいと思います。

終わります。

【石本委員長】 ほかにご質問はないですか。

【浦川委員】 産業廃棄物の収集・運搬とかしている業者自体が、ストックヤードか何か知らんけど、ずうっと積んで、進入路付近でもずっと積んでいきよるところはあるんですけど、そこは地域住民からもいろんな形で、苦情というような形で要望というか、対策を言っているんですけど、先が見えないというか、全く改善されないのにどんどん、どんどん積んでいく状況があるんですけど、最終的に火事になったりとか蚊の発生、先ほど堀江委員の方からもお話がありましたけど、対策が全く進まないんですよね。状況はどんどん、どんどん悪くなる一方なんですけど、そういったときに収集・運搬の許可という部分が県の方で出ていると思うんですけど、止めることはできるんですか、できないんですか。

【吉原資源循環推進課長】 産業廃棄物の収集・運搬の許可につきましては、県、それから佐世保市、長崎市の方で、それぞれの所管の部署で許可を出しているところでございます。

浦川委員がおっしゃるように、収集・運搬事業者の保管場所に廃棄物を大量に置いているという場合には、保管基準というのがございます



ので、その保管基準に沿うように、まずは適正保管量になるように指導すると。それでも改善が進まない場合につきましては、改善命令とか措置命令をかけて改善を促していくという形になります。

それでもまた先に進まないということであれば、許可の取り消しというのでも考えられます。

【浦川委員】許可の取り消しとなったら、業としてできんごとなって、例えば処分が進まないという悪循環が発生すると思うんですけど、だから、ストックヤードの、どれくらい保管基準があるのか、私はわかりませんが、その保管基準もやっぱりオーバーしているのなら、是正するまで許可の中断とかいうふうに、要請として法的かわかりませんが、やっぱりしないと、改善しないのにどんどん増えていくだけ。資源として鉄くずなのか何なのかわかりませんが、そういった材料というか資源として持っておくというのわからないんですけど、本当に溜めているだけで進んでないから、そこは対策というか、県としても方針を示した方が、以前も大村のでも、タイヤをずっと積んでいたところも行政指導したと思いますけれど、そういうふうにならないようにしてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

【石本委員長】ほかにございませんか。

委員長を交代します。

【千住副委員長】委員長を交代しました。

【石本委員長】1点確認ですが、私の地元で御厨というところがあるんですけど、そこにある大きな養豚場がありまして、海岸沿いにですね。この養豚場の糞尿の臭いというのが、かなり前からひどいんですよ。年間、多分半分ぐらいは、周りの方は、その臭いで、夏は窓も開けられないとか、とにかく養豚の糞尿というのは、本当

に臭いがきついというのはご存じの方もおられると思いますけど、こういったことで、例えば環境の立場から何か規制とか、是正とか、そういう対応ができるのかできないものか、その確認をしたいと思います。

【重野次長兼地域環境課長】今、養豚場の悪臭関係ということでございますけれども、悪臭、騒音、振動につきましては市町が担当する業務となっており、先ほどから資源循環推進課長が発言していますように、保健所の方でも苦情を受け付けておりますので、市町と一緒に頑張って対応するという形になっていくと思います。

ただ、一点、養豚場などの家畜糞尿につきましては、農林部の方でも指導しておりますので、そこと一緒に指導していく形になっていくと考えております。

【石本委員長】これまでにそういった苦情というか、市町からの問い合わせとかというのは、過去にあっていませんか。

【重野次長兼地域環境課長】松浦市の関係で私が把握しているところはございませんので、後ほど個別の事案で教えていただければ、対応状況を把握したいと考えております。

【石本委員長】かなり長い時間、地元の苦情がなかなか、最初に養豚場があって、後から町が広がったということもあるかもわからないし、最初は規模は小さかったんですけども、今、大規模なんですよ。それで、どうしても耐えられないという状況までなっていますので、後のことは保健所、また市町との対応ということですので、また個別に確認させていただきたいと思います。

以上で終わります。

【千住副委員長】委員長を交代します。

【石本委員長】委員長を交代しました。

ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】ほかには質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時51分 休憩

-----  
午後 3時51分 再開  
-----

【石本委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時52分 休憩

-----  
午後 3時52分 再開  
-----

【石本委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時53分 休憩

-----  
午後 3時54分 再開  
-----

【石本委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【石本委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 3時55分 閉会  
-----

# 観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和4年6月23日

観光生活建設委員会委員長 石本 政弘

議長 坂本 智徳 様

記

## 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 74 号 議 案	長崎県県営空港条例の一部を改正する条例	原案可決
第 75 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 78 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 79 号 議 案	訴えの提起について	原案可決

計 4 件（原案可決 4 件）

委員長（分科会長） 石本 政弘

副委員長（副分科会長） 千住 良治

署名委員 堀江ひとみ

署名委員 西川 克己

---

書記 平古場 俊一

書記 岩下 和彦

速記 (有)長崎速記センター